

都市政策

季刊 '09. 1

第134号

特集

これからの神戸づくりの論点

巻頭言

これからの神戸づくりに向けて …………… 矢田 立郎

論文

これからの都市づくりの視点 …………… 新野幸次郎

転換期を迎えた都市の空間計画と政策 …………… 安田 丑作

都市の経済戦略

— City-Region Innovation 政策へ — …………… 加藤 恵正

神戸の福祉都市像を求めて …………… 松原 一郎

海外レポート

神戸とニューオリンズのジャズ交流

— 大災害からの復興における文化の役割 — …… 太田 敏一

行政資料

神戸市次期基本計画のあり方懇話会報告書（抜粋）

神戸の将来を考える市民ワークショップの結果報告

神戸らしさをデザインする

— デザイン都市推進のための提言 — （概要）

神戸市の最新のプロジェクトや施策を網羅

主要プロジェクト

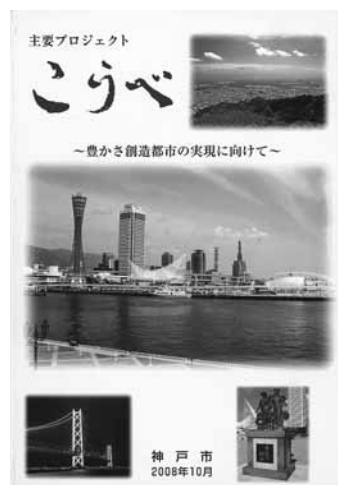
こうべ

～豊かさ創造都市の実現に向けて～

全ページカラー印刷 A 5 版 258ページ

定 価 冊 子 1,000円 (税込)

CD 版 1,000円 (税込)*



主要プロジェクト「こうべ」は、神戸市の最新の施策・プロジェクトをコンパクトに網羅し、市政の新事業・方向を知ることが出来る冊子です。また、今回から本書をより有効に活用していただくため、新たにCD版もあわせて販売いたします。

内 容

第1章 グラフで語る神戸の動き ～人口・経済・財政～

第2章 これからの神戸づくり ～総合基本計画と新たなビジョン(中期計画)・
行政経営方針・「デザイン都市・神戸」の推進～

第3章 主要プロジェクトの動向 ～新規事業・主要施策～

第4章 市民が主役のまちづくり ～協働と参画の事例紹介～

資料編 事業・統計のデータ集

* 冊子購入者は257ページ裏面にある「2008CD」の紙片を葉書に貼付し、下記文書館宛へお申込み頂ければ特別販売価格500円(税込)で購入できます。但し、数に限りがありますので事前に電話での在庫確認をお願いします。(☎ 078-232-3437)

内容お問合せは—

神戸市文書館

☎651-0056 神戸市中央区熊内町1-8-21 ☎078(232)3437 Fax078(232)3840

購入お申込みは—

田中印刷出版(株)内 みるめ書房

☎657-0845 神戸市灘区岩屋中町3-1-4 ☎078(871)0551 Fax078(871)0554

神戸市内主要書店にても発売中

巻頭言

これからの神戸づくりに向けて

神戸市長 矢田 立郎



神戸には、美しく恵まれた自然環境やまちなみ、開放的で自由な気風や風土からなる独自の生活文化、営々と受け継がれてきた高いものづくりの技術や充実した都市基盤など、世界に誇れる多様な資源があります。

神戸市では、こうした資源を生かしながら、市民生活の充実と都市の活性化を図るため、これまで4次にわたる総合基本計画を策定し、計画的で総合的なまちづくりを市民の皆様とともに進めてまいりました。現在は、「第4次神戸市基本計画」、「区別計画」及び「新たなビジョン（神戸2010ビジョン・区中期計画）」に基づいて、震災復興の過程で培われた人と人との絆や自律と連帯の精神を生かしながら、市民の皆様との協働と参画を基本姿勢として、住みたくなるまち、内外の人が集うまちの実現をめざしているところです。

これらの計画は、2010年（平成22年）に目標年次が到来するため、現在、次期基本計画の策定準備を進めています。

市民生活や神戸づくりをめぐる環境は、少子・超高齢化の進行、国内外の都市間競争の激化、地球環境問題の顕在化など、常に変化しています。最近では、米国発の金融危機に伴い、日本経済も歴史的な景気後退局面を迎えております。

こうした社会潮流の変化に対応しながら、市民の皆様と心をつなげて、市民生活を守り、活力のある魅力的なまちを次世代に引き継いでいきたいと考えており、次期基本計画では、市民の皆様との協働と参画によってめざすべき神戸の将来像を描きたいと考えています。

この計画の策定にあたり、平成20年7月に有識者からなる「神戸市次期基本計画のあり方懇話会」を設置し、今後の神戸づくりの基本的な方向性や次期計画の体系や期間などの枠組みについて議論いただき、11月に意見をまとめた報告書を提出いただきました。

今後、この報告書を活用して計画の策定方針を定めるとともに、広く市民の皆様のご意見を聞きながら、計画素案の検討を進めてまいります。また、平成21年度には、「神戸市総合基本計画審議会」を設置し、計画の策定を進める予定です。

今後とも、神戸の持つ魅力と震災復興の経験・教訓を生かしながら、市民の皆様とともに神戸らしい特色のあるまちづくりを進め、安全・安心で誰もが住み続けたい、また訪れたい、魅力あふれるまちを次世代に継承したいと考えていますので、次期基本計画の策定に向けて、多くのご意見を寄せていただきますようお願い申し上げます。

特集「これからの神戸づくりの論点」にあたって

我が国は、平成17年より国全体としては人口減少社会に入り、今暫く増加傾向がみられる大都市部においても、近い将来に減少に転ずることが見込まれるなど、大都市行政を取り巻く社会情勢は大きな転換点を迎えている。限られた経営資源で、人口減少・超高齢化、アジア大交流時代の到来などの長期的な社会潮流を見据えながら、市民生活の質の向上、都市の魅力・活力の向上などに取り組むためには、優先すべき目標・戦略を明確にすることが重要とされる。

このような情勢の下、神戸市では、市政の基本方針を定める「第4次神戸市基本計画」「区別計画」「新たなビジョン（神戸2010ビジョン・区中期計画）」が平成22年（2010年）に目標年次を迎えることから、次期基本計画の策定に向けての議論が本格化しつつある。神戸市の次期基本計画は、阪神・淡路大震災からの十余年にわたる復興事業を経た後に初めて策定されるものである。それまでの都市戦略の脆弱さを自覚させられた大震災の経験を経た「神戸づくり」は、自然災害の危険のうえに立つ日本の都市のあり方を考えるうえで何らかの貢献をすることになるといえよう。今号では、神戸市において、有識者から成る「神戸市次期基本計画のあり方懇話会」の報告書が昨年11月にとりまとめられるなど、多様な論点が明らかにされるこの時期を捉えて、同懇話会メンバーの論文と関係資料を掲載し、各自治体が「新時代の都市づくり」を議論していただくことの一助としたい。

まず、論文「これからの都市づくりの視点」では、阪神・淡路大震災の教訓と社会経済構造の変化という大きな二つの論点から、これからの時代の都市づくりを考えるうえでの視点について提示する。次に、「転換期を迎えた都市の空間計画と政策」では、都市計画や土地利用などに代表される空間形成の分野から、次代の都市空間の構築計画とその政策のあり方について考察する。続いて「都市経済戦略—City-Region Innovation 政策へ—」では、経済の分野から、グローバル化・知識経済化という情勢下に置かれた都市経済に関する、政策課題や経済戦略の検討を行う。最後に「神戸の福祉都市像を求めて」として、市民生活の分野から、神戸市の条例に込められた理念への考察などを通じて、あるべき福祉都市政策や福祉都市像に迫る。あわせて、行政資料として「神戸市次期基本計画のあり方懇話会報告書」の主要部分と、同時期に並行して実施した「神戸の将来を考える市民ワークショップの結果報告」を掲載した。

特集 これからの神戸づくりの論点

巻頭言

これからの神戸づくりに向けて 矢田 立 郎

論 文

これからの都市づくりの視点 新野幸次郎 4
転換期を迎えた都市の空間計画と政策 安田 丑作 11
都市の経済戦略 -City-Region Innovation 政策へ- 加藤 恵正 23
神戸の福祉都市像を求めて 松原 一郎 35

海外レポート

神戸とニューオリンズのジャズ交流
-大災害からの復興における文化の役割- 太田 敏一 44

歴史コラム

阪神大水害 金芳外城雄 54

潮 流

第三次薬物乱用防止五カ年戦略 56 / 観光庁の設置 56 / 都市公園内起居者住民票
転居届不受理訴訟判決 57 / 土地区画整理事業計画段階提訴判決 57 / 裁判員制
度 58 / 米国緊急金融安定化法の成立 58 / 株券の電子化 59 / 先端医療開発特区
(スーパー特区)の採択 59 / オランダの企業節税村 60 / 神戸市「新型インフル
エンザ発生初期対策訓練」 60 / 神戸市『「都心とウォーターフロントを考える会」提
言』 61 / 神戸市がユネスコのデザイン都市に認定 61

行政資料

神戸市次期基本計画のあり方懇話会報告書(抜粋) 神戸市企画調整局 62
神戸の将来を考える市民ワークショップの結果報告 神戸市企画調整局 72
神戸らしさをデザインする
-デザイン都市推進のための提言-(概要)
..... 平成19年度神戸市政策研究プロジェクトチーム 77

新刊紹介

21世紀の都市像 -地域を活かすまちづくり- 106 / 地域政策入門 -未来に向けた地
域づくり- 106 / つながる -信頼でつくる地域コミュニティ- 106 / まとまりの景観
デザイン -形の規制誘導から関係性の作法へ- 107 / 衆知を活かす -明日の神戸の
まちづくり- 107 / 危機管理百日の鼓動(巨大災害対応ノート) 107

これからの都市づくりの視点

(財)神戸都市問題研究所 理事長 新野 幸次郎

はじめに

社会経済の構造変動が激しくそれらの変動を的確に把握した中長期の国土計画や経済計画を策定することは困難になってきた。おまけに政策形成は行政主導型から、一方では住民参画型に多かれ少なかれ移行するとともに、他方ではできる限り市場機構的処理を生かし、行政措置は補充的なものに限定しようとする方向が自覚されるようになった。中央政府の計画的手法の適用が減退するようになった理由はそこにある。ところが、地方自治体については、そのような配慮はなく、1959年に改正された地方自治法によって法的に位置づけられた総合計画制度がそのまま適用されている。

その総合計画制度に従って、いよいよ神戸市でも2025年を目標年次とした次期基本計画を策定しなければならなくなった。さきにもふれたように、1980年代以降、計画形成に当っては、全国どこの自治体でも、住民や職員が参加するようになり、2000年代に入ってから、それに企業、教育・研究機関、ボランティアおよびNPOなどの多様な主体の参画と協働の下に、地域活性化のための経営的視点が

重視されるようになった。しかも、グローバルゼーションとその中での今回のような金融危機に伴う世界同時不況の発生、少子・超高齢化の進展と各分野での構造変化などを考えると、総合計画審議会の発足のための準備段階としても、こうした変化をどの視点から、いかに把握してゆくかについて十分な予備的考察をしておくことが望まれる。そこで、神戸市では、平成20年7月、「次期基本計画のあり方懇話会」を設置し、20名の有識者の方々のご討議を求めてきた。その報告書は、別記の通りであるが、本誌においてはその懇話会の若干の委員にお願いして、その専門領域毎に、「これからの都市づくり」で必要となる視点について報告して頂くことにした。その際、各執筆者の方々には、懇話会報告書にとられることなく、今後各参画主体のご審議に役立つところがあればという視点で自由に展開して頂くことにした。私はたまたま懇話会の座長を勤めることになったが、以上の趣旨に則って「懇話会報告書」のことは勘定しつつも、私なりに自由な立場で表題について私見を述べることにする。

I. 大地震を経験した都市としての視点

神戸市の2025年を目標にした「基本構想」は、平成5年9月に市会議決を得て既に策定されており、それに副った「第四次基本計画」と「区別計画」は、目標年次を2010年として、総合計画審議会から平成7年1月に提出された。ところが、その直後阪神・淡路大震災が勃発したため、2005年を目標年次とする「神戸市復興計画」が同年6月に策定され、その後同年10月と8年3月にその趣旨を踏まえて、さきに提出されていた「第四次神戸市基本計画」と「区別計画」とが策定されて今日に至っている。

しかし、第四次基本計画は、のちに震災と震災復興の経験や教訓を生かして策定された「神戸2010ビジョン」が象徴しているように、時間的にも震災とその復興過程の経験や教訓を十分に生かした内容にはできなかった。その点、第五次基本計画では、過去14年間に亘るその苦い教訓と世界各国からも評価された成果を反映した内容をもらなければならない。

ご承知のように、わが国ではこの近年、専門研究機関からだけでなく、政府も、大規模な地震をはじめとする自然災害の危険性を警告している。したがって、神戸市の経験を生かした基本計画が策定できるなら、それは、全国すべての都市がこれからの都市づくりをされる上で、何らかの貢献をすることになるであろう。

大震災を経験した都市としての視点は、端的に言えば、「安全・安心な都市づくり」である。その際、まず第一に、公助の限界を自覚し、自助・共助の重要性を確認したまちづくりを考えておかねばならない。例を多発同時火災にとってみよう。各都市とも、現在準備している消防車をはじめとする消防能力はきわめて限定的である。大地震によって、神

戸市の場合のように、60か所のところから同時発火することになると、はじめから公助による消火能力では対応できない。勿論、理論的には何10個所で同時火災が起っても対応できる消防車の準備は出来ない訳ではない。しかし、その費用は負担能力を超える大きになることは明白である。そうなれば、火災の多発しないまちづくりをするともにも何よりも真野地区で行われたような住民による消火活動、あるいは、地域消防団の結成強化による消火活動、すなわち、自助・共助体制づくりが不可欠となる。この自助・共助体制は、何人かの方々によっても強調されたように、震災によって崩壊した家屋からの人命救助とくに顕著になった。すなわち、ある推計では人命救助された方の77%は、近隣および消防団員の力によったので、警察や自衛隊の力によったのではないといわれる。このケースでも勿論、そのような大災害に備えて、警察力と自衛隊を増強し、即座に災害地に移動させる機構をつくるべきだという主張もできないわけではない。しかし、ここでも、そのための費用分担問題について厳密なチェックとコスト・ベネフィットと関連して公私の費用分担原則について確認ができていないといけない。

安全・安心なまちづくりの第二の条件は、かつて11世紀のロンドン大火対策が象徴的なように、防災・減災を可能にするようなハードづくり、すなわち、公園、道路、建築物づくりを進めることである。直下型大地震の場合、ある建築基準を充たさない建造物が崩壊したことを考えると、耐震度の測定とその補強はまちづくりの基本条件である。もっとも、絶対王制下で国王の命令でその対策がとれたロンドン大火の場合とは違って、民主主義社会でスムーズなまちづくりをするためには、住民・事業者などによる自主的な地域の管理・

運営システム（いわゆるエリアマネジメント）が成立していることが必要である。このことは、神戸市の場合でも大震災以前から、住民・事業者に専門家も加わった「まちづくり協議会」が成立し、運営されていた地域での対応をみると実に明白である。これからの都市づくり、とくに空間計画のためには、低炭素化政策をも含めてこうした地域の管理・運営システムというソフト面での機構確立が不可欠の要件となる。

安全・安心なまちづくりという点で、この第二の条件と関連して配慮しておかねばならない第三の条件は、防犯の問題である。テロ犯罪は別として、最近ともすれば増大する犯罪は、社会不安や格差拡大や家庭崩壊、教育の歪みなど色々な契機から生れている。その削減のためには、夫々の原因克服を図らねばならないが、しかし、地域住民と企業、行政などの防災・減災活動と一体となったコミュニティ活動の強化で顕著な差が生じていることはよく知られている。最近、各種警備会社がどこでも急増しているが、それは社会不安度の反映でもある。安全・安心の第三の条件をするために人と人とのつながり（いわゆるソーシャル・キャピタル）の育成強化が必要である。その点、神戸市でも、公害排除を直接の契機として、地域住民が結束して、この種のソーシャル・キャピタルを形成したところもあるだけでなく、最近ではいくつかの大学が連繋して、安全・安心な地域づくりをしようとする試みもある。注目してよい。

安全・安心なまちづくりの第四の条件は、事業継続計画（いわゆる BCP）の完遂である。都市住民の生活安定は、地域で営為している諸企業の事業継続が保障されなければ達成できない。一部大企業は、その建物・機械設備がいかなる災害が発生しても守られるように配慮するとともに、その活動を支える電

力・ガスなどのエネルギー供給についても配慮しているところもある。しかし、多くの中小企業には、こうした最悪のシナリオを考慮する余地のないものが多い。一部の研究者がいわれるように、災害の危機管理の基本は自分の弱みを把握しておくことである。これからのまちづくりで忘れてはならないのは、地域内企業の BCP を樹立し、その完成のために、当該企業は勿論、地域住民と行政とが一定の努力を重ねて行くことである。

II. 構造変化に対応するための視点

いつの時代にも都市を囲む内外の諸条件は変化しているものである。しかし、最近の変化は極めてドラスティックであり、それらはこれからの都市づくりをする上で無視することができない。

その第一は、少子・高齢化、いや超高齢化である。少子・高齢化の進展は、全国的にはやがて人口減を齎らさずにはいない。しかし、その進展の仕方は地域、したがって、また都市によって大きな違いを生み出すことになるであろう。人口減とその中での高齢化は、経済的だけでなく、社会的にも都市活力の減退を齎らすだけに、何れの都市も産業政策を中心に定住人口の維持・増大を図ろうとするとともに、観光政策を軸とした交流人口の増大を図ろうと努めている。しかし、空間経済学者の力説するように、このような地域間競争で優位を保てるかどうかは、当該地域の自然的条件と内生的集積力とに依存し、後者はまたその地のもっている産業および人材の多様性と独自性とにかかっている。¹⁾ しかも、この多様性は、のちにふれることになる科学・技術の急速な変化、とくに知識産業の興隆と地球規模での経済・社会システムの再編の中で生かされるものであるから、それに則った

産業政策の策定が可能でなければならない。

それとは別に、いずれの都市でも進展する高齢化は、これからの都市づくりに新しい視点を要請せずにはいない。周知のように、人生50年時代は終り、80年時代がきた。にもかかわらず、多くの職場で定年は依然として50代後半であったり60代前半である。これからの都市づくりでは、こうした高齢者が生き甲斐をもって意欲的に生活してゆける機構づくりをし、すべての人々が支え合う「ユニバーサル社会」を形成することが何よりも大きな課題となる。

ユニバーサル社会といえば、ハンディキャップをもった人々が、出来るだけ明るく生きてゆける都市づくりもこれからの重要な視点である。その点、わが神戸市では、竹中ナミさんのように、ハンディキャップをもった人々が所得税を払えるような能力をもてるようにするという活動も展開されており、さらに、東野洋子さんの「あぶあぶ楽団」のようにダウン症などの方々に生き甲斐をつくる活動も展開されているが、こうした活動のほか、健康維持と医療体制の整備などもこれからの都市づくりの重要な視点となるであろう。

これと関連して、第二には、女性の働きやすい都市づくりがこれからの重要な視点になることも強調しておかねばならない。かつて日経ビジネス誌が、女性が働きやすい国ほど国際競争力が高いというデータを出したことがある。スウェーデンやノルウェーなどの北欧諸国はその典型である。もっとも、日本などは女性の働きやすさではイギリスやドイツ・オランダ・オーストラリアなどより遙かに劣っているのに、国際競争力は高いという例もあり、このデータは必ずしも説得的ではない。しかし、知識創造社会づくりのために最も大切なことは、多様性、多様な人間から生れる相乗効果であるといわれる。ダイバーシティ

として重要な役割を果せる女性をどれだけ生かせる都市づくりをするかは、これから益々重視されなければならない。かつて、神戸経済同友会もそれを強調した提言をしたことを付記しておきたい。

構造変化と関連したこれからの都市づくりの第三の視点は、以上のこととも不可分な科学・技術の革新を産業構造の変化への対応である。1980年代の日本経済の飛躍を背景に、米国経済の停滞の原因を解明しようとしたマサチューセツ工科大学は、その報告書『メイド・イン・アメリカ』において日本企業もっている多品種少量生産に耐える技能蓄積、長期的視点、人間尊重の経営態度などのソフト・システムに注目した。²⁾しかし、米国経済はその後日本産業のもつこうしたソフトをとり入れるよりも、ITを中心とした技術革新の導入によって再び世界経済をリードすることになった。IT技術が軍事研究の成果であることはよく知られていることであるが、それは世界経済のあり方を根本的に変化させ、いわゆるグローバリゼーション進展の要件となった。それはリアルタイムで特定商品の最上級品質を最低生産費で生産できる国と企業とを即座に知らせるようになり、取引費用の大幅な削減を可能にし、需要構造の変化に対しても敏速な対応を可能にする。それだけではない。スーパーコンピュータが象徴的なようにこれまで計算、モデル化のためには数ヵ月もかかるか、または、不可能であった研究分野の計量を可能にするだけでなく、ごく短時間でこなってしまうことになる。今後発展の期待されるバイオ・サイエンスの領域での発展にも、それは不可欠の条件となっている。

ところで、こうした科学・技術の創造と発展は、先にもふれたように、多様な研究分野と独自の発想をもつ人々の集積が必要であり、それを可能とする研究クラスターの集積が不

可欠である。幸いにして、神戸市の場合、先端医療に関連して、理化学研究所と京都大学・大阪大学および神戸大学などの協力による全国でも数少ない研究クラスターが形成され、それと結びついた数多くの企業進出がみられるようになった。しかし、それが研究クラスターとして更に飛躍するためには、大学をはじめ、これらのクラスターに集まってこられた研究者が快適な生活を享受できるような生活環境の形成も不可欠である。

構造変化の第四のものとしては、最近とくに注目されるようになった地球環境問題、とくに低炭素化社会の建設をあげねばならない。わが国は例えば、鉄鋼生産がよい例であるように、この分野での低炭素化では、すでに京都議定書作成以前に世界に冠たる成功を収めているといわれる。残念ながら、神戸市の市民一人あたりの家庭系ごみの排出量が政令都市のなかで最も多いといわれ、昨今からその解決のために集中的な努力が加えられつつある。しかし、神戸市には幸いにして、鉄道車輛や原子力発電プラントなど、低炭素社会づくりに貢献できる高い能力をもった企業が立地している。おまけに、つい最近、神戸大学はバイオマスからのエネルギー創造に関する研究で10年間に79億円という助成金を与えられる研究をスタートさせることになった。こういう研究の成功と相俟って、市民と企業とが一致して低炭素都市としての実績を達成したいものである。

都市をめぐる構造変化の第五の視点としては、道州制、地方分権化、行政改革などのいま地方自治体自身が迫られている諸問題への対応があげられる。県を廃止した道州制が本当に地域住民のニーズを十分に満たす地方自治組織になるかどうかは、単に地方への財源移譲だけの問題にとどまらない。米国におけるいわゆる補完性原理は、ご承知のように、

国の基本的権利とそのために必要な義務などは民間人がもつべきものであり、行政は民間人だけでは出来ない業務を補完するものとする考え方に立脚する。したがって、行政の補完する仕事は、民間に近いところが最も微細に亘っており、最も上級に位置する中央政府は、他の行政体では負担できない通貨制度、軍事、外交などに限定されるという発想である。別言すれば、中央政府は、地方政府でできる仕事はすべて地方に移譲し、民間の自主性を尊重して行政の規制・監督分野はできるかぎり少なくするというのが根本である。自分たちがあげた所得は全部自分のものであると考えるかれらは、自分たち個々人では出来ない公共の仕事をして貰うために税金を負担している。その代りに、その税を使って仕事をする行政は、その実行した仕事について万全の説明責任をもつというのが、米国流民主主義と行政の進め方だとすると、残念乍らいまわが国で言われている地方分権化は依然として別のものである。しかし、超長期的には、そこまでの道程を思い浮かべながら、分権化への道を考えなければならない。

なお、不十分な税源移譲のまま、分権化だけ進むことになると、自治体財政の健全化のためにはきわめて厳しい行政改革や経営革新が必要となる。かつて神戸市は、株式会社神戸市といわれたことがあった。それは一部では市民のニーズを充たすことより収益をあげることを目的とした行政手法と解されてもいるが、しかし、それを力説した当時の市長が繰り返し主張していたように、最小の費用で最大の効果をあげようとしたことであり、それもあって、当時職員が企業経営の勉強に行き、いわゆる伝統的なお役所的経営とは別個な経営手法の導入を図ろうとしたことも事実である。その伝説もあってか、大地震の重い十字架を背負っている神戸市が、最近の関

西社会経済研究所の調査で経営力ランキングで全政令指定都市中2位と評価されているのは注目されてよい。

構造変化の第六は、何といてもグローバル化の進展である。経済・社会のグローバル化は、都市や世界中の人々の生活に根本的な変化を齎らしつつある。その最たるものは、最近の金融危機に象徴される市場原理の国際的展開である。その波にのって国によって可成りの差異は残ると言いながら、各国の運営は行政主導から民営化指向に変わり、同じ行政でも中央政府中心から地方政府への分権化の動きが顕著になってきた。しかも、こうした変化の中で、かつては多国籍巨大製造企業や金融機関などの集中によって可能となる世界都市モデルが大きな転換を迫られることになる。この世界都市の内包する矛盾、すなわち、世界的な富をもった人々と貧困に喘ぐ人々との両極分化だけでなく、世界的な芸術文化を育て、それを発信する人々と非合法移民に象徴されるように芸術文化とは無縁な劣悪な生活を余儀なくされる多数の人々の蟻集する対照的なことの集積した都市ではなく、都市の新しいヴィジョンが着想されるようになった。おまけに、経済のグローバル化によって、佐々木雅幸教授なども言われるように、国民国家や国民経済などの枠組みが後退し、それに代って都市自治体や都市経済の重要性が自覚されるようになってくる。いわゆる創造都市、すなわち、人間の創造活動の発揮に基づいて、独創的な文化活動や産業活動が展開される革新的で柔軟なシステムをもった都市がそれである。³⁾

神戸市も周知のように2006年からこの創造都市戦略をとることになり、「デザイン都市構想」を掲げてきたが、幸いにしてアジアで初めて名古屋市とともに、ユネスコのデザイン都市に認定された。これからは、その実を

あげるために、創造的な経済や文化を担う人々を結集し、従来にないアイデアで新しい都市づくりを進めてゆかなければならない。不幸にして、市場主義的なグローバル化の一掃結として先述したように金融危機が訪れ、経済・政治体制にも大きな変化が生ずることが予想される。これからの都市づくりのためには、これから進展するであろう不況の展開の中で、より長期をみすえた神戸の自然的・歴史的条件を生かした創造都市づくりのための準備をしなければならない。そのためには、神戸市がかつて、他の都市に先駆けて創造してきた諸活動のいくつかもより体系的に生かすようにしなければならない。その代表的なものの一つは、全国でも注目された「市民福祉条例」の制定である。従来福祉は中央政府による措置によって保障されるものであるとされてきたわが国の中で、神戸市は市民福祉という全く新しい概念を創案し、市民福祉は、市民と事業と行政の三者とで守り、実現してゆくものとの発想からユニークな色々な事業を行ってきた。このような事例は、消費者問題に対する先駆的な対応にも示されている。神戸市選出の砂田重民代議士を中心とする議員立法「消費者基本法」は、神戸市民による消費者運動を有力な契機としていたし、神戸市が主催した消費者問題神戸会議は当時の経済企画庁や国民生活センターによる消費者問題処理をリードするまでに発展した。これらも今考えると創造都市の歩みを示唆するものであった。アスリート・タウン、アーバン・リゾート都市を始めファッション都市など神戸が独自に創造しようとした都市像は、ユネスコによる創造都市ネットワークの一つとしてのデザイン都市に指定された今あらためて体系的に整理され、まとまった一つの都市像とされなければならない。

むすびにかえて

以上、これからの都市づくりの視点と題して、大きくは二つの視点からいくつかの問題提起をしてきた。紙数の制約と私の叙述の仕方の不備のために、グローバリゼーションの進展に伴って発生し、食の安全問題をはじめ都市活動の維持・発展に必要な産業振興の問題など十分言及できていない。しかし、この稿を結ぶに当たって、次の三つのことは、どうしてもふれておかねばならない。

第一は、都市の集積力の基礎となる神戸の自然的・歴史的条件を最大限に生かすことである。兵庫・神戸は明治開港時一寒村にすぎなかった横浜とは違って、万葉や源氏物語をはじめ歴史的にも注目されていた地域であった。天下の良港をもったこともあって、それを活用するマッチ産業をはじめ、造船・鉄鋼などの巨大産業の基地となるとともに、兼松・鈴木商店に代表される商社活動の拠点にもなってきた。ヨーロッパ諸国の製品および文化の最初の輸入地ということから、神戸には日本で初めてという色々なものが根づいて今日に至っている。この神戸の自然的・歴史的条件は、これからの都市づくり、ことに創造都市づくりに最大限有効に活かされなければならない。

第二に、さきにもふれたように、これからは世界全体についても、またわが国についても社会経済の構造変化も激しく、おまけに、何10年の日時単位で大規模災害の来襲も予告されている時である。こういう時に、一都市、とくにわが神戸市の姿を的確に描き出すことは極めて困難である。さきに、BCPについて述べた際にふれておいたように、企業と同じように都市についても、徹底してその弱いところをえぐり出し、それを自覚して対応を考える姿勢をつくっておくことが望まれる。

第三に、それとも関連して、これからの都

市づくりは、福祉がそうであったように行政だけが上から企画し、措置するものではない。さきにも震災復興について述べたように、これからの都市づくりは、今まで以上に住民の参画と協働によって実現されることになるであろう。従来でも、総合基本計画を策定する審議会委員は広く市民各層にまたがって選考されてきたが、それに加えて各種懇談会、パブリック・コメントなどのほか、将来中核的市民になるであろう青少年や本誌でも紹介されている市民によるワーク・ショップの繰り返しなどが不可欠となるであろう。

さらに、こうした市民による参画と協働が見事に進められている外国の事例は、私たちに必ずしも十分自覚され、実行されてこなかった新しい視点を提起する。それは、都市づくりのための諸施策の主体性と関連したその責任および義務感の問題である。さきにもとりあげておいた米国のように市民生活のあり方をきめるのは、本来、民間人としての市民であり、その市民は自分でできることはできる限り自分で処理し、自分たちではできないことをその費用を負担して行政に実行して貰うという形をとった。同じ資本主義のあり方でも、米国流と欧州諸国とくにドイツに代表されるライン型と区別されるように、民と官ないし行政との役割分担と政策形成の主体性とは、国によって歴史的にも差異性がある。しかし、政策形成の主体性の重点が変化すればするほどこれに伴う責任問題も異なってざるをえない。わが国のこれからの都市づくりもその意味の新しい視点を不可欠としている。

注

- 1) 藤田昌久／ポール・クルーブマン／アンソニー・J・ペナブルス『空間経済学』東洋経済新報社、2000年
- 2) MIT 産業生産性調査委員会『Made in America－アメリカ再生のための米日欧産業比較』草思社、1990年
- 3) 佐々木雅幸『創造都市の経済学』勁草書房、1997年

転換期を迎えた都市の空間計画と政策

神戸大学名誉教授／こうべまちづくりセンター・まちづくり学校長 安田 丑作

1. 近代都市計画の超克をめくって

20世紀末からの経済・社会状況の混迷がつづくなか、未だに21世紀社会の明確なビジョンを描けずにいる現在、20世紀の都市と計画についての批評で名高い二人の評論家の言説が再び注目を集めている。

一人は、作家・ジャーナリストのジェイン・ジェイコブズ（1916–2006年）で、彼女は、その有名な著作『アメリカ大都市の死と生』（1961年、邦訳1977年）¹⁾において、無秩序に拡散する近郊都市開発を批判するとともに、自動車中心社会がもたらす弊害を人間不在として、近代都市計画を厳しく糾弾したことで知られる。たとえば、ボストン市内のイタリア移民が多く住む地区（彼女のいう都市計画家から見れば再開発の対象となる地区）ではほとんど犯罪が起こっていないのに対し、ボストン郊外で犯罪が多発している地区があることに注目して、安全な街路の条件として、常に多数の目が存在していることなどを指摘している。その上で、魅力的な都市（街）が備える条件として、次の4つの原則を指摘した。

1) 地域が住宅地やオフィス街など単一の

用途しか持たないのではなく、2つ以上の機能を持っている用途混合の必要性で、機能純化による単調なゾーニングに対する批判である。

2) 街路の幅が狭く、曲がっていて、一つ一つのブロックの長さが短いこと、小規模ブロックの重要性であり、歩行者がいくつものルートが利用できることで、その都度新しい発見があり魅力があるという、街の回遊性の大切さを指摘するものである。

3) 街には、古い建物も残した多様な都市のイメージが必要であり、新しい建物ばかりでは収益率の高い事業しか存在できなくなること、再開発により一気に街が更新されてしまうことへの批判である。

4) 高い人口密度で、子供、高齢者、企業家、学生、芸術家など多様な人々がコンパクトな都市に生活していることが重要とする集中の必要性の主張である。

これらは、いわば近代都市計画のテーゼに対する逆説的ともいえる原則であり、第二次世界大戦前後の具体的な都市開発事例を痛烈に批判して、発表当時から、ル・コルビュジェの『輝く都市』（1933年）をはじめとする

建築家や都市計画家による機能優先の合理主義に基づく近代都市計画思想に対する挑戦的論考として反響を呼んだ。その後、1970年代後半から欧米でインナーシティ問題が顕在化するなかで、こうした考えは多くの支持を集め、建築や都市計画の分野にも大きな影響を及ぼすことともなった。さらに近年になって、彼女の主張こそが現在のソーシャル・キャピタル論につながる最初期のものとしても評価されるようにもなった²⁾。

一方、いま一人の文明・社会批評家のルイス・マンフォード（1895-1990年）は、都市の芸術性、建築の社会的側面を強調する論評で幅広い分野で世界的に注目を集めてきた。その代表的な著作『歴史の都市明日の都市』（1961年、邦訳1967年）³⁾など都市の歴史の主に技術史の観点からの幅広い考察を通じて、中世都市を高く評価して、現代社会はテクノロジー偏重の文化によって非人間化されており、感性、そして倫理を文明の核心にすえる視点への回帰を唱えた。それと同時に、1923年にはアメリカ地域計画協会設立に参画し、田園都市思想やグリーンベルト都市などの計画と理論の普及に努めた。都市の環境計画の重要性を早くから指摘したことで知られ、都市の持続的発展のための都市・地域計画論として再評価されている。

ジェイコブスは、都市の健全な発展のためには密度と多様性が重要だとして、ゾーニングや大規模な都市改造、広域的な成長管理政策には反対で、ニュータウンや近隣住区理論などにも懐疑的で、一見猥雑に見える下町の生活エネルギーを重視する。それに対して、マンフォードは、近隣住区理論とコミュニティ・センター運動など支持し、いわば伝統的な近代都市計画思想の擁護者としても知られる。

高速道路や超高層建築批判では共通性が見られるものの、相反するこの二人の主張は、

ともに、近年の「コンパクトシティ」⁴⁾の計画論と政策論をめぐる論争に大きな影響を与えたといわれる。実は、このことこそ、これからの都市空間のあり方としてのコンパクトシティの都市像とそれへのアプローチ（政策）をめぐる議論が分かれていることの証左である。集中・高密度居住（市街地居住志向）か分散・低密度居住（郊外居住志向）かの都市像をはじめとして、自動車交通と省エネルギー効果、生活環境の問題、社会的格差の問題など、交通、環境、社会政策をめぐるさまざまな議論がある⁵⁾。

いずれにせよ、都市活動が空間的、時間的に集中と分散を繰り返す都市化の過程を経て、現在の重層的な都市構造が形成されたものであり、同時に、何よりも都市が多様な価値観をもつ人間とその集団的意思から成り立っているものであることに立脚して、成熟社会における持続可能な発展による魅力ある都市環境形成の可能性を追求する必要がある。

本稿では、現在の都市を取り巻く社会的潮流の変化のなかで転換期を迎えた都市の空間計画とその政策⁶⁾のあり方について、次期神戸市総合基本計画における空間計画のいくつかの論点を想定しつつ考察しておきたい。

2. 都市化の終焉と土地利用マネジメント

わが国の都市、とりわけ大都市に人口と産業が集中する都市化は、それまでの世界の都市が経験したことのない規模と速度で進行した。そのため、わが国における都市の開発・整備は無秩序、無計画と批判され、その大きな要因が政府による土地政策をはじめとする大都市政策の不備にあることもたびたび指摘されてきた。

都市周辺地域における市街化の計画的制御

の課題は、わが国の68年の新都市計画法制定時における最大の課題でもあり、その結果生まれたのが市街化区域と市街化調整区域のいわゆる「線引き制度」の導入であった。この法改定に先立つ67年に発表された宅地制度審議会による「都市地域における土地利用の合理化を図るための対策に関する答申」⁷⁾では、土地利用計画の策定に関連して、その地域的枠組みを、既成市街地、市街化地域、市街化調整地域、および保存地域の4地域に区分して、それぞれの地域ごとに土地利用の規制、誘導、都市施設の整備を行うとともに、地域間の公平を図りつつ宅地供給の促進を図る税制措置を講ずるものとしていた。しかし、その後の法制定の段階では、都市的土地利用と農地利用との利用形態のちがいと農地課税の問題とが大きな政治的な争点となり、結果として4地域の区分は2地域に区分することで決着、土地利用計画制度としては大きく後退したものとなった。

その後、わが国の土地利用計画制度は、74年の国土利用計画法の制定に基づく国土利用計画（全国、都道府県、市町村）と土地利用基本計画によって、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の地域区分を基本的枠組みとして、それぞれの個別法によって土地利用規制が運用されることとなった。さらに、89年制定の土地基本法においても、土地政策の重要な手段としての土地利用計画の位置づけがなされているが、各個別法による地域指定はそれぞれの目的に従って行われるため、都市周辺部などで重複して指定される地域などでは土地利用規制の具体的内容や運用があいまいであったりする場合も少なくなく、結果として総合的な土地利用政策が欠如したままの状況がつづいてきた。

そのため、わが国の高度成長期の急激な都市化に対応するための自治体による自衛的な

対策・施策としては、1970年代からの「開発指導要綱」による民間開発事業の誘導がほとんど唯一の手法であった。そうした状況下で進められた神戸市による公共デベロパー方式によるニュータウン開発は、民間デベロパーとの競合的環境のなかで、先行的な土地取得と開発利益を地下鉄など交通機関や都市基盤整備に還元しつつ進めた、いわばオフensiva（攻撃的）な市街化制御施策として評価されよう。（それに対して開発指導要綱はディフェンシブ（守備的）な施策といえようか。）

その結果、神戸市では郊外での市街化区域の指定を計画的なニュータウン開発予定地に限定することにより、西神丘陵地帯のような比較的開発されやすい都市周縁部でも、他の大都市周縁地域に見られるような都市基盤未整備地域での蚕食的な市街化による土地利用の混乱をある程度抑制することに成功したといえる。

しかし、今後の人口減少・高齢化の進展は、諸外国に比べても急激で、65歳以上人口比率（高齢化率）は特に高くなることが予想されている⁸⁾。非都市圏にある地方都市のみならず3大都市圏においても人口は減少、中核都市の占めるシェアの上昇もみられず、薄く広く分布する拡散傾向が強まるものと推定されている⁹⁾。しかも、これまで核家族化を背景にして一貫して増加を続けてきた世帯数も、2015年までは増加するものの、その後減少に転ずる（ただし、世帯主が65歳以上の世帯はその後も増加）と推計されている¹⁰⁾。もちろん、地方都市の場合とちがって、大都市では、都市全体としてただちに人口減少の局面を迎えることはなく、高齢化の進行も比較的緩やかではあるが、都市内の地域によってその事情は大きく異なり、地域特性に応じた対策が必要となってくる。

このような状況の変化を背景に、大都市に

においても外延的拡大を伴う市街化圧力は一部の幹線道路沿などへの大型商業施設の立地や沿道利用などを除くと沈静化しつつあると考えられる。その一方で、大都市周縁部の市街化調整区域内の既存集落でも人口減と高齢化が進み、地方で見られるような農地や集落環境の維持形成さえ困難になるケースが生じることも予想される。こうした課題に対応するためには、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法などの個別法に委ねるだけでは十分ではない。自然緑地や農地など地域資源の保全と活用の視点からの空間計画の確立とともに、都市的土地利用と緑地や農地について総合的に調整・管理する「土地利用マネジメント」についての施策化が求められる。

神戸市域には、六甲山系以南の既成市街地に対して、その背後に六甲山系をはじめ背山の西神や北神地域に広大な緑地や農地が広がっており、この地域における市街化の計画的制御と新市街地の開発の課題とともに、市街化調整区域内の緑地や農地の利用と保全の課題を抱えてきた。

神戸市では91年、こうした市街化調整区域内の山林を対象にした「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」（緑の聖域条例）を制定した。同条例では、「保存区域」（都市緑地保全法または自然公園法による規制区域）、「保全区域」（条例による許可）、「育成区域」（条例による許可）の3区域に区分しているが、開発にあたって樹林地率と自然率の確保を義務づけるとともに、市独自の助成制度と買入制度を創設したことは注目されよう。

市街化調整区域内の農業・農村地域（農業振興地域とそれを取り巻く里山）については、震災後の96年に「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」（人と自然の共生ゾーン条例）を制定するとともに、「共生ゾーン

基本計画」に基づいて、農業・農村地域の秩序ある土地利用の推進（農村用途区域の指定）、美しい農村景観の保全・形成（農村景観保全形成地域の指定）、個性豊かな里づくりの推進（里づくり事業の推進）を図ることとなった。同条例に基づいて、98年には共生ゾーン基本計画とともに、農村用途区域の指定基準、農村用途区域の土地利用基準を策定、さらに2000年には「農村景観の保全及び形成の基本計画」が策定されている。

2000年5月の都市計画法の改正では、市街化調整区域であっても集落内の住宅等の地域特性に相応しい建築物の立地を可能とする市街化調整区域の開発許可区域の指定等が認められ、これまでの既存宅地制度（線引き時に宅地であった土地についての開発許可の例外措置）の廃止に伴う弾力的な開発許可制度の運用（例外的許可定型化条例、法34条12号）も可能となった。その運用にあたっては、例外規定の条例化によってその運用指針が明示されることが前提となるが、これによる都市近郊の田園地域における土地利用マネジメントの新たな可能性も指摘されている¹¹⁾。

その意味で、前述の神戸市の人と自然の共生ゾーンの考え方は、そのことを先取りした取り組みといえよう。都道府県レベルで法の条項を先進的に活用しているのは埼玉県と兵庫県であるが、兵庫県では02年4月に田園地域における適切な土地利用の調整・管理を行うことを目的に、土地利用計画と連動した開発許可制度を運用する「特別指定区域制度」¹²⁾を創設している。これにより、これまでに福崎町、稲美町、小野市ほか7市町239地区の特別指定区域が指定されている¹³⁾（07年3月末現在）。

ところで、わが国の大都市の都市化と都市発展の過程のなかで大規模に造成された土地が近年その利用形態を変化し転換させている

いま一つの地域に、港湾としての流通機能や生産活動の拠点として主に公共水面の埋め立て事業などにより用地確保がされてきた臨海部地域（ウォーターフロントの工業・流通機能用地）がある。これまで、その土地利用や施設計画は都市計画法と港湾法による規制・誘導がなされてきたが、両者の連携が十分に なされているとはいいがたいのが現状である。今後、こうした地域や大規模工場跡地などでの土地利用転換が進むものと考えられるが、地域全体のランドデザインの策定とともに、個別の再開発・整備に当たっては現行の土地利用規制（用途地域など）を継承するのではなく、開発主体による提案・計画内容によって弾力的に運用できる（よりすぐれた計画に誘導する）「計画許可制度」の創設・導入についても検討される必要があろう。

それと同時に、わが国の道路をはじめとする社会資本（都市基盤）は、1960年代から1970年代初頭にかけて急速に整備されたが、今後これらの多数の構造物が一斉に老朽化の時期を迎え、補修・補強対策や予算措置など維持管理問題が表面化するであろう。限られた予算で効率的かつ効果的に道路等の都市基盤整備を行うには、短期的・局所的ではなく、長期的・広域的な視野に立った「アセット・マネジメント」にもとづいた道路等の建設および維持管理が必要である。

3. 低炭素環境都市づくり

地球全体の気候変動の現状を考えると、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄社会から持続可能な低炭素社会を目指すことが求められる。そのためには、予防原則をもとにして、省エネルギーと新エネルギーの普及による温室効果ガスの削減、CO₂吸収源の確保、ライフスタイルの転換に積極的に取り組

む必要がある。

それでは、こうした温室効果ガスの削減を基本とする低炭素環境都市づくりには、いかなる方策があるのであろうか。

その基本となるのは、ストック型都市構造への転換であり、これまでのスクラップ・アンド・ビルドの開発方式から脱却して、既存ストックを活用しつつ効率的なエネルギー循環システムを備えた都市再生への取り組みが急がれる。そのためには、高効率交通システム、下水道汚泥高度利用、低炭素化に貢献する産業クラスターの構築、次世代型産業・地域エネルギーシステム、モーダルシフトと資源の地産地消、低炭素技術製品・サービスの開発、低炭素社会づくりの環境学習など多様なアプローチが考えられる。とりわけ、これから急速に進展すると考えられる環境技術・エネルギーシステムの開発・革新とともに、循環型社会¹⁴⁾形成との統合的政策が期待されている。

近年、大量のエネルギー、資源を消費、廃棄する建築の分野が果たす役割は極めて大きく、環境負荷の少ない建築計画の促進を図っていくこと求められ、その評価結果が、建築物の機能性や安全性などとともにその資産価値をも左右するようになると言われている。建築物の環境性能に対する社会的関心の高まりを背景として、国際的な環境評価（ラベリング）システムが欧米のみならずアジア諸国にも広まりつつある。こうした建築物の環境性能評価については、BREEMやLEED等の著名なツールが欧米で開発され利用されてきたが、わが国でも産・官・学の共同開発によって国産ツールとしてのCASBEE¹⁵⁾が開発された。

大阪市や名古屋市などに続いて、神戸市でもこうした状況を踏まえ、CASBEEを基に「CASBEE 神戸—神戸市建築物総合環境評価

制度」が06年8月に創設され実施されている。この制度は、市内で大規模な建築物を建てる際に、その建築主がCASBEE神戸の指針に基づいた環境に対する配慮を自己評価し採点するもので、評価は、室内環境、サービス性能、室外環境、エネルギー、資源・マテリアル、敷地外環境の6分野、約80項目からなる建築物総合環境評価指針に基づいて建築物の総合的な環境評価を行なうこととなっている。CASBEE神戸を運用することで、建築主の環境に対する自主的な取組みを促し、快適で環境に配慮した建築物の誘導を図ろうとするものであるが、採点結果、計画概要が市に届出され、市はそれをホームページ等で公表している¹⁶⁾。今後、こうした評価がすべての建築（増改築を含めて）に適応されて、建築性能評価として定着し、住宅市場などでの価格形成にも反映されることが望まれる。

一方、環境的に持続可能な交通（EST）¹⁷⁾の取り組みは、今や世界の交通政策に共通する主要課題となっている。1990年代後半にOECD（経済協力開発機構）がこの名称の検討プロジェクトを開始したことをきっかけに、広く普及した言葉であるが、地球温暖化防止に対し熱心な欧州を中心に、ESTを目指した交通政策の取組みが行われている。

持続可能性は環境面だけでなく、経済面、社会面の三つの側面から対応すべき課題であるが、交通の場合には、経済的な持続可能性とは安全で便利で快適な交通サービスが最も効率的にかつ安定的に提供されること、社会的な持続可能性とは公平性の視点から社会参加に必要な一定水準の交通サービスがどこに住んでいようとすべての人々に確保されていること、を意味する。

環境的な持続可能性とは、この経済、社会の側面に加えて、環境面からの要件を強調した概念であり、当然のことながら交通政策は

これらの三つの側面のトレードオフの面を踏まえて、適切なバランスの下に進めていく必要がある。ここで重要なことは、交通が生活、社会経済活動を支える上で不可欠なものであり、同時に、人間の移動（モビリティ）の自由という本来の欲求に根ざすものであることである。

ところで、ESTに向けた交通政策の焦点は、自動車交通による環境負荷をいかにして削減するかである。発生源となる単体対策による省資源・省エネルギー、排出削減が基本となるが、自動車・燃料技術の進歩にもかかわらず交通需要増加の下ではESTの達成は困難とされる。特に、予防原則の下に大規模かつ長期的全地球的対応の必要性が指摘されている地球温暖化問題を考えると、ライフスタイル、ビジネススタイルなど人間活動と社会経済の仕組みそのものについての見直しが求められている。

神戸市では、国土交通省と環境省による平成18・19年度の「ESTモデル事業」によって、神戸市EST推進協議会を設置して、神戸の都心地域において公共交通の利用促進などの長期的な視野による環境面から持続可能な交通ビジョンの策定・実施する取組みを行った。その一環として、都心における自動車交通抑止と短距離移動のための循環バスの試験的運行による社会実験も実施された。今後、LRTを含むより環境負荷の少ない公共交通機関への移行の可能性について、経済、社会面を含めた検討が待たれる。

いずれにせよ、環境負荷の少ない交通手段・交通行動への転換のためには、個人の意識醸成と行動喚起が欠かせないが、一人ひとりのモビリティが社会的にも個人的にも望ましい方向に、自発的に変化することを促進する情報提供などのコミュニケーションによる「モビリティ・マネージメント（MM）」¹⁸⁾の取

り組みが重要である。さらに、各地域におけるバックキャスト手法（あらかじめ長期的に達成すべき環境目標を設定し、それを達成するための政策プログラムを策定・実施するアプローチ）の導入を図る必要がある。

空間計画における、市街地の外延的拡大の抑制、生態系に配慮した水と緑のネットワークの形成（海、河川、ため池などの水辺環境や六甲山系をはじめとする緑地の保全）、自然と共生する田園環境の形成、市街地の緑の保全・育成¹⁹⁾などは、CO₂の吸収源の確保と都市気候の側面からも検討を加える必要があろう。

4. 自律的な地域管理・運営（エリアマネジメント）システム

今日、地域コミュニティにおける市民をはじめとした地域構成員間の信頼とネットワーク（ソーシャル・キャピタル）と、地域における問題解決能力を高めるコミュニティ・ガバナンス²⁰⁾についてさまざまな分野で議論され、自律的な地域の管理・運営（エリアマネジメント）システム構築の必要性が指摘されている。

このようなエリアマネジメントの動きは、欧米ではかなり以前から本格的に展開しており、都市づくりの中心的な活動となっていて、その活動を支える様々な制度や手法が開発されている。その代表的なモデルとして知られるものに米国の「BID（Business Improvement District）」制度があるが、主にビジネス地域において、資産所有者・事業者が、地域の発展を目指して必要な事業を行うための組織化と財源調達の仕組みであり、資産所有者が主体となって州法による裏づけもある。その事業の内容としては、その基本に地域美化と治安維持活動を置いており、それ以外の

活動は地域によって、イベント実施、コミュニティバスの運行等の地域振興事業、公園・歩道などの公共空間の管理運営、歩道改善、ストリートファニチャーの統一などの基盤整備、土地利用調整とデザインコントロール、テナント誘致などのマーケティング政策提言活動などさまざまである。

近年、わが国でも大都市都心部や地方都市の中心市街地で、民間によって構成された地域の組織が主体となり、地域の管理運営を推し進めて、地域を再生する取組みが行われている。また、地方都市中心市街地でも活性化のために、TMO²¹⁾が組織化されタウンマネジメント活動が行われている。こうした先進的事例を紹介した小林・他（2005）²²⁾では、たとえば、東京都心部では、大手町・丸の内・有楽町地区でのNPO法人「大丸有エリアマネジメント協会」、六本木ヒルズでのタウンマネジメント組織「六本木ヒルズ運営本部」、晴海地区の「晴海をよくする会」、汐留地区の「中間法人 汐留シオサイト・タウンマネジメント」など、また大阪中心部では、長堀地区の「NPO法人 長堀21世紀計画の会」、御堂筋地区の「御堂筋ネットワーク」、さらに大阪ビジネスパーク地区の「大阪ビジネスパーク開発協議会」など、横浜の関内地区の「横濱まちづくり倶楽部」、MM21地区の「㈱横濱みなとみらい21」、神戸の「旧居留地連絡協議会」などによるエリアマネジメントの実践事例が取り上げられている。

一方、地方都市中心市街地でのタウンマネジメントの成功例として、青森市の(有)PMO、福島市の(株)福島まちづくりセンター、三鷹市の(株)まちづくり三鷹、七尾市の(株)御祓川、松江市のNPO法人まつえ・まちづくり塾、中部では飯田市の(株)飯田まちづくりカンパニー、高松市の高松丸亀町まちづくり(株)などが紹介されている。これらの地域組織は、株式会社、

有限会社、NPO などさまざまな形態をとりながら、空き店舗対策、イベントの開催、個店支援などの個別の施策を展開しつつ、中心市街地再生の全体企画、管理・清掃、街並みの形成などの役割も担っているといわれる。

こうしたわが国における地域に根ざしたまちづくり活動の実践内容は、地区特性に応じて多様なものとなっているが、大別すれば、公共施設空間や非公共施設空間の積極的な利用を通じた施設や空間のメンテナンスやマネジメント、イベントに代表される地域プロモーション、社会活動、シンクタンク活動などのソフトなマネジメントがみられる。

これ等のわが国における取り組みは、欧米のそれと比べると財源調達や税制面などでの法制度的位置づけが弱く、同じようにエリアマネジメントと呼ぶことについて異論もない訳ではないが、地域の自律性というその理念・目的には共通性を有している。同様な理由で、現在取り組まれているエリアマネジメントの実践は、都心や中心市街地での商業や業務活動が中心となっているが、これからは、都市のなかのあらゆる地域でその可能性が追求される必要がある。とりわけ、空間計画の側面からは、既成市街地やニュータウンを含めた住宅地における環境改善型のまちづくりに生かす展開が期待されている。

たとえば、住宅・住環境と都市防災の両面で課題をかかえる密集市街地の整備は、緊急を要する都市政策上の課題であるが、そのためには、市街地整備手法・制度の拡充のみならず、それと一体的に展開するエリアマネジメントが必要となる²³⁾。筆者らは、阪神大震災復興まちづくりの経験を教訓にして、密集市街地の整備のための「街区協同再生システム」²⁴⁾の構築を提案したが、その推進には計画・事業・管理の一元的運営（エリアマネジメント）の必要性を指摘している。

その他、高度成長期のスプロールによって形成された都市周縁部の市街地や比較的早くに開発されたいわゆるオールド・ニュータウンなどでは、高齢化の進行とともに、「居住放棄」が発生し、空地（放棄宅地）や空き家がすでに見られるが今後ますます増加することになり、地域の荒廃と活力低下は、地域生活の安全・安心をも脅かすことが予想される。

このような衰退地域をどのように再生させるのか。残存空地や空き家の再配置によって質の向上へつなげるためには、空地化した隣接宅地との合筆による環境整備や交換分合することにより空間の質的向上を図り、新たな居住者を引きつける魅力の創出の取り組みも必要となろう。さらに、山麓密集市街地のように、人口・世帯の転出によって住環境の著しい衰退と荒廃が進み、道路をはじめとした基盤施設が整っていない地域にあっては、移転先の確保と住宅跡地の緑地化などを含めたいわば縮減型の地域まちづくりとエリアマネジメントを検討する必要もあろう。一方、都市郊外の田園集落においても、前述したように農地や集落環境の維持形成さえ困難なケースが生じはじめているが、こうした地域の再生のためには、新規居住者を含めた居住機能の再編とともに新たな農業経営に取り組むエリアマネジメントが必要となろう。

こうした地域におけるまちづくりとエリアマネジメントにつながる具体的な取り組みが、これまでになかった訳ではない。

神戸市では、神戸方式ともいわれる住民と企業、それに行政も加わった協働のまちづくりの先進的な取り組みがなされてきた。「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」（1981年、まちづくり条例）に基づくまち協議会方式による地域まちづくりは、震災復興まちづくりの過程でも大きな役割を果たしたことは、よく知られるところである。

したがって、ここではこれ以上の言及は控えるが、地域の発意（まちづくり構想）と「まちづくり協議会」の認定、協議会による「まちづくり提案」、それに基づく「まちづくり協定」や「地区計画」などの策定を通じた地域環境の維持・管理へと展開している²⁵⁾。

一方、田園地域においても、前述した「人と自然の共生ゾーン条例」に基づいて、住民による「里づくり協議会」の組織化とともに、「里づくり計画」の策定と「里づくり協定」による住民参加と合意形成による「協働による里づくり」が実践されている²⁶⁾。なお、2003年11月には、「人と自然の共生ゾーン」が国の特区に認められ、NPO法人等による農業経営、新規就農者等の農地取得の下限面積の緩和、NPO法人等による市民農園の開設・運営、農家民宿の消防設備の簡易化等の特例措置の導入が図られている。

これらの取り組みは、まだ、エリアマネジメントと呼べる段階のものとはかならずしも言えまいが、住民や企業、NPOと行政による「協働のまちづくり」の実践とその継続こそがエリアマネジメントへとつながる途である。

5. 創造都市に向けた空間政策

現在、都市再生に取り組む先進諸国の都市戦略として関心を集めているキーワードは3つあるように思う。

その一つは、すでに本稿でも何度も使ってきた「持続性（サステナビリティ）」である。経済か環境かのトレードオフ（二律背反）的思考を脱却する期待も込められ、環境、経済、社会、文化の諸領域を包括するものである。二つは、「創造性」で、芸術・文化と産業を結合し、都市を新たな価値創造の場として位置づけようとするものである。三つは、「個

性あるいは多様性」であり、都市がその規模と総合性を求める世界都市から脱却して、専門性を基本とした自立と連帯による都市間のネットワークを目指すものである。

これらの概念は相互に密接に関連しており、「創造都市（クリエイティブシティ）」がそれらを統合した都市像であり都市戦略といえよう。

神戸市は、先ごろUNESCO（国連教育科学文化機関）の「創造都市ネットワークシティ」制度（2004年創設）の「デザイン都市」に名古屋市とともに認定された。この制度は、ユネスコが文化的な産業の強化によって都市の活性化を目指す都市間の国際交流や相互連携を支援しようとするもので、対象は、文学、映画、音楽、クラフト・フォークアート、デザイン、メディアアート、食文化の7部門で、これまでに、神戸、名古屋両市を含め、世界13カ国16都市が認定されている。

このデザイン都市認定の申請に先立ち、創造都市としての「デザイン都市」のあり方が議論²⁷⁾されてきたが、ここでは、デザインを狭義な文化ジャンルとしてとらえるのではなく、広く、もの（プロダクトデザイン）、くらし（ライフスタイルデザイン）、まち（都市デザイン）を包括するものであり、都市の経済、生活、文化の関係性を強化する触媒的役割を〈デザイン〉に期待している。

筆者は、こうした創造都市に向けた都市デザイン戦略、あるいは最近の都市景観政策について、すでに本誌の既刊号²⁸⁾で詳述しているので重複は避けるが、都市デザインの対象とする景観は、目に映る表層的な環境だけではないことを強調しておきたい。景観は、人々の生活や活動、時間の変化（昼と夜、季節感）、イベント（日常と非日常）などが反映されるものであり、「空間から場所へ」その意味や価値を拡大させてきている。歴史の重層構造

のなかで蓄積された「場所の力（資源）」を見出し、磨くことが大切で、都市デザインは街の美容術でも化粧術でもない。

その意味で、景観法の制定につづく、最近の「文化的景観」（2005年、文化財保護法改正）、「歴史まちづくり法」（2008年）、「近代化遺産」や「近代化産業遺産」の取り組みは注目されよう。特に、これら制度が、文化財行政（文化庁）とまちづくり行政（国土交通省）などが連携して創設されたことを評価したい。

また、神戸市では、現在、「神戸らしい眺望景観の形成」のために、①市街地と背後の山並みを眺める「見晴らし型眺望景観」の誘導、②錨山を眺める「シンボル型眺望景観」の誘導、③幹線道路における「見通し型眺望景観」の誘導、について都心部のモデル地区において施策化が進められているが、神戸の都市構造上の資源を生かす都市景観政策の新たな展開であり、「デザイン都市・神戸」にふさわしい空間政策といえよう。

総合基本計画における空間計画の大きな役割の一つは、都市発展とその方向性を明らかにすることであるが、そのためには、その都市の立地条件や環境特性をいかしながら、将来の都市の骨格と地域構成（関係性）のあり方（都市空間像）を示す必要がある。

これまでの神戸市の総合基本計画でも、それぞれの時期における将来の空間像とその計画の基本方向が示されてきた²⁹⁾。現行の総合基本計画（第4次マスタープラン、1995年）では、都市空間整備の視点として、都市のもつ容量にゆとりをもちつつけられるような持続的な都市の成長を誘導する「都市の成長管理」がかかげられ、自然との共生を図りながら都市機能や人口の配置をすることにより、都市全体として均衡のとれた災害にも強い

「多核ネットワーク型都市」の実現が掲げられた。

その後、国土計画レベルでも、全国総合開発法が2005年に国土形成計画法に改められ、それまでの国土総合開発法から国土形成計画法に改定された。この国土形成計画では、国土計画制度を国と地方の協働によるビジョンづくりと開発中心からの転換を打ち出して、これまでの量的拡大の開発基調から成熟型の計画を基調としている。その戦略目標として、グローバル化や人口減少に対応する国土の形成（①シームレスアジアの形成、②持続可能な地域の形成）、安全で美しい国土の再構築と継承（③災害に強いしなやかな国土の形成、④美しい国土の管理と継承）に加えて、4つの戦略目標を推進するための横断的視点として、⑤「新たな公」を基調とする地域づくりを提示している。

この10年の都市を取り巻く社会状況の変化（国土形成計画は国土レベルでのその変化に対する方向性を示したものと見えよう）を、これからの神戸の都市づくりとその空間計画としてどのように受け止めればいいのか。本稿では、空間計画と政策の前提となる主要な論点について考察してきた。しかし、こうした論点以外にも、情報化の技術革新（ユビキタス社会）がもたらすライフスタイル、ビジネススタイルの変化が新たな居住空間、ビジネス空間に及ぼす影響、家族・世帯構成の変化（核家族を中心とする標準世帯で把握できない）と居住政策など、本稿では紙幅の関係で言及できなかったが、空間計画策定にあたって考慮すべき大きな課題である。

注

- 1) 邦訳は、四部からなる前半二部に相当する部分のみ。本書の他に、『都市の経済学』（1984年、邦訳1986年）、『市場の倫理 統治の倫理』（1992年、邦訳1998年）、『経済の本質－自然から学ぶ－』（2000年、邦訳2001年）、

- 遺作となった『壊れゆくアメリカ』（2004年，邦訳2008年）などがある。
- 2) 最初，R.D.バットナムが1995年に指摘したが，その後，著書『孤独なボーリング』（2000年，邦訳2006年）でその他の人たちも含めて紹介している。このこと及びソーシャル・キャピタル論については，宮川公男・大守隆編：『ソーシャル・キャピタルー現代経済社会のガバナンスの基礎ー』，2004年，東洋経済新報社，に詳しい。
 - 3) 本書の他に，処女作の『ユートピアの系譜』（1922年，邦訳1971年），『都市の文化』（1938年，邦訳1974年），『都市と人間』（1963年，邦訳1981年）など30余の著書がある。
 - 4) コンパクトシティ（Compact City）とは，主にヨーロッパで発生した都市の持続的発展の可能性に着目した都市設計の考え方で，アメリカでのニューアーバニズム，イギリスでのアーバンビレッジも同じような考え方のものといえる。
 - 5) コンパクトシティをめぐる欧米での政策論争および空間計画については，海道清信（2001）：『コンパクトシティー持続可能な社会の都市像を求めてー』，学芸出版社，同（2007）：『コンパクトシティの計画とデザイン』，学芸出版社，に詳しい。
 - 6) ここでいう空間計画と政策は，都市の土地利用，住宅施策，公園緑地施策，都市計画などを広く包括するもので，その計画と達成手段としての政策を扱う。
 - 7) この答申では，土地利用計画の策定とともに，開発許可制度の創設，都市施設整備のプログラムとその責任分担の原則の確立等都市地域における土地利用の合理化を図るための対策を提言している。
 - 8) 国連人口部の将来推計人口（2010～2050年）によれば，諸外国のうちアメリカ，イギリス，ブラジルは，2050年まで人口増加が続くと推計されている。（総務省統計局ホームページから参照できる。）
 - 9) 「都市・地域レポート2005」（国土交通省都市・地域整備局）参照。
 - 10) 「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2008年3月推計，国立社会保障・人口問題研究所）参照。
 - 11) 日本都市計画協会編著（2003）：『都市・農村の新しい土地利用戦略ー変貌した線引き制度の可能性を探るー』，学芸出版社。抽稿（難波健・他と共同執筆）（2005～2007年）：「兵庫県における市街化調整区域の土地利用調整・管理と開発許可制度の運用に関する研究」（その1～4），『日本建築学会技術報告集』第22号455～458頁，23号371～374頁，25号263～266頁，26号781～784頁。
 - 12) 市町が住民の意見を反映して定める市町土地利用計画，あるいは地元住民による協議組織で定める地区土地利用計画に基づいて，市町が指定を申し出る区域で，地縁者住宅や新規居住者住宅，地域経済活性化のための建築物など具体的な許可要件を定めている。
 - 13) 加古川市でも，同様な趣旨の「田園まちづくり計画制度」（2007年3月）の運用を開始している。
 - 14) 循環型社会形成推進基本法（平成12年6月）第2条によれば，循環型社会とは，製品等が廃棄物となることが抑制され，並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され，及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され，もって天然資源の消費を抑制し，環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
 - 15) CASBEE（キャスビー）とは，「建築物総合環境性能評価システム（Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency）」の略。
 - 16) 平成18年度で56件，平成19年度で111件，平成20年度で25件が公表されている。
 - 17) Environmentally Sustainable Transport の略。国としてのESTの取り組みについては，EST普及委員会のポータルサイト「環境的に持続可能な交通（EST）を目指して」を参照。
 - 18) モビリティ・マネジメントの手法の一つに，コミュニケーションを通じて人々の意識や認知に直接働きかけ，行動の変容を目指すトラベル・フィードバック・プログラム（TFP）がある。
 - 19) 神戸市公園緑地審議会（杉本正美会長）（2008.4）：「神戸らしい緑地施策のあり方について」（答申書）では，市街地の良好な環境を形成する緑地や風致をまもり育てるため，公的緑地のみならず民有地の緑を含めて，①市街地に残る一団の緑，②市街地に点在する緑，をまもり育てるとともに，③風致地区周辺地域についても緑地保全策を講じることの必要性を提言している。
 - 20) コミュニティ・ガバナンスは，一般に，行政主導の中央集権的な統治システムに対比されるもので，「個人の緩やかなネットワークに基づく公的な意思決定による統治システム」と定義される。
 - 21) TMOとは，Town Management Organizationの略で，中心市街地における商業まちづくりをマネジメント（運営・管理）する機関をいう。さまざまな主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整し，プロデュースするのが役割である。1998年の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律（略称：中心市街地活性化法）における中心市街地活性化策の目玉として導入された。
 - 22) 小林重敬・他（2005）：『エリアマネジメントー地区組織による計画と管理運営』，学芸出版社。
 - 23) 今後の市街地整備制度のあり方検討会（2008）：『今後の市街地整備の目指すべき方向ー市街地整備手法・制度の充実に向けてー』（国土交通省）において

も指摘されている。

- 24) 拙稿 (2000) : 「木造密集市街地の再生のための「街区協同再生システム」の提案」, 『都市政策』第99号, 81~92頁。筆者を研究代表者とする「密集市街地における街区協同再生システム構築のための理論とその実践的検証」(平成17~19年度科学研究費補助基盤研究 (B))。
- 25) これまでに, 76地区で「地区計画」が, 13地区で「まちづくり協定」が策定されている。(2008年3月現在)
- 26) これまでに, 全集落167のうち, 157集落 (94%) で里づくり協議会が発足しており, 82地区 (49%) で里づくり計画が策定されている。(2007年3月現在)
- 27) 筆者も参加した「デザインをまちづくりに生かすための研究会」(新野幸次郎座長) で議論され, そのなかで, UNESCO のデザイン都市への申請も提案された。また, この研究会の提言を受けて, 神戸市では, 「『デザイン都市・神戸』を推進するための基本方針」(2007年12月) を策定している。
- 28) 拙稿 (2007) : 「創造都市に向けた都市デザイン戦略—都市文化と都市景観に着目して—」, 『都市政策』第126号, 11~19頁。拙稿 (2008) : 「わが国における景観行政の系譜と課題」, 『都市政策』第131号, 4~12頁。
- 29) 拙稿 (2000) : 「21世紀の神戸の都市空間像構築に向けて」, 『都市政策』第100号, 72~86頁。

都市の経済戦略

—City-Region Innovation 政策へ—

兵庫県立大学経済学部教授 加藤 恵 正

1. グローバル化と知識経済化

現代都市経済の課題は、知識経済化と連動するグローバル・サーキュレーションへの対応と、コロケーションによる空間再編によって顕在化する局地的衰退への対処にある。本稿の目的は、かかる現下の状況を踏まえながら、これら両者のインターフェイスをデザインし、機動させる神戸の新たな都市経済政策への視点や政策課題について論じることにある。

「世界は台頭する巨大都市が牽引している」といって過言ではない。しかし、深刻な問題も山積していることは閑却できない。したがって、グローバル経済下において競争状況にある大都市に求められる政策は都市ごとに異なっており一様ではない（筆者要約）。2006年、OECDは現代の都市課題に関するレビュー“Competitive Cities in the Global Economy”のなかで、世界経済における大都市の優位性を明示したうえで、巨大都市圏

出現の経済的評価やガバナンスに関わる政策課題群を抽出している¹⁾。こうした、グローバル・サーキュレーションの加速と巨大都市の出現が相互に強く結びつきながら、世界の都市システムが大きく再編される状況はこれまでも指摘してきた²⁾。

神戸市の経済戦略を検討するうえでその論点は、第一に、グローバル経済と知識経済の深化の過程で、都市経済の競争力をいかに確保・堅持するのかが検討すること、第二に社会の成熟・少子高齢化社会への急進の過程で顕在化する空間のパッチワーク化と局地的衰退への対応とによってよい。本稿では、主として前者の論点整理と政策のあり方について論じることにした。後者については、別稿にてその視点・枠組みを検討した。ここでは紙幅の関係もあり「小結」での課題の指摘にとどめる³⁾。

以下、第2節では神戸経済の発展を検討するうえでの基本的視点として、知識経済化・グローバリゼーション／コロケーションをキ

1) OECD “Competitive Cities in the Global Economy” The Guilford Press, 2006.

2) 加藤恵正「グローバル・サーキュレーション時代の地域経済—ブレイン・ポート兵庫・神戸の形成に向けて—」ひょうご経済No.100, pp.2-8, 2008年.

3) 加藤恵正「CED (Community Economic development) 型都市政策の展開—ソーシャル・インクルージョン・アプローチによる都市再生」都市政策132号, 4-17頁, 2008年.

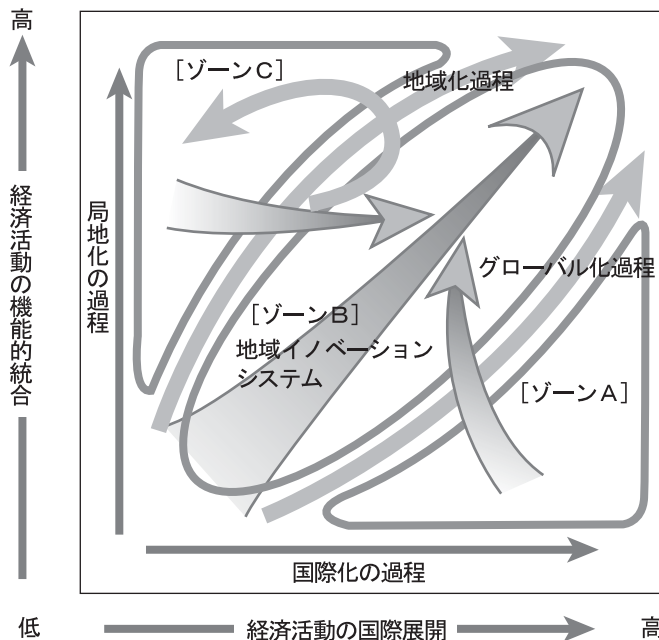
イワードに整理する。第3節ではかかる方向に基づく神戸の産業展開のあり方や産業政策の論点、政策の方向を検討する。第4節では、ネットワーク型経済推進のための政策枠組転換の方向について検討を行う。第5節では、残された課題として、社会的企業など台頭する神戸の新しい主役を醸成するための社会イノベーションによる仕組み革新の必要性などに言及することにした。

2. 知識経済化、グローバリゼーション、コロケーションと神戸経済

ここでは、まず神戸市が直面するグローバリゼーション/コロケーションの潮流から議論の枠組みを示しておきたい。加速する世界の経済地図再編を論じてきたP.Dickenは、国際化と局地化を対比させて巧みにグローバル化とコロケーションの深化を描き出している(第1図)⁴⁾。縦軸は、特定地域における

機能的統合を示す「局地化の過程」を、横軸は機能的統合を伴わない単なる経済活動の国際進出を「国際化の過程」として示している。したがって、前者は機能的統合度を、後者は空間的拡散を示している。図中に示された「グローバル化過程」は、地理的拡散と機能的統合が同時に深化する過程を示している。また、「地域化過程」は、グローバル過程が限定された空間において展開していく状況を示しており、たとえばEUの統合過程はこのプロセスを辿っているとみることができる。Dickenは、都市のグローバル化が意味しているのは、こうした2つの要素が絡み合いながら右上にシフトするプロセスと指摘している。では、Dickenが描くこうしたグローバル・シフトは、どのようなメカニズムを有しているのだろうか。

第1図には、Dickenの議論をベースに、都市経済を構成する産業経済システムを加筆している。ゾーンAは、世界全体をカバー



第1図 都市経済のグローバル化過程
(Dicken (2007) pp.9に筆者が加筆して作成)

4) Peter Dicken "Global Shift: Mapping the Changing Contours of the World Economy 5th Edition" The Guilford Press, 2007.

するネットワークとしてのグローバル都市システムである。かつての大阪湾ベイエリアがそうであったブランチ・プラント型の産業空間を示しているといつてよいだろう。ゾーンCは、古くから形成されてきた地域産業システムを示している。ここには、たとえば地場産地のようにどちらかという閉じられた産業集積なども含まれることになる。ゾーンAとCの中間に位置づけられているゾーンBは、地域産業システムとグローバル都市システムの融合領域である。ここでは、神戸経済を構成する様々な活動が有機的連関関係を形成し、創造的な都市経済展開の可能性を示唆している。その意味で、次世代の神戸経済を展望するうえで、ここに描いたゾーンBの役割は大きい。この領域をいかに政策的にデザインし、神戸の有している社会経済資源を編集してこれを機動させるかが問われているのである。その駆動力は、知識経済化／イノベーションにある。

同図において、ゾーンA、Cをめぐる矢印は、知識経済化の方向性と役割を各々の産業システムに応じた形で示している。ゾーンAの矢印は、三菱重工、神戸製鋼などの巨大事業所群のエネルギーを神戸経済のグローバル化／知識経済化にビルト・インする構図として描いている。それは、いわゆるブランチ・プラント型経済からの離脱、あるいは将来的にそこへの回帰を回避するという示唆しているといえるだろう。ゾーンCを貫く知識経済化の流れは、2つの方向を示している。ひとつはゾーンBに合流するもので、ケミカルシューズ産業や酒造業など既存地域産業システムを再編することで、地域イノベーション・システムへと高度化する可能性を示している。もうひとつは、地域産業システム

内部での循環を指している。これは、商店街やインナーシティなど局地的な地域経済再生を指す。さらに、ゾーンBを右上がりに貫く矢印は、地域化とグローバル化のダイナミズムが、知識経済化を駆動力として稼働していることを示している。これによって神戸経済はグローバル都市へとシフトすることになる。

さて、こうしたグローバル都市への展開は、地球規模での経済活動の潮流変化と神戸における都市経済のダイナミズムの接点が十全に機能しているのかにかかっているといつて過言ではない。かつて、かかる接点は特定の業種や大企業に関連したものであり、多くの企業にとっては必ずしも直接的に関係するものではなかった。しかし、今日、まったく異なる変化に直面している。従来、工業化社会の論理は通用しない。既存の産業群やこれから生起するであろう新たなビジネス、海外からの企業などを統合的に都市経済に組み込むための仕組みが必要である。その動きをマネジメントする仕組みとして、世界各地で固有の地域イノベーション・システムが提案され構築が模索されてきた。ここで言う地域イノベーション・システムとは、「地域内に形成された稠密な企業間ネットワーク、固有の社会・文化クライメイトや制度環境などが地域に根ざした集会的「学習」や持続的イノベーションを刺激する仕組み」を指している⁵⁾。ゾーンBは、こうしたシステム構築を念頭に、神戸経済全体を統合する領域として位置づけてよいだろう。ここでの、ポイントは、ひとつにはこれまでとは異なる都市内外の連関性をどのように創出するのか、いまひとつはその連関自体のあり方も従来の取引形態だけではなく、ソーシャル・キャピタルなど多様

5) Angrea Gebauer et.al 'Regional Technology Policy and Factors Shaping Local Innovation Networks in Small German Cities' *European Planning Studies*, Vol.13, No.5, pp.661-683, 2005.

な要素を組み込んだものとして検討する必要がある。

3. 科学・技術イノベーションが促す神戸経済の進化

科学・技術イノベーションは知識経済への移行とネットワーク型経済の駆動力である。人、モノ、金、情報が地球規模で駆け巡るグローバル・サーキュレーションの時代においては、科学・技術イノベーションの深化は多様な経路で神戸圏域に所在する企業、大学、研究機関がネットワークで結ばれていることによって促される⁶⁾。都市経済の競争力を生産性と捉えると、それは個々の主体のそれだけではなく、稠密に形成された都市内部の価値連鎖（連関性）全体の問題でもある。神戸における価値創造力を高めるためには、価値連鎖を形成する主体の効率化、主体間の関係の効率化、価値連鎖のダイナミズムを科学・技術イノベーションの源泉として位置づける必要がある。以下、次世代の神戸の産業展開を知識経済化が促すネットワーク経済という視点から具体的に検討しておこう。

(1) 知識経済化の動き強める臨海部事業所群

神戸の近代工業は、1867年の開港を契機に港湾関連産業からスタートする。なかでも造船所は港湾に不可欠な施設として設立が相次ぎ、加州製鉄所（川崎重工業）や三菱造船（三菱重工業）は、政府の手厚い保護政策のもと飛躍的成長を遂げることになる。両社からは、川崎製鉄、川崎車輛、三菱電機など神戸産業の中核的役割を担う企業を分離独立させ、さらに多くの関連産業群を産み出し、神

戸・日本産業の母体工場として、また技術的には世界で覇権を競うグローバル企業として神戸経済と歩みをともしてきた。この他、神戸製鋼所、住友ゴム工業など臨海部に立地する大規模事業所は、さきの第1図の構図からみると、ゾーンAに位置づけられる。

こうした大規模事業所群における研究開発のあり方は、R&Dの先端的領域を核とする（中央）研究所が所管し、具体的な製品開発を各事業所の技術チームが担当するというものである。実際には、R&Dとものづくり現場の融合の重要性はますます高まっており、基礎的研究開発と生産が一体化する形で、製品開発が行われることも多いという。150年に及ぶ歴史のなかで、かかる臨海部事業所とその関連企業群のなかで、世界で競争する先端的科学技術が創出され続けていると同時に、今ひとつ閑却できないのはものづくりに関わる膨大な知識・技術・技能が蓄積され、現在もその更新が続けられていることである。大規模事業所のR&Dは、事業所内部ないし企業内研究所にとどまっており、地域との連関性は弱いと言わざるをえない。こうした事業所群で蓄積・展開されるR&Dは、神戸経済における価値連鎖のダイナミズムとどのように共鳴することになるのだろうか。ここでは、暫定的に3つの経路として整理することにした。

第一は、各社各事業所における先端科学技術研究と地域の大学・研究機関を場としながら地球規模でのネットワーク／コラボレーションを形成することである。急進する製品サイクルの短期化は、個別企業・事業所の枠をこえ、外部から先端知識・アイデアを求めざるを得ない状況にある。その際、研究開発プロ

6) 地球規模でのダイナミズムと神戸都市圏の接点を、知識・情報が集積する拠点という意味でここではブレイン・ポート（知識の「港」）と呼称しておきたい。現在、こうしたブレイン・ポート構築の競争が地球規模で展開していると考えてよいだろう。

セスにおいて、企業内外の境界を明確にせず、企業内発生技術も事業化しないものは他社へ売却するといった R&D への新たな視点が求められる。技術・知的財産そのものに固有の価値はなく、ビジネス・モデルを通じて初めて評価できる⁷⁾。現実には、産業界、大学と公的研究機関が協力して成果を挙げた実績や経験に乏しいことから、企業が国内大学や公的研究機関において連携することが困難であるため、海外の大学を頼るケースがなお多いとの指摘もある⁸⁾。オープン・イノベーションを神戸という「場」で展開する仕組みが必要である。こうした研究開発におけるネットワーク形成がもたらす経済メリットは、その「相乗効果（シナジー）」あるいは補完効果にある。異なる企業が有する多様な資源と情報をイノベーション創出に向けて継続的に相互作用させることによってそれは顕在化する。都市経済としての課題は、情報（知識）創出の場をどのようにマネジメントするのかにある。

第二に、ものづくりの技術・技能の継承や創出に関わる人材育成を、企業と連携する仕組みとして構築していく必要がある。熟練技術者による高度に洗練された技能は、暗黙知としてマニュアル化できないことがこれまでも指摘されてきた。ここに蓄積された技術・技能を、人材育成という形で顕在化させることで継承し、さらにここに創造性をも組み込むといった仕組みの形成は神戸経済の優位性を強化させることになる。その際、個々の企業が独自に試みているたとえば定年後の継続雇用といった企業内囲い込みから、国際的視点から企業に蓄積された暗黙知を継承するオープンな仕組みを構築することは喫緊の

課題といわなければならない。国際的なものづくり人材育成の仕組みは、神戸を支えた「ものづくり集団」という資源を競争力の核心にすえたものである。死蔵資源のなかには市場化されていない多くの技術やノウハウがある。これを人材育成と絡めながら顕在化させ、市場に出す仕組みを構築する必要がある。ここでの経済メリットは、知識の機動的フィードバックが促す戦略的「学習（ラーニング）」にある。これまでの神戸での知的蓄積を顕在化させ、これを創造的かつ継続的に再編を行うことによって可能となる。神戸に蓄積されてきた知識を巧みにマネジメントすることによって、加速する世界経済と連動する都市経済の柔軟かつ機動的変化が可能となる⁹⁾。

第三に、大規模事業所からスピナウトした技術者が、起業したり個人事業家として活動するソフト・インフラの整備が必要である。近年、デジタル化の進展もあいまって、創業を促し企業同士のジョイント・ベンチャーや専門的な能力を持つ人材の共同事業を容易とする組織形態 LLP（有限責任事業組合）や法人格を有する LLC（合同会社）といった仕組みの制度化もあいまってミニ企業家が増加しつつある。こうしたタイプのビジネスを担う人々は、一般にインディペンデント・コントラクター（独立業務請負人）と呼ぶが、D.Pink はこれをフリーエージェントと命名しアメリカ社会での労働市場の大きな変化を示唆した¹⁰⁾。労働のフリーエージェント化とは、企業や政府といった組織に雇用されるのではなく、直接組織に属していない就労形態の拡大を指しており、米国において既に労働人口の4分の1がフリーエージェントという。近年では専門職など企業内フリーエージェン

7) 池田祐一「オープン・イノベーション」日立総合研究所 HP, 2008.

8) 吉川弘之「産学の対話で国際競争力の再興を」日刊工業新聞, 2008年11月12日.

9) 加藤 (2008) pp.6.

10) ダニエル・ピンク『フリーエージェント社会の到来』ダイヤモンド社, 2002年.

トも拡大している。「ヨコ」の連携を重視する新しい「働き方」を重視する社会は、その「つながり」のあり方がポイントとなる。信頼や社会的ネットワークを構成要素とするソーシャル・キャピタルは、その意味でフリーエージェント社会のインフラストラクチャーとってよいかもしれない。かかる個人ビジネスのネットワークこそ、地域の創造力を促す重要な要素であり、その意味で地域共有財とってよいだろう。こうした非組織型就労の拡大が、地域における雇用創出や地域経済の再編・再生に及ぼす影響は大きく、「働く」ことの意味や意義の多様化とともに彼らを巻き込んだ「地域中間労働市場」形成の可能性の検討を行い、地域再生の諸課題にたいして具体的な政策立案を試みることは現代都市政策の新たな課題ともいえる。

ネットワーク経済を背景とする企業空間組織の「分積型再統合（リ・インテグレーション）」（企業組織が機能的分解によって効率化をはかっていた段階から、個々の事業所がより自律性を高める形でネットワーク的利益を指向する段階に向かっていることをさしている）と知識経済の深化は、グローバリゼーションの過程で、個別企業の枠をこえてメガ・リージョン内における異なる企業の事業所間の関係性強化を不可避としている¹¹⁾。こうした技術革新の潮流からみると、研究者・開発者・起業家のいる現場（都市空間）こそがイノベーションの源泉であることは自明である。ネットワーク経済における相乗効果、学習や信頼などの創出のための仕掛け・仕組みづくりに着手するときだろう。

(2) 神戸に根ざす企業群と先端クラスター ー地域イノベーション・システムの中核としてー

ここでは、次世代の神戸産業の中核を担う、神戸に根差した中堅企業群の役割、さらに先端ビジネス・クラスターの今後について議論を整理する。こうした産業群は、第1図のゾーンB、すなわち地域イノベーション・システムにおいて、中核的役割を果たすことが期待される。

① 神戸拠点企業のビジネス・モデルを

「ローカル・ミリュウ」「学習地域」「産業地区」といった都市・地域産業のキーワードは、産業クラスターの構成要素として現在までに多くの理論・実証研究が蓄積されてきた¹²⁾。その成果のポイントは、知識経済への移行において、中堅・中小企業の台頭と教育があらためて地域経済の発展における要としての役割を果たすということであった。実際、1980年代後期以降、成熟資本主義諸国で顕在化した地域経済再生のモデルでは、地域資源と外部環境変化に呼応する制度的整備のなかで成果をあげており、その多くはベンチャー企業などいわゆるミニ企業が中核的役割を果たしている。地域の社会経済システムに根ざした中堅中小企業が、地域経済とグローバル経済の接点を担っているのである。たとえば、末松は研究開発指向型企業が集中する京都において、徹底したモジュール化による「京様式経営」を解明している¹³⁾。実際、関西には地域に根差した中堅企業が多数存在している。こうした地域に根ざした企業について、関西本社企業の利益率の分析を行った近畿経済産

11) 企業の空間組織に関わるは「分積型再統合（リ・インテグレーション）」については、次を参照のこと。加藤恵正「企業の空間組織再編と都市経済のダイナミズムー動的取引モードからみた「集積」概念の再検討ー」経済地理学年報、第40巻第4号、14-24頁、1994年。

12) Philip Cooke and James Simmie, 'Knowledge, Innovation and the Competitiveness of Cities' Nick Buck et al. (eds) *Changing Cities*, Palgrave, 2005.

13) 末松千尋『京様式経営ーモジュール化戦略』日本経済新聞社、2002年。

業局の調査では、現時点で海外・国内とも営業拠点が関西にあるほど利益率は高いこと、今後、関西の位置づけとして経営戦略、生産・販売等の拠点を関西に維持し続けるとした企業は、東京へのシフトを行っている企業より利益率が高いことを明らかとしている¹⁴⁾。

2006年、武田薬品工業は神奈川県藤沢市に中央研究所を新設することを公表した。もともと、大阪市内にあった研究拠点を拡大するため、藤沢市と大阪府茨木市の候補地を検討したことから、神奈川県と大阪府が誘致競争を繰り広げた結果、国内外の人材獲得に首都圏のほうが有利との判断から藤沢に決定したという。関西を支えてきた企業の研究拠点の移設であったが、現実には、この他にも関西企業が首都圏へ本社・研究所を移転・新設する動きは相次いでいる。企業の東京シフトに関しては、これまでも多くの議論が行われてきた。情報技術の進化によって世界の経済・生産システムが急速に再編され、同時に知識経済化のなかでクラスター形成に象徴される企業と地域の新たな関係が形成されてきた。単純な規模の利益による集積論では説明がむづかしい状況が出てきている。今後とも東京への集中が進むのかについて予見することは困難であるが、現下の経済環境のダイナミズムからみて企業経営にとって東京シフトが合理的判断なのかについてはいささかの疑念が残るところではある。本稿では紙幅の関係もあり、この点についての詳細な検討は別稿に譲ることにしたいが、神戸にも地域に根ざした中堅企業は多い。検体検査領域ではグローバルトップ10に入るシスメックス(株)、日本のゴム工業を牽引してきた産業用ベルトやプラスチック製品のパイオニアであるバンドー

化学や三ツ星ベルト、生活設備機器メーカーのノーリツ、神戸のライフ・スタイル・ビジネスともいえるアシックス、ロックフィールド、フェリシモ、ファミリアなど枚挙にいとまはない。こうした企業群が、今後、地域イノベーション・システムの中核としてコラボレーション展開していくことが期待されるところである。

② 進化する先端ビジネス・クラスター

2008年11月、政府はポートアイランド2期を中核拠点とする「先端医療開発特区」を指定した。これは、革新的科学技術の実用化を予算配分や規制の柔軟な運用で支援する「スーパー特区」であり、複数の大学や企業などの共同研究が支援対象となる。医療産業都市構想は進化を続けている。

1999年、神戸医療産業都市構想懇談会報告からスタートしたポートアイランドでの先端ビジネス・クラスター構築の試みは、進出医療関連企業75社、約600人の正規雇用が発生している¹⁵⁾。また、ポートアイランド以外での市内への経済効果を含めると、雇用で約2000人、直接・間接双方を含む経済効果は約1400億円にのぼる。シスメックスも西神に設置した研究開発拠点テクノパークを中核に、ポートアイランドのBMA(神戸バイオ・メディカル・センター)にラボラトリーを設けている。2007年、神戸市は、『神戸健康科学(ライフサイエンス)振興ビジョン：クラスターの将来像』において、その将来展開に向けたグランドデザインを示している。ここでは、課題の整理に加えメディカル・イノベーションシステム構築など、クラスター進化に向けた経路が巧みに描き出されている。医療関連

14) 近畿経済産業局『関西における新たな産業戦略に関する調査』2008年。

15) 神戸市健康科学(ライフサイエンス)振興会議『神戸健康科学(ライフサイエンス)振興ビジョン：クラスターの将来像』2007年。

事業者へのインタビューから、若干の整理を行う。

第一に、バイオ・メディカル研究者が共通して指摘するのは、神戸ポートアイランドでの多様な結びつきの重要性である。そこでは、研究と臨床の融合を担保する仕組みだけでなく、患者やその家族のスムーズな移送のためのインフラ整備、快適な生活環境の構築。さらにはこうした成果がビジネス化するための仕組みなど、再生医療を核とする総合的な都市環境整備の必要性が共通して指摘された。また、研究開発指向が強いベンチャー型小規模企業が支える領域だけに、企業間の競争は激しいが、一方、連携によって R&D を個々の企業が拡張し、そこから新たな企業が創出されるといったメカニズムが機能している。集積内部において情報共有が行われることで、「競争と協力」のプロセスが形成されていくということなのであろう。このように、事業活動に直接関係した取引だけでなく、他業種や間接関連領域、さらには一見関係がなさそうな分野との結びつきを見出すなど広範にその関係性を拡大することで、都市内部に立体的かつ稠密なネットワークを形成していくことこそが新たなビジネス創出の鍵である。

第二に、インキュベーション施策の重要性が指摘されている。知識集約性が強い小規模企業群が担うバイオ・メディカル領域では、ビジネスの進化速度がきわめて早く変化への機動的即応は必至である。企業の設立は世界的競争という環境下で行われるため、即座に事業に着手できる環境が常に求められている。さらに、集積内部における自己増殖的な発展のメカニズム強化のためにも、インキュベーション施設は知識集約型ビジネスにたいする産業支援施設として重要な役割を果たしている。

第三に、こうしたハード面の整備も、集積

内外における「結びつき」が形成する都市経済の自律的展開と的確に呼応していくものでなければならない。ここでは、内外の稠密な連携や広範な領域とのネットワーク形成をプロデュースする機能が必要である。新規立地企業、多様な関連事業群、既存企業等との連関関係形成を強力にすすめるためには、既得権益や硬直化した関係から離脱することが必要である。そのためには地域イノベーション・システム形成を促す大胆かつ繊細な機能・役割を担うプロデューサーが必要である。さきの振興ビジョンでは、研究シーズの事業化を可能とするための「神戸ライフ・サイエンス・ゲートウェイ」設立が提案されており、その実現が待たれるところである。

最後に、多様な人々が働くための都市環境整備の必要性をあげておきたい。先端技術をベースとするビジネスのもっとも重要な生産要素は「人」である。国籍・性別・年齢とは関係なく高い能力の人材が必要である。今後、こうした産業が成長するために、ユニバーサルなまちづくりへの視点は喫緊の課題といわなければならない。

こうしてみると、神戸の医療産業クラスターはその進化の方向として大きく2つの展開が必要である。ひとつは、神戸で形成された先端医療クラスターを、広域的な観点から関西でのバイオ等の関連領域クラスターと連携をはかることである。地域クラスターのネットワーク化による広域クラスターとしての競争力強化は、地球規模での競争激化のなかで不可避の課題であろう。この点についても、同ビジョンは「関西全体でのライフ・サイエンス分野のスーパークラスター形成」を指摘しているところであり、現実の動きとして起動していく過程に注目しておきたい。第二に、医療産業からライフ・サイエンスへと短期間のうちに進化を遂げた神戸の先端医療クラス

ターであるが、次のステップへの視点が必要だろう。その意味で、神戸の市民生活全体を包摂する形でライフ・サイエンスとしての進化をグランド・デザインとして提示したことは首肯できる。その際、市民を含めあらゆる主体が自由に参画できる仕組みを構築しておく必要がある。世界に先駆けてクラスター政策を展開するフィンランドでは、COE (Centre of Expertise) を核に、地域イノベーション・システムの構築を促進してきた。このなかで、ヘルシンキはもっとも成功し繁栄した都市圏であるが、ここでは現在、次世代クラスター政策として Forum Virium Helsinki Centre が稼動し始めている¹⁶⁾。これは、企業、市民、自治体、大学等、ヘルシンキの都市全体を包括する既往クラスターが進化した仕組みとして設置されたものである。ヘルシンキ都市圏域全体を科学・技術や産業だけでなく市民生活全体をカバーする統合クラスター形成を目指す試みとして興味深い。いずれにしても、神戸のクラスターは、より広域的視点から都市全体を巻き込んだ City-Region Innovation を喚起する統合型クラスターへと発展することが待たれる。

(3) 神戸のライフ・スタイルを創造する地域ビジネスへ

ゾーンCは、神戸のライフ・スタイルを創造する地域ビジネスを指している。実際には、多彩な地場産業群や地域の付加価値を高めるスポット・ビジネスである。

① 生活と一体化する革新的地域産業群へ

酒造業やケミカルシューズ産業などの地場産業が、生活と一体化するイノベティブな地域産業群へと転化することが必要である。これらは、ネットワーク経済のメリットである継続的相互作用、学習、信頼といった要素

を早くから組み込んだ地域産業コンプレックスを形成してきた。ここで形成された社会的分業型ネットワークは、安価な製品を巧みに作り出すことには成功したが、グローバル化／情報・知識経済化への流れの中でその対応に遅れ、一部の企業を除いて産業としての機能弱体化は否めない。ただ、地場産業の歴史は地域イノベーションの歴史でもある。ネットワーク経済の有している要素を今一度再編成し、新たな分野への進出を含め、培ってきた神戸における生活文化やライフ・スタイルの融合を担う地域イノベーション・ビジネスとしての再生に期待したい。

② 地域の付加価値を高める仕組みづくりとともに

商店街を含め、スポット再生の仕組みづくりは、都市空間のモザイク化が進むなかで重要な地域再生策として位置づけられよう。阪神・淡路大震災からの復興の過程は、わが国における制度・仕組みが変化への柔軟性を欠き地域の自立的な発展を促すには多くの課題があることを明らかにした。たとえば、「縦割りの非効率」「硬直した全国一律」は、地域に根ざした機動的復興を求める被災地にとっては大きな制約であった。地域のイニシアチブによる多様な仕組みの提案・実現を可能にする社会システムのあり方が問われたのである。その後、地方分権が進む過程で、構造改革特区、地域再生、都市再生など、地域再生の3点セットが稼動するなど、制度上の変化は顕在化しているかに見える。都市における地域の衰退が加速する背景に、社会全体の変化に呼応したダイナミズムが喪失したことがあげられよう。都市再生のためにはそこにある資源の有効利用こそ再生の鍵といって過言ではない。その際、都市空間を構成する「土地」(不動産市場)の有効かつ効率的利用は、

16) Finland: Forum Virium Helsinki Center HP 参照のこと。

産業の高度化や人々の暮らしの成熟にとって不可避の課題といってよい。土地利用に関わる硬直化した制度は、環境変化に対応した柔軟な変化を妨げてきたのである。都市における衰退は、農業と商業に象徴される。これまで、「土地本位」的仕組みと政策的保護のなかで命脈を保ってきた産業が衰退に直面する理由はここにある。不動産の流動化に活路を見出す地域再生の試みは、わが国ではなお萌芽段階にあるが、今後地域の実情に呼応した仕組みづくりが必要である¹⁷⁾。

4. インターフェイス政策による City-Region Innovation

－神戸型地域イノベーション・プラットフォームの形成－

神戸市では、これまで多くの先駆的経済政策を計画・実践してきた。1970年代におけるファッション都市神戸宣言、90年代のリゾート都市へのステップはそれまで製造業が支えた港湾都市の新たな展開方向を示す大胆な経済戦略であった。その後の震災復興は、都市経済の存立を再点検する過程でもあった。グローバル・サーキュレーション時代の都市戦略は、こうした教訓を踏まえた「次の一手」でなければならない。現時点で、神戸2010年ビジョン、神戸市中小企業活性化プログラムなどにおいて、多様な施策が展開している。ここでのポイントは、こうした施策をより強化・深化させること。いまひとつは、これまでにない大胆な発想で新たな展開を提案することである。これら双方を同時に機動させる必要がある。

先進諸国の都市経済政策はイノベーション力強化のために、企業、人材、知識をいかに

編集・連結するかに重点を置くようになってきている。それは、地域政策、科学技術政策、産業立地政策のいずれの分野においても共通した方向にあり、これらの経済政策はリンケージの創出・再編を促すことに焦点をあてている。実際、OECDはクラスター政策を展開している事例をもとに、ネットワーク経済支援のための従来型政策枠組の転換を示している¹⁸⁾。

輻輳政策群を「都市の Policy Principle」に基づいて統合・収斂させ、さきに示したネットワーク経済のメリットを最大化させる仕組みや制度を構築しなければならない。ここでは、その仕組みを神戸型地域イノベーション・プラットフォームと呼んでおくことにしたい。この仕組みの役割は、これまで縦割り行政のなかで着目されなかった主体間のインターフェイスに政策を集中すること（とりわけ、これまで産業・経済政策と無縁であった教育、環境あるいは文化との連携が重要である）、政策自体を常に評価し機動的に再編すること、複数年次にわたる経済戦略であること、関西圏域全体と関わる広域的視点などをマネージすることにある。その際、企業、大学、自治体などが表面的連携をこえて緊密なコラボレーションを形成することが不可欠である。したがって、神戸型地域イノベーション・プラットフォームは、大企業事業所、研究開発指向型中堅企業や先端産業クラスター全体を包摂する City-Region Innovation を喚起する仕組みと位置づけることができよう。

5. 小結：残された課題

以上、本稿では次世代神戸経済の論点につ

17) 加藤恵正「都市・地域再生とソーシャル・イノベーション」近畿都市学会編『21世紀の都市像－地域を活かすまちづくり－』古今書院、189-201頁、2008年10月。

18) OECD “Competitive Regional Clusters: National Policy Approaches” 2007.

いて整理を行った。ここでは、残された課題として台頭する新たな経済セクター醸成のための視点、そしてグローバル・サーキュレーション下で顕在化する人材確保の重要性について若干の整理を行うことでまとめに代えることにしたい。

(1) 社会イノベーションによる仕組み革新 —社会的企業醸成のための資金循環・人材流動化のための制度改革—

1人当たり市民所得は他の条件を一定とすれば、市民のうち職業につき働いている人が多いほどその水準は高く、働ける人はできる限り働くことでこの値は大きくなる。都市経済の競争力は、これまで議論してきた労働生産性からの局面だけではなく、就業率など神戸における「働き方」と大きく関わっている。したがって、働く意欲があるのに、様々な制約により思うように働けない場合に、制度の組み替えや新たな制度設計の必要がある。働く意欲がない人には、労働市場に参入することを手助けする必要もあろう。ただ、こうした労働市場の社会技術的側面だけではなく、近年における社会情勢の大きな潮流変化を勘案すると、ここでの課題はより大きな観点が必要である。まず、社会調整の仕組みのあり方との関係から考えてみたい。

J.Pearce は、経済活動を営利指向型市場、公共サービス供給型公共、そして自助・協働型社会的経済の3つに分類している¹⁹⁾。従来の単純な市場と公共の2分法から、「市場・政府の失敗」を背景に台頭した第3の領域として、自助協働型社会的経済を位置づけている。ここには、社会的ミッションをバック・ボーンとして、地域課題に取り組む社会的企

業やNPOなどがエンジンとして位置づけられている。その役割は、これまでにない需要の創出に加え、従来、公共がカバーしてきた福祉や雇用・就業対策領域等で大きな役割を担っている。社会的企業は、非営利指向的な働き方を望む人々の場であるとともに、その活動自体が中間労働市場を形成し、働くことへのアクセスを形成しているのである²⁰⁾。英国で発祥したこの仕組みは、現在では世界展開しているが、日本では阪神・淡路大震災時にコミュニティ・ビジネスとして導入され神戸において大きな活動が展開されてきたが、現時点では資金・人材供給面など困難に直面しているところも多い。ここでは、かかる領域における活動が日本において活性化する2つのポイントを指摘するにとどめたい。

第1に、社会全体の資金循環の仕組みが旧来のシステムのままで、新たに形成されつつあるセクターに資金が流入しないことに留意する必要がある。たとえば、千葉県市川市の「1%支援制度」は、市民税の1%を上限に、市民活動に市民の意思で税金が支払われる先駆的制度である。新しいセクターに資金が循環する制度設計が必要である。2005年、英国ではコミュニティ利益会社（Community Interest Company）が制度化された。同制度の評価については様々な議論があるが、コミュニティや社会に関わるビジネスを明確に位置づけ、その主体である社会的企業を支えようとする試みは着目してよい。わが国地域再生においても、市場・公共の2分法から脱却し、社会的経済という調整の仕組みを組み込んでいく必要があろう²¹⁾。

次に、人材供給の問題である。近年、社会的企業やNPOで意欲的に仕事をしている若

19) John Pearce “Social Enterprise in Any Town” Calouste Gulbenkian Foundation, London, 2003.

20) 加藤恵正「都市生活とコミュニティ・ビジネス」植田和弘・神野直彦・西村幸夫・間宮陽介編 岩波講座『都市の再生を考える』第4巻『都市経済と産業再生』所収、岩波書店、69-99頁、2004年11月。

者も多くなってきたが、人材不足は否めない。その背景には、硬直的な日本の労働市場が関わっている。これまで顕在化してこなかった新しい領域での仕事が社会的に認知され、ここでの活動を契機に企業、自治体、大学等が経験者を受け入れるということがあれば、若い人々が働き方を選択する可能性は大きくなる。その意味では、今なお日本の労働市場は硬直的で、技術系人材はともかく、ミッションやこうした領域での経験を持った人材の流動性は低い。既存セクターに組み込まれた労働市場を、台頭するセクターに接続するための仕組みが必要である。この他、社会的ミッションを有した組織のマネジメント、社会監査など多くの課題があるが、こうした課題解決にも支援は必要だろう。

(2) 「人」が集まる魅力と仕組みの整備を

最後に、世界規模で拡大する国際労働力移動との接点について指摘しておきたい。現下の日本において、人口減少下の労働力補填といった側面に加え、イノベーションの源泉としての知識・創造性を有する人材の海外からの確保は喫緊の課題である。マクロ経済のグローバル化の進展にともない、いわゆる複線型構造への移行を不可避とすれば、期待される対内投資拡大は海外の人的資源受け入れ・確保とも結びつくことは容易に予見できる。神戸が今後グローバル化への道を歩むとすれば、国内外人材との様々な形での相互交流を拡大することは大変重要な課題である。そし

て、それは神戸の産業構造とも深く結びついている。たとえば、米国大都市圏において、都市の産業構造と航空需要の関係を分析したLiuらによれば、専門職、科学・技術職および管理職などの人材が1%増加すると、航空需要が飛躍的に拡大することを実証している²²⁾。広義の知識経済へのシフトは、都市における「人」の移動にも大きな影響を及ぼしていることが示唆されている。「人」の立地は、いうまでもなく神戸の産業や経済と深く関わる。産業と連携した教育、地域に根ざした文化・歴史、健康・医療と結びついた安全・安心な暮らしなど、世界の若者に魅力的な都市の総合力が問われているということでもあろう。ただ、国際労働力移動との接点は、一方において多文化共生を核とする地域国際化という局面をも有している。それは、既にわが国においても顕在化しているように社会的排除 (social exclusion) 問題を内包していることは閑却できない。グローバル・ナレッジとの接点をデザインする包括的な都市政策が求められる。

【本稿を作成するにあたり、企業に勤務されている研究者・技術者の皆さん、企業経営の中核で仕事をされている方々に示唆・アドバイスをいただきました。記して感謝いたします。もちろん、本稿記述内容の責任はすべて筆者にあります】

21) この点については、次を参照のこと。加藤恵正「魅力ある地方都市の構図：ソーシャル・イノベーションと地域経営④－英国 FRC (Furniture Resource Centre) グループによる地域再生の試み」ひょうご自治2007年9月号、19-20頁。John Hanlon 'Community Interest Companies: Report to the Secretary of State for Trade and Industry', 2006 March.

22) Zhi-Jun Liu, Keith Debbage and Brendan Blackburn, 'Locational Determinants of Major US Air Passenger Markets by Metropolitan Area', *Journal of Air Transport Management*, 12, pp.331-341, 2006. ここでは、航空需要拡大オッズ比は2.9になるという。ここで言う航空需要拡大オッズ比とは、航空需要の大きさと大都市圏のタイプを2分したうえで、居住者タイプの変化が航空需要からみた都市のタイプに及ぼす影響の度合を示しており、ロジスティック回帰分析の結果を示すものである。同研究では、ツーリズム産業従事者の拡大も、オッズ比1.4と影響が大きいことを明らかにした。

神戸の福祉都市像を求めて

関西大学社会学部教授 松原一郎

本稿は、神戸市次期総合基本計画の策定をひかえ、その目標年次2025年にむけて、市民生活分野、とりわけ福祉政策のあり方について議論するものである。

これからの神戸づくりにむけて、何に依拠し、どのような方法でこの課題にアプローチすることができるのかという検討をしつつ、あるべき福祉都市像に迫っていききたい。

1. バック・トゥ・ザ・フューチャー

2025年まで16年ほどあるが、約15年という目安で、過去にさかのぼり、15年前に指摘された当時の課題と将来についての議論を振り返り、そのポイントがずれていなかったのか、あるいは、的を射た指摘にもかかわらず、今日現在、なぜそこに到達していないのか等の検討を加えてみよう。

社会保障・社会福祉の政策動向をリアルタイムでフォローし、論評を加えてきたジャーナルに『週刊 社会保障』がある。1993年8月9-16日号が「保険・年金・医療・福祉等の現状と将来 特集」を掲げ厚生官僚や研究者の論述を集約しているが、その中でも丸尾直美の総論に絞り、当時「社会保障の課題と

将来」について何が語られたのか、サービス供給のあり方と政策の方向性の二点に絞り紹介したい。

前者については、高齢者を念頭に置いて、医療・保険・福祉サービスの総合化とネットワークの必要性を丸尾は強調している。¹⁾

介護サービス・ネットワークとは、介護サービス、医療・保健・看護サービスの総合システム化をさらに進めた横断的有機的な連携組織のことであり、次のような理由から必要である。(1)学問も官庁も縦割り組織であり、福祉とその関連分野でのサービスとの横の有機的連携が欠けているので、横断的、有機的連携が要請される、(2)福祉サービスが公、民、インフォーマル部門並存型で行われると、この三部門間のサービスの連携が必要になる、(3)ことに高齢者の場合には、それぞれの専門家が高齢者の健康と生活の一部分だけをそれぞれ診断したりケアするのでなく、高齢者個人の立場にたって、総合的継続的視点からその高齢者にどのようなサービスをするのが最適かを判断して対処するために必要である、さらに(4)上からの命令系統による階層(ヒエラルキー)的組織でなく、ローカルな拠点を中心とした住民参加型のサービスを行うためにも、(5)そして何よりも高齢者が安心かつ便利な福祉サービスを受けるために必要である。

さらに丸尾は、介護サービスを利用者に便利に、社会的に効率的かつ公正に行うためには、地域ごとに(1)介護ネットワークの拠点となる地域拠点施設と(2)サービスをコーディネートする人と(3)クライアント（サービスの対象者）の高齢者、関連施設、関連サービスを結ぶ情報ネットワークの拠点が一ヶ所にあることが必要だと述べている。²⁾

筆者自身も、22年以上前に「社会的ケアシステム」の創設という形で、高齢者ケアの行政セクターを越えた、市民参画型の総合システムを提示し、今日の介護の社会化、ひいては介護保険制度の必然性を世に問うた。丸尾の論点も、このラインに沿ったものであり、15年前の提言は、何ら色あせていないといえよう。

このような将来にむけての展開のためには、高齢化社会における福祉財政が健全性を維持できてこそ可能であり、そのためには、次の4点にわたる政策が必要だとする。³⁾

(1) 複合型供給システムによる人間的で効率的な福祉供給

公的資金、公的な社会福祉サービスなどを補完する企業年金・個人年金・勤労者財形、民間事業による福祉サービスをもできるかぎり活用し、さらには、個人と家族などの自助が連係し、補完しあう最適な「福祉ミックス」による「福祉供給」を行うことが必要である。

(2) 経済の安定成長と完全雇用の維持

経済の安定成長と完全雇用の維持が福祉財政の健全性にとっても、将来の実質手取り所得を高くするためにも大切である。

(3) 費用負担者とタックス・ベースの拡大と負担率上昇の緩和

人口高齢化にともない福祉給付の受給者は増加し、他方、その費用負担者は減少するので、相対的に少数になる費用負担者の費用負担が重くなっていく。その負担が重くなりすぎないためにも、高齢者雇用、女性の雇用、障害者雇用の助成などによって、一方で社会保障給付対象

者の増加を抑制し、他方において社会保障の費用負担者の減少をできる限り食い止めるような政策を積極的にとることが必要である。

また従来のように所得税中心の税制でしかも累進度が高いと、「所得+社会保険料の負担」が過重になるので、一方で所得税率を下げて、他方で消費税、資産課税の拡大でタックス・ベースを拡大することが必要になるであろう。

(4) 雇用均等・女子の就業・家族政策の発展

女子の就業率の向上は、男女の雇用機会の均等にも年金財政の健全化にも好ましいが、出生率にはマイナスである。このジレンマを克服するためにも、出産・育児休暇、介護休暇、保育所の充実に対して家族政策という形で社会保障からの支援が必要になるであろう。

介護保険制度の創設や福祉多元主義へのシフトなど丸尾の予期し期待していた部分は、この15年間でかなり実現し、まだまだ不十分とはいえ、介護の地域拠点として地域包括支援センターも陽の目をみるに至った。しかしながら、福祉財政も含めた後半部の方向性については、丸尾の期待はずれに終わった感は否めない。とりわけ、経済の安定成長は、目論見を大きくはずれ、さらには、非正規雇用の爆発的増大により完全雇用とはほど遠い状況が日常化した。抜本的な税制改革は先送りされ、福祉をめぐる負担と給付の構図は、財政事情の下に天気図のように様変わりを繰り返している。4つ目にあげられている労働と生活をめぐる家族政策は、「ワークライフ・バランス」という政策が緒についたばかりであり、家族政策というカテゴリーにいたっては、未だ日本において市民権を得ていない状態ですらある。

このように、ポイントをはずさず将来を予期すること、さらに加えて、たとえそのポイントが国民の支持を得たとしても、社会経済情勢や政治ゲームの中で目標を完遂できないことも、15年という長いスパンでは不可避で

あることが理解されよう。

15年前の論述と15年間の展開を見ることで、今から15年後に対するイメージーションを得ることを期待したのだが、この方法によって未来予測の困難さをあらためて認識させられた。

ならば、むしろ福祉国家としてのスタンスという視点からスタートし、諸々の可能性を加味しながら変容する姿を予期するという、政治経済学的枠組みのマクロな視点から福祉政策を把握するほうが、未来の動態を雄弁に伝えるのではないだろうか。

2. 日本の福祉国家像

G. エスピノーアンデルセンの手による、1990年の「福祉資本主義の3つの世界」は、福祉国家体制が3つの異なったレジームに類型化されることを示し、それぞれの国の分析と動態を比較しうることをあわせて提示した福祉国家を語る新たな古典である。

彼によれば、福祉国家は、保守主義、自由主義、社会民主主義の3つの異なったレジーム類型にクラスター化されるというが、果たして日本は、基盤となる体制＝福祉国家レジームのどこに属し、どの方向へ変容しようとし始めているのか。日本語版への序文でエスピノーアンデルセンは、こうつづる。

「日本は、これら3つのすべてのレジームの要素を組み合わせているように思える。日本は、雇用の拡大と完全雇用とに驚くほど強くコミットしているという点では、社会民主主義モデルと共通している。家族主義や、地位によって分立した社会保険については、保守主義モデルと共通している。残余主義や、私的な福祉に強く依存することでは、自由主義レジームと共通している。」⁴⁾

エスピノーアンデルセンは、日本を3つの

レジームのハイブリッドと考えるべきか、第4の類型と考えるべきか、その選択に悩んだうえで結論を留保している。

「ここで結論を出すのをためらう基本的な理由が一つある。おそらく日本の福祉システムはまだ発展途上にあり、完成体の段階に到達していない。このような見方についてはこれを指示するようないくつかの要因がある。一つには、制度的枠組みがごく最近できたばかりであるという点が挙げられる。大半の福祉国家は、19世紀末から20世紀初めにかけて、あるいは遅くとも戦前期まで制度形態を整えていた。これに対して、日本のシステムは戦後構築されたアドホックな制度である。」⁵⁾

彼は、日本の年金や医療などの保険はドイツから借用され、社会扶助はアメリカの占領期に実施され、また企業福祉と家族主義が大きな力を占めていたことをふまえたうえで「日本の福祉システムが依然として可塑的で、形が定まらない状態にある」⁶⁾ という。

一定の福祉国家像を持ち、目標に向かって一歩ずつ歩むということもなく、さまざまな福祉先進国の制度をつまみぐいする形で折衷し、経済力と世論の動向を主たる羅針盤に福祉国家の道をたどってきた15年間だったと総括することもできるのではないだろうか。

日本の福祉を下支えしてきた代表的な2つの集団、家族と企業が解体化してきた今、市場原理主義の潮流だけが、福祉国家の方向性に最も大きな影響を与えていると富永健一は指摘し、人口政策・家族政策・雇用政策・教育政策・地域政策・福祉国家政策・平等化政策などの社会政策は不在だと述べ、さらに産業社会は21世紀になっても悪化の克服の目的が立っていないと断じているが、筆者も思いは同じである。⁷⁾

3. 市独自の市民福祉

これまでに明らかになったことを簡略化して示そう。

- (1) 15年後の福祉施策の方向性を提示することは、財政事情が大きく影響することもあるが大変難しい。
- (2) また、別の大きな理由として、国が社会経済的かつイデオロギー的に確固とした福祉国家像に基づいて、カジをとっているわけではないということもあげられる。

(1)の財政事情が今後大きく好転することは望み薄であり、(2)に関する福祉国家像についても2008年に鳴り物入りで始まった「社会保障国民会議」は同年秋の報告書に具体的な改革像を示し得なかった。

そうだとすれば、神戸市のあるべき福祉都市の姿は、これらの根本となる条件から距離を置いて考えざるを得なくなる。少なくとも、そうしなければ、福祉都市像を探す作業をスタートできない。

それでは、いかにすれば神戸市の将来像を想定しうるのだろうか？

神戸市には、「神戸市民の福祉を守る条例」がある。これこそが、準拠すべき市民の総意を得た福祉都市の原点ではないだろうか。

市民福祉の基本理念として、第2条は、

- 1 すべて市民は、健康、所得、教育、労働、住宅等生活の基礎的条件が安定的に確保されることにより、生涯にわたり人間に値する生活と人格の自由な発展とがひとしく保障されなければならない。
- 2 市、事業者及び市民は、市民福祉の基盤が家庭及び地域社会にあることにかんがみ、家庭機能の尊重及び保持並びに良好な地域社会の形成に努めなければならない。
- 3 市、事業者及び市民は、市民福祉が社会

的な連帯により実現することを認識し、それぞれの有する役割と責務を一体となって果たすよう努めなければならない。

とうたう。

健康の保持増進、生涯学習（条例では生涯教育）、住宅確保、労働福祉などの生活基礎的条件の確保とは、今日的文脈に沿って言えば、Quality of Life（生活と生命の質の向上）を目指したものであると全体をとらえることができよう。また、各論的には、とりわけニートなどや離職者の生涯学習を通しての雇用への挑戦として、また、「安定した雇用関係のもとに生きがいのある労働生活が営めるよう必要な条件が整備されなければならない」（第18条）は、ワークライフ・バランスを意味していると解釈されよう。

このように昭和52年（1977年）につくられた条例は、何ら色あせることなく、むしろ現代のコンテクストの中では、将来への光を放っている。そこで具体的に、附則に示された各々の内容が今日的解釈を経て、どのような光のスペクトラムになっているのかを次に示そう。

すべての市民が、その所得、医療及び住宅を保障され、教育、雇用等の機会を確保されるとともに、不屈の自立の精神を堅持することによって、人間としての尊厳を守り、人格の自由な発展を期することのできる社会こそ福祉社会といわなければならない。

福祉分野を狭くとらえるのではなく、所得・医療・住宅・教育・雇用にまで広げてとらえるEUのソーシャル・ポリシー（社会政策）と同様のとらえかたがここにはある。

さらに、生存権のみならず（＝人間としての尊厳）、人格の自由な発展という、自己決定権やひいては幸福追求権の示唆が読みとれる。

市民福祉は、権利と義務、社会的保障と自助、社会連帯と自己責任の望ましい調和、結合によって達成されるものである。それは、市民のひとりひとりが手をこまぬいて他から与えられるものではなく、ひとりひとりの努力だけで獲得できるものでもない。

前段ではともすれば、どちらか一方に傾きがちな二項対立的な価値観にむしろ両者のバランスを求めている。さらに、後段では、今日しばしば耳にする「自助論」や自己責任論を排している。

また、市民の福祉は、単に社会的な環境や条件を整備するだけでは達成され得ない。それは、みずからの生活をみずからの英知と創意と努力とによって高めるといふ、主体的、内面的な心がまえと姿勢がなければ実現されないものである。

神戸市民が持つ「英知・創意・努力」という資質への信頼と、それがもたらす市民の主体性や内発性、そしてそれらが有する可能性の大きさに触れている。

さらに、市民の福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が地域社会の一員としての自覚と相互の連帯を強め、また、事業者にあっても地域社会と密接な関係にあることを認識し、一体となって市民福祉の向上に寄与するよう応分の努力をすることによってもたらされるものである。

市・市民・事業者の一体となった連携は古くから知られるところであるが、さらに市民と事業者の地域社会における地位と役割に言及しているところにあらためて着目すべきであろう。

このような認識に立って、福祉都市を実現することは、今日に生きるわたしたち市民のため

のみならず、明日に生きる後代の市民のためにも、わたしたち市民が果たさなければならない責務であると確信する。ここに、わたしたち市民は、ともに力を合わせて、この愛する郷土に誇り高き福祉都市を建設することを決意し、市民の総意に基づき、この条例を制定する。

福祉施策の充実にとどまらず、福祉都市の実現をとらえることで、神戸市の福祉文化の成熟に言及し、さらに、未来の神戸市民のために我々が何を成し得、また残し得るかという視点を提示している。

このように先駆性にあふれた市民福祉条例は、時代を超越した普遍性を有しており、新たな時代にも生き続けるだけではなく、その時代が要請するエートスにも沿った活用と展開を可能にしている。主体性に富んだ市民の活躍をうたいあげている部分は、今日のタームで言い換えると「エンパワーメント」と「参画と協働」であることが一つの例証である。

市民福祉条例が有する原点と普遍性に着目し、筆者は、中心となってその策定に加わった平成13年の『『新たな“こうべ”の市民福祉総合計画』の策定にかかる基本的事項について（中間とりまとめ）』においても、条例を前面に押し出した論を展開した。

長い引用にはなるが、サービス供給のあり方に一石を投じ、さらに地域福祉を中核とした福祉都市像をそこに明確に描き出したので、未だ達成されていない新機軸を含めて、あらためて強調しておきたい。⁸⁾

「市民福祉条例」の理念は、基本的にはこれからの市民福祉社会においてもその実現の先導役になるものであり、堅持していくべきである。

市民福祉は、市民のための福祉であると同時に、市民の手による福祉である、ということも忘れてはならない。また、市民福祉は、変化する社会・経済情勢の下でも持続可能なものでな

ければならない。

言い換えるとこれらの神戸市の市民福祉社会は、

- ①市民が家族、地域社会や職場など様々な場での自発的な営みを通し、お互いに経験や資源を分かち合いながら、自ら参画し、創り出す市民福祉社会
 - ②市民が自ら、自己のニーズに応じて主体的に選択し、自己のQOLを高めていく社会サービスを受けることができる市民福祉社会
 - ③市民福祉を支える基盤を充実させることにより、市が市民に安全と安心を保障する市民福祉社会
- であるべきである。

これをふまえて、具体的な福祉システムの再構築を提言したが、それには(1)市、事業者、市民の役割分担と連携・協働、(2)福祉サービス供給の総合化・地域分散化を大きな柱に、計画策定をすべきだとした。

(1)のテーマについては、市の公的責任を後退させることなく、そのうえで福祉多元主義を充実させ、自発的な市民と諸セクターのコラボレーションを強調した。⁹⁾

[市、事業者、市民の役割分担]

市民福祉条例は、市民の基礎的なニーズへの市の対応を求めており、市民生活を支える市民福祉インフラストラクチャー^{注1}の整備と要援護者への必需的基礎的なサービス供給により、市民に安全と安心を保障することが、市の役割の中心となる。

今日、福祉サービスの供給主体が多様化している中では、市民も含めた多様な主体に委ねた方が効果的になるものについては、市はむしろ多様な主体の調整・支援や基盤整備の点から役割を果たしていくべきである。

例えば、これから市に求められるのは、保健・医療・福祉を連携させた総合的な情報システムを構築することや、総合的な相談・ケアマネジメントの体制を充実させること、これを支えていく人材の確保・養成など、市民福祉インフラの充実に努めることである。

また、市民の生活の安心を支えるため権利擁護の仕組みを充実させること、地域活動への参加促進や、地域を自律的に運営するための市民力向上に向けた取り組みへの支援も必要である。

これらは、市民や事業者との協働のパートナーシップが形成されて初めて、有効に機能するものである。

事業者は、性別を問わず、育児と両立しやすい労働環境づくりや障害者の雇用促進に努め、労働条件や福利厚生を充実により、勤労者及び家族の福祉の増進を図る必要がある。また、市民福祉活動に積極的に参加することが期待される。

さらに、介護事業等の主体となって福祉サービスに参加するような事業者は、主体的にサービスの質の向上を図るとともに、適切な情報提供やサービス提供時の相談により、利用者本位のサービス提供を現実のものとしていく必要がある。

市民は、自らの生活の維持向上に努めるとともに、市とともに、役割を分かち合いながら、受益者としての立場に止まらず、自らも公益を担う主体としての認識を持ち、共に助け合いながら市民社会を支えていく役割が求められている。

例えば、地域社会に目を向けると地域見守り活動のような高齢者への支援や、子育て家庭の地域ぐるみでの支援など世代間で連携した活動を通じ、良好なコミュニティづくりに取り組むなど、市民による福祉の実現に努めるべきである。

[福祉サービスの供給主体の多様なあり方]

市民福祉の実現に向け、市民、ボランティア、ボランティア団体、地域住民組織、社会福祉法人、NPO法人、事業者、労働組合、宗教団体、当事者団体、生活協同組合、市民団体等々実に多彩な主体が活動しているが、市民が利用者として自分のニーズに合ったサービスを選択し、生活者としての満足度を高めていくためには、より多様な主体の参入を促進するとともに、各主体がそれぞれの特徴を生かし、互いに連携と役割分担を進めていく必要がある。

市は、各主体の自主性を尊重し、パートナーシップの考えを基本とし、公平・公正の観点か

らその活動を支援し、協働を進め、福祉サービスの量の確保と質の向上を図るべきである。

特に NPO の活動に対する支援については、その独立性や自発性を促し、また市民に理解と同意を得られるよう、NPO と市が協働していくための基本的なフレームをともに考えていく必要がある。

[市民の参画と協働]

市、事業者、市民の三者の協働を実態のあるものとするためには、単にサービスの実施の場面においてに止まらず、計画策定や施策の立案等の意思決定過程からの参画と協働を進めていく必要がある。

特に、地域を支える主体である障害者や高齢者を含む市民が、サービスの利用者でもあり、提供者でもある当事者の立場から、どのような地域活動を、誰に対し、誰が行い、費用と責任は誰が負うのかという意思決定にかかわることにより、地域におけるサービス実施の際の協働を確かめて実りあるものとする必要がある。

サービス供給の枠組みを(2)の総合化と地域分散化の柱において明らかにしたが、これが今日「地域福祉」の推進として語られているものと見事にオーバーラップすることが、このテーマの下での3つの項目から読みとっていただけると思う。¹⁰⁾

[福祉サービス供給の総合化・地域分散化]

利用者の満足度を上げるためには、市民のニーズが多様化する状況においては、行政組織の縦割りによるサービス提供よりも市民生活に沿った、保健、福祉、教育、環境、住宅、都市整備、防災、消費者保護等総合的な対応が効果的である。

大都市として難しい問題ではあるが、市民の日常生活を支援するサービスについては、市民の利便や参画へのアクセスを容易にするため、ある程度の人口のまとまりと区域による生活圏を単位として提供すべきである。その場合、各サービス毎に拠点を設けるのではなく、総合的な拠点を共有し、ワンストップ化を図ることが望ましい。その際には、地域の既存資源の活用を

図るべきである。

[予防と早期対応]

さらに、サービスの提供に当たっては、問題が発生したり、本人などの申請を待っての対応にとどまらず、予防的な観点からの早期対応により、市民の立場からも、行政としても、影響や被害の発生を最小限にとめることが必要である。

市民が有効に予防手段を講じられるように、その前提としての確かな情報の提供と周知が必要であり、さらにサービスの調整が求められるが、そのためにも市民に近いところでの総合的な情報とサービスの提供が求められる。

[分権と連携を視点においた新たな行政システム]

また、全市的、各部門別の対応では即応が困難な場合があったり、制度の狭間に落ちてしまう問題については、保健、福祉、医療の分野だけでなく、教育、就労、住宅、まちづくり、産業の分野も含めて新たな行政内部の連携を持った取り組みの必要がある。

連携の実効性を確保し、機動性を持たせるために、例えば権限と責任を与えたプロジェクトチーム方式の仕組みやマトリックス組織^{注2)}の導入を検討する必要がある。

4. 新たな地域福祉をふまえて

福祉都市を築いていくうえで、地域福祉が重要な意味を持つのは、なぜなのか？ 厚生労働省の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」は、その報告書の中で、公的福祉サービスが分野ごとに整備され、高齢者・障害者の分野では発展をとげたとはいえ、地域に多様な福祉課題が山積みしているという。¹¹⁾

(公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題)

○公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題としては、

①一人暮らし高齢者や障害者等のゴミ出し、電球の交換といった軽易な手助けのように、事業者による公的な福祉サービスで対応するには費用等の点で効率的ではないもの、あるいは、映画鑑賞や墓参りの付き添いなど、公的な福祉サービスで対応すべきかどうか人によって判断が分かれる要請といった、制度では拾いきれないニーズ

②様々な問題を抱えていながら、従来の公的な福祉サービスで定められているサービス給付要件に該当しない、「制度の谷間にある者」への対応

③引きこもりから孤立死に至る单身男性、消費者被害に遭っても自覚がない認知症の一人暮らし高齢者など、自力で問題解決に向かわず、または問題解決能力が不十分で、公的な福祉サービスに関する情報があっても理解や活用が難しく、かつ、家族や友人など身近な人々の手助けが期待できない状態にある人々への対応

がある。これらは、地域で生活している人にしかみえない地域の生活課題であったり、身近でなければ早期発見が難しい場合が多い。

(公的な福祉サービスによる総合的な対応が不

十分であることから生じる問題)

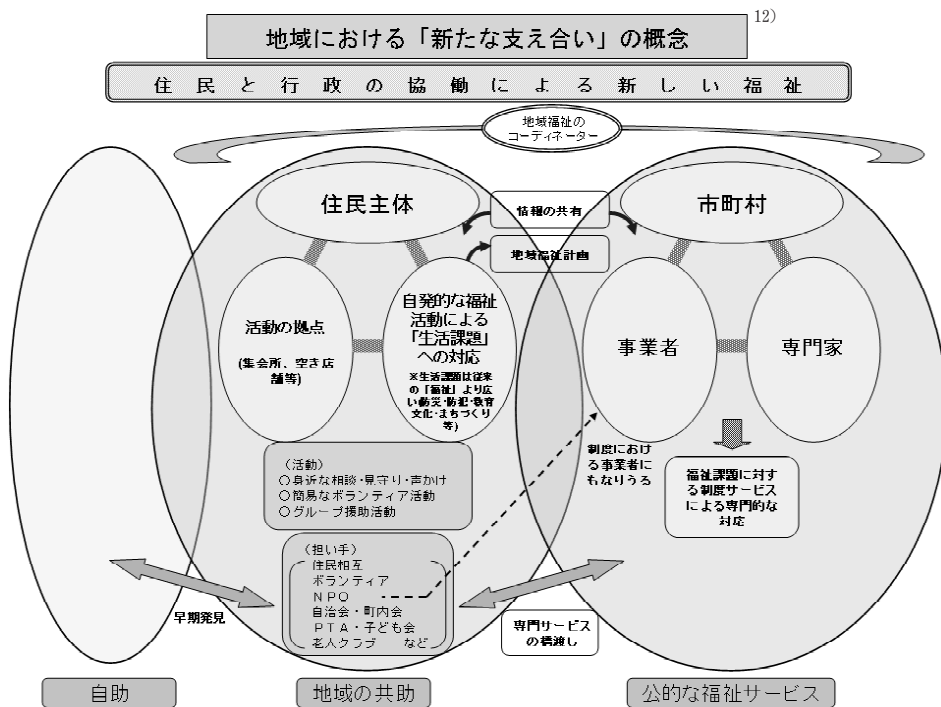
○公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題としては、例えば、一つの世帯で、要介護の親と障害の子がいたり、ドメスティックバイオレンスの被害に遭っている母親と非行を行う子どもがいる、といった複合的な問題のある家庭に対し、必要なサービスを的確に組み合わせて提供できておらず、一つの家庭を支えきれない、という問題である。

(社会的排除の対象となりやすい者や少数者、低所得の問題)

○また、社会的排除の対象となりやすい者への対応、少数者への地域の無理解からくる問題や、場合によっては偏見・差別に至るといった問題もある(外国人、刑務所から出所した者など)。また、ニート、ホームレスといった新たな貧困を含む低所得の問題も、地域にある問題としてとらえることができる。

(「地域移行」という要請)

○障害者自立支援法の下、2011年度(平成23年度)末までに1.9万人の障害者が福祉施設から地域生活に移行し、3.7万人の精神障害者



が病院から地域に移行することが見込まれるなど、施設・病院から地域への移行が進められており、これら地域生活に移行する人たちを支える仕組みが求められている。

地域で生じる課題を、地域社会において住民と行政の協働による新しい福祉をもって解決しようとするわけである。そのためには、自助—共助—公助の組みあわせ、住民主体の参画と協働、市—事業者—専門家の制度内の専門的ネットワーク、地域福祉コーディネーターの配置などが、地域における「新たな支えあい」のスキームの中に盛り込まれている。

これらは、おおむね神戸市が従来してきたことと目指してきたことからの範疇に収まるものであり、先述してきたように、市民福祉条例や市民福祉総合計画にむけての中間とりまとめと同じ方向性を国も遅ればせながらも、後追いしてきたとも言え、神戸市の先駆性が支持されたと判断される。

むすびにかえて、福祉都市創造にむけて大前提となる地域福祉推進の方策を提示しておきたい。

(1)制度の狭間にある問題や複合的な生活課題に目を向け、さらに社会的排除や孤立という社会問題にソーシャル・インクルージョン(何人をも社会の一員として統合していく)のアプローチが不可欠である。

(2)高齢者・障害者・児童等々の対象者ごとの行政機能のタテ割りを地域社会という範囲のもと、一元的にとらえて対処する横断的な、問題発見から解決へのシステムの構築が望まれる。

(3)地域社会の人材とすぐれた社会資源である2つの地域組織(地縁型とテーマ型)の地域福祉計画策定にむけての参画と協働を要請する。

(4)地域福祉とは、「みんなで困っている人

のために善いことをしましょう」を超え、だれもが陥り、それでも個人では対応しきれない、地域社会に出現する生活上のリスクに対して、共同防衛を行おうとするものと未来を見すえた新たな定義が必要である。

個人の生活課題をコミュニティ全体のリスク・マネジメントだと読み換える作業でもあると「地域福祉」を定義しなおし、それを基点に新たな福祉都市を神戸に築きたいものである。

- 1) 丸尾直美「社会保障の課題と将来」 週刊社会保障 No.1752 1993.8.9-16, P.7.
 - 2) 同上 P.7.
 - 3) 同上 P.9.
 - 4) G. エスピン—アンデルセン「福祉資本主義の3つの世界—比較福祉国家の理論と動態」 岡沢憲美・宮本太郎監訳 ミネルヴァ書房, 2001, P.vi.
 - 5) 同上 P.viii.
 - 6) 同上 P.x iv.
 - 7) 富永健一「産業主義の思想と戦後日本の社会」 社会学評論 59:1, 2008, P.90-91.
 - 8) 神戸市市民福祉調査委員会「『新たな“こうべ”の市民福祉総合計画』の策定にかかる基本的事項について—中間とりまとめ」 2001.3, P.13-14.
 - 9) 同上 P.14-16.
 - 10) 同上 P.16-17.
 - 11) 厚生労働省 これからの地域福祉のあり方に関する研究会「地域における『新たな支え合い』を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉」 2008.3.31, P.7-8.
 - 12) 同上 概要より
- 注1 市民福祉インフラストラクチャー：市民福祉を支える基盤となるもの。例えば、総合的な情報システム、総合的な相談・ケアマネジメント体制、福祉を支える人材を養成・確保する仕組みなど
- 注2 マトリックス組織：一人の構成員が上下関係という縦の系列だけではなく、横の系列や枠を超えたチームの構成員となる組織

神戸とニューオリンズのジャズ交流 ～大災害からの復興における文化の役割～

神戸とニューオリンズのジャズ交流実行委員会 事務局 太田 敏一*

はじめに・・・復興と文化

去る2008年10月18日から21日まで、神戸市内でニューオリンズ市の復興とジャズの交流をテーマにしたイベントが開催された。私は事務局の一人としてこのイベントにかかわった。本稿では、その経緯を報告するとともに、被災地の復興における文化の役割について考察を加えたい。

まず、いまさらながらの感があるが、なぜ「文化」が復興にとって関係があるのか、について冒頭に述べておきたい。これについては14年前に私が神戸市復興計画策定の事務局をしていた際にも、よく似た議論がなされたことを思い起こす。神戸市復興計画は、大震災から5ヶ月余りあとの6月末に完成した。したがって策定は、市内の混乱がまだ収まっていない中での作業である。おそらく5月下旬ころであったと思うが、復興計画の中の事業のうち、①緊急かつ重要なもの②復興を先導し波及効果大のもの③新しい神戸の復興の象徴となるものという基準で、17のシンボルプロジェクトを選定した。その中の一つに「9. 国際性、近代性などの特色を生かした神戸文化の振興」という項目があるが、それを入れるかどうかで大きな議論があった。多くの人の命がなくなり、まちがこれだけ大き

なダメージを受けたなかで何が「文化」か、という議論である。しかし、まちの復興にとって、文化の復興は欠かせない、というよりは文化のないまちの復興はありえない、というような議論の結果、シンボルプロジェクトとして採用されるに至った。

このやり取りは、「文化」という言葉の響きに、何かしら「切迫感」を感じないという面があるのを否定できない。しかし、本当にそうなのか？復興にとって「文化」は付け足しなのか。本事業にかかわることにより、その古典的な問題について私なりに一つの回答を得ることができた。

1. ニューオリンズとのジャズ交流開催までの経緯

ニューオリンズ市は、メキシコ湾からミシシッピ川を約160キロさかのぼった、ミシシッピ川とポンチャートレイン湖の間にあ



*現・神戸市みなと総局

るデルタ地帯に位置する人口45万人（2005年7月）のルイジアナ州最大の都市である。このニューオリンズ市は、2005年8月末にハリケーン・カトリーナに襲われ、今復興途上にある。ハリケーン・カトリーナの強さは、①最大風速：約80m/s②最大瞬間風速：約90m/s ③最低気圧：902hPa（上陸時920hPa）であった。ちなみに1959年の伊勢湾台風では、最大風速：75m/s（伊良湖45.4m/s）最大瞬間風速は、伊良湖で55.3m/s、最低気圧は894hPaであった。アメリカと日本の風速の定義が異なるので、ほぼ同規模と考えてよい。このハリケーンによる死者は1836人、行方不明705人、被害総額は連邦政府の報告書によると960億ドル（約10兆円）にも上っている。被害はルイジアナ州を中心に広い地域にあったが、特にニューオリンズ市は、川や湖よりも地盤が低く別名「スープ皿」とよばれている地形であり、ポンプの不作動や破堤により、市内の8割が浸水するという大きな被害があった。カトリーナで避難した多くの市民がニューオリンズ市へ戻ってくるペースは遅く、ニューオリンズ市のレポートでは、2007年6月で66%の回復率となっており、ローワー9th地区など、被害が大きかった地区ではまだまだ更地が残っている。

神戸の復興にかかわっていた研究者は、カトリーナの後、いち早く、ニューオリンズの



更地が広がるローワー9th地区（2008年3月）

復興の支援に駆けつけ、早い段階から交流が始まった。また、それらの活動を支援するために、国際交流基金日米センター（CGP）では、神戸の復興の教訓と経験がニューオリンズで活用されることを目的に、研究者や神戸の復興にかかわった人々との連携交流を図ろうと、日米それぞれで交流事業を開催した。2006年10月には、ニューオリンズ市のオリバー・トーマス市議会議長（当時）ら8人を招いて神戸の視察を行った。このときの模様は、NHK教育テレビの特集番組「KOBE 巨大災害の時代を生きる」（2007年1月20日放送）で紹介されたが、トーマス議長は神戸の復興の状況を見て「神戸は献身的な努力、忍耐、参加によって復興が可能であることを示した」と述べ、帰国後の市議会でも神戸の経験が報告された。この番組でコメンテーターの姜尚かんさん中じゅん東京大学教授が「アメリカから学んだ民主主義が逆に神戸を通じて帰っていく」と述べていたのが印象的であった。

このような復興にかかわる方々や研究者の交流の場で、「復興の交流だけにとどまらず、ニューオリンズと神戸の共通の伝統的文化であるジャズの交流も重要であるし、復興にも寄与できるのではないか」という話が再々出てくるが、話には出てきても、どのように進めるか、となるとそれから先に進まない状況であった。「神戸市からだれか行って話しをしてみてもどうか？」という京都大学の林春男教授のお誘いにより、私は立木茂雄同志社大学教授、牧紀男京都大学准教授とともにニューオリンズ復興調査に同行した。そして、ニューオリンズとその周辺の復興状況を視察するとともに、3月2日にニューオリンズ市の復興に尽力する地元指導者や市議員が集まる場で、ジャズ交流について意見交流をおこなった。場所は、ニューオリンズのベトナム人コミュニティの拠点の「メアリークイー



ベトナム教会での懇談（右から二人目が筆者）

ンベトナム教会」である。その場に居合わせたのは、教会のグエン神父、フィルコー市議会議長、ウイラード・ルイス市議員らであった。その場での懇談で、大きな災害を受けた両市が、両市固有の文化である「ジャズ」で交流することは大いに意義があると意見が一致し、早速翌日の3月3日には、フィルコー議長室で、ウイラード・ルイス市議他何人かの市議員（注：ニューオリンズ市の市議員は全員で7名であり、紹介されなかったがそのうちの何人かが参加）と市の有力者のいる中で、再度会合がもたれ、その交流実現に努力しようということで合意した。

帰国後、さっそく、実行委員会結成のための準備を開始し、4月23日（水）に第1回実行委員会を開催した。実行委員には、神戸市内のまちづくり協議会連合会の諸団体やまちづくり関係者、ジャズ関係者、研究者、学校、マスコミなど幅広い組織とメンバーが参加した。そして第1回委員会で委員長に池田寔彦さん、事務局長に日下雄介さんを選んだ。池田さんは、六甲道の琵琶町で被災し、琵琶町復興住民協議会の会長として苦労されてきた方であり、また、自らアマチュアバンド「ビッグ・ディッパーズ」でチューバを演奏し、さらに神戸ジャズ CITY 委員会の広報委員長をするなど、神戸のジャズの普及に尽力されている方である。事務局長の日下さんは、日本学校ジャズ教育協会関西本部の事務局長をされており、学生のジャズバンドの指導育成では重要な役割をされている。毎年夏に文化

ホールで開催されている「スチューデントジャズフェスティバル」など、若者育成の場になくはない方である。

ニューオリンズは今、復興の最中で財政的には厳しい条件であることから、実行委員会の議論として、交流のための資金は神戸サイドでなんとかする必要がある、という結論を得た。ちょうどその頃、これまでニューオリンズと神戸の交流を支援してくれていたCGPが民間主体の海外交流事業の助成金を応募している最中であったので、それへの助成金申請を行った。その後4回の実行委員会を開催し、さらに、7月には再度、林教授、立木教授、牧准教授、日下さんらがニューオリンズを訪問し、本事業のカウンターパートとしてニューオリンズ市から紹介されたNOCCA（ニューオリンズ・センター・フォー・クリエイティブアーツ：中高生を対象にしたニューオリンズの音楽と芸術のルイジアナ州立専門学校）のサリー・ペリー校長らと協議を行った。そして9月には、CGPから助成金採択の朗報を得ることができ、10月18日から4日間にわたる交流イベントを行ったのである。

2. 交流事業の意義

交流の意義について、実行委員会では下記のような趣旨を確認した。

「復興途上にあるニューオリンズ市と神戸市は、ともに未曾有の自然災害に襲われ、そこからの復興を体験したまちである。ともに港町であり、異文化が交流する中で、多くの独自の文化資産を有するまち、そしてどちらも「ジャズ発祥のまち」という共通点を持っている。

先進国の近代都市であり、特筆すべき災害からの復興に立ち向かう二つの都市が、ジャ

ズなどの両市固有の文化資産の交流を通して復興に関する経験・問題・教訓を交流させることの意義は大きいものがある。復興は、単にインフラや建物が元に戻るというだけでは成し遂げられるものではなく、人々が愛する文化や心の復興があって初めてなし遂げられるものである。ニューオリンズ市と神戸市の被災から復興に至る経験を元にした、文化資産を生かした幅広い交流の意義は、今後の世界の都市の復興における貴重な先進事例となり、世界中の被災地をばげますこととなろう。

また、災害教訓を次の世代へと伝えるのは、若い人たちである。災害を知らない若い人たちや被災地外の人々がこの地域の文化資産の活用を確かめる取り組みに参加することは、その契機となった災害と復興について学ぶ絶好の機会を提供し、将来の災害への取り組みとしても重要である。」

3. ニューオリンズからの参加者

今回の交流事業へのニューオリンズ市からの参加者は以下の通りである。

- ・リサ・ポンス・デ・レオンさん（ニューオリンズ市国際局長）
 - ・ヴィエン・テ・グエンさん（メアリークイーン・ベトナム教会神父）
 - ・サリー・ペリーさん（NOCCA 校長）
- NOCCA 推薦の若手ミュージシャンとして、
- ・サリバン・フォートナー Jr.さん（ピアノ21歳 NOCCA 卒業生 現在マンハッタン音楽院マスターコース）
 - ・マーティン・マサコウスキさん（ベース18歳 NOCCA卒業生 現在ニューオリンズ大学1年生 父親は高名なジャズギタリスト）

なお、フィルコー議長、ウイラード・ルイ

ス市議は、当初一緒に来神の予定であったが、直前にハリケーン・グスタフをはじめ二つの大きなハリケーンに襲われ、来訪が不可能になり、急遽ニューオリンズ市を代表してリサさんが参加した。

4. 交流事業

交流事業として、3つの事業を行った。まず、10月18日に開催されるネクスト・ジャズ・コンペティションにおいて出演者と共演してもらい、そのコンペでの優勝者にルイ・アームストロング・ジャズ賞を授与してもらうこと。そして、翌19日には、たかとり教会でトークショーとジャズや食文化のイベントに出演してもらうこと。最終日の21日には、六甲道地区で、地元の方々や研究者たちと、復興と文化について語り合う場を設け、地元の音楽専門学校である甲陽音楽学院の学生たちとの交流で締めくくった。

また、20日には、ニューオリンズからの方々には神戸の復興状況を視察してもらう場を設けた。以下、イベントごとに紹介する。

1) ネクスト・コンペティションでの演奏とルイ・アームストロング賞授与

10月18日(出) 舞子ビラ神戸 あじさいホール



今年で第2回目の新しいイベントで、今回は、神戸市西部の舞子ビラで開催された。このコンペティションは若手のジャズミュージシャンの登竜門と位置づけられている。この場で、ニューオリンズからの若手プレイヤーがゲスト出演した。日本人の若手プレイヤーとの共演は素晴らしいもので、演奏後は満場

の聴衆の拍手が鳴り止まなかった。最後に、優勝者に NOCCA のサリー・ペリーさんからニューオーリンズ市の特別賞『レイ・アームストロング・ジャズ・アワード』が授与された。

2) 鷹取地区で住民との復興経験交流およびジャズと食文化の交流

10月19日(日) カトリックたかとり教会 中庭
たかとり教会は、阪神・淡路大震災で大きな被害が出た長田区にある。震災の後、ベトナム人をはじめ多くの外国人のための救援基地となった。今も、日曜日になると、ベトナム人をはじめ多くの方々がミサに集まってくる。この日も、午前中にミサが行われた。グエン神父もベトナム語と一緒にミサを執り行った。そして正午から、イベントが開始された。「食」の交流として、ケージャン料理やベトナム料理、ペルー料理、韓国料理などの紹介と、当地の自慢料理である「焼きそば」や、災害時の食料支援の定番料理「炊き出し」など、地元の手作りの料理が披露された。ケージャン料理はグエン神父自らが料理の腕を振るわれた。

同時に、FM わいわいの生放送として、復興におけるコミュニティや文化の役割などについて語り合うトーク番組が放送された。その後、太鼓演奏や、神戸のミュージシャンと



左からサリー、リサ、池田



日米の若者のジャズ共演

のジャズの共演が行われた。ジャズを共演した日本のプレイヤーは、サクソフォン；浅井良将さん、ドラム；定岡弘将さんである。この日の演奏のために浅井さんが復興の懸け橋にとの思いをこめて作曲した「Friendship～神戸からニューオーリンズへ」が演奏された。

3) 六甲道地区で復興まちづくりに関するパネルディスカッション

10月21日(火) 六甲道「風の家」



大震災で大きな被害を受けた東の地区の一つが「六甲道」であり、ここのコミュニティの拠点が「風の家」である。ここでニューオーリンズ市からのメンバーとまちづくりのリーダー、学識経験者、行政関係者による『復興まちづくりに関するパネルディスカッション』を行い、復興の経験や教訓を語り合った。(議事録抜粋を後ろに掲載)

4) 甲陽音楽学院ホールでの交流

10月21日(火) 午後5時30分から。

近くの甲陽音楽学院の音楽ホールで、フェ

アウエルパーティとして甲陽音楽学院の学生らと演奏をするなどの交流をした。

5) 視察ほか

10月18日(土) 生田神社でニューオリンズの復興を祈願

10月20日(月)

- 1) 神戸港を「おおわだ2」で視察
船上では、震災で発生したガレキの処理などについて熱心な質問があった。
- 2) 神戸市危機管理監、観光監と懇談
リサさんが持参したネーギン市長から矢田市長への親書が手渡された。
- 3) 松本区画整理見学
全焼したまちが、せせらぎのある美しいまちに復興した姿を見学した。
- 4) 新長田再開発見学
市街地再開発事業が進んでいる JR 長田駅南地区をビル屋上から視察した。
- 5) 神戸ジャズ博物館構想予定地（カルメニ（神戸情報文化ビル）地下）訪問
博物館予定地視察のあと、神戸新聞社の関係者との懇親会が持たれた。

10月21日(火)

- 1) 人と防災未来センター訪問
震災と復興を紹介した映画の後、サリー先生が涙を流しているのが印象的であった。
- 2) 甲陽音楽学院訪問
NOCCA のメンバーが甲陽音楽学院を訪問した。

5. 交流事業を振り返って

このように、延べ4日間の交流事業が行われた。これに参加した多くの人々が、ニューオリンズのメンバーと大きな共感を持つことができたのではないだろうか。もちろん話を

すること、経験を交流することは重要である。しかし、六甲道でのパネルディスカッションでグエン神父やサリーさんらが話しているように、「人は動物とちがう。動物は餌を食べるが、人は食事をする。食事は、親しい人と一緒に、今まで培ってきたおいしい料理を食べることで、心がやすらぎ楽しさが得られる。音楽も一人ではできない、一緒に演奏し、一緒に聞いてくれる人があって初めて楽しめる。」この言葉が、復興における文化の持つ意味を端的に物語っている。また、神戸で自らも被災したサキソフォン奏者の浅井さんは私にこう語った。「言葉がちがうので話は十分にはできなかったけど、音楽で心が通い合った。」交流とは言葉だけで行うのではない。ジャズという音楽を通して交流して、五感を通じて心の奥底で通じるものを確信しあうことができたのである。

委員長の池田寔彦さんから、実行委員会の最初に、こういう話をきいた。「自分は、我が家が全焼し、何もかも無くした。しかし、たまたま別の場所に預かってもらっていた自分の楽器（チューバ）だけが助かった。しばらくはなかなか吹く気も出なかったが、あるとき、チューバを持って仲間と演奏をした。そして、それが復興に立ち向かう元気をくれた。」音楽という文化と仲間の力、これが人の復興のエネルギーの大きな源泉となっている。そして、それは単に個人の復興の力というだけにとどまらず、まち全体の復興の力へとなっていったのである。

今回の交流事業を通じて感じたもう一つ重要なことがある。それは、神戸が持つ「ジャズ」という文化資産の厚み、ジャズを愛する人たちの交流の厚みである。この事業をしていて、本当に多くの方々の協力が得られた。そしてその輪はさらに広がっている。これは、もちろん実行委員会のメンバーの努力に負う

ところが多いが、それだけではなく、神戸というまちがジャズを愛し育ててきた何よりの証拠であると思う。伝統的な文化の持つ力とはこういうことか、と改めて認識した。

最後に、今回の交流事業を支援していただいたCGPに心から感謝したい。なお、このニューオリンズとのジャズ交流事業は兵庫県の「まちのにぎわいづくり一括助成事業」として採択され、今後2年間継続することとなった。今後とも多くの方々のご支援・ご協力をお願いしたい。

<資料>

1. パネルディスカッション「神戸とニューオリンズの復興経験の交流」

10月21日(火) 六甲道北公園「風の家」

出演者

総合司会 小林郁雄 神戸山手大学教授
パネリスト 池田寛彦(実行委員会委員長・琵琶町復興住民協議会会長) 佐藤厚子(六甲北地区まちづくり協議会公園管理会長) ヴィエン・テ・グエン神父 林春男京都大学教授 サリー・ペリー NOCCA 校長 サリバン・フォートナー・Jr.(NOCCA 卒業生) 立木茂雄同志社大学教授 マーティン・マサコウスキ(NOCCA 卒業生)(リサさんは急遽所用のため帰国)

議事録(抜粋)

<小林>

ともに被災地であり、港町、ジャズという共通点を持つ神戸とニューオリンズ。今まで、そしてこれからの復興にはハードだけではなく、ソフト面も重要である。そんな復興活動において文化活動はどんな役割を果たしていくのだろうかをテーマに語り合いたい。

<佐藤>

平成7年に震災があり、平成18年の春に区画整理事業は終了した。現在公園になっている1ヘクタールの土地は、焼け野原になってしまったところであり、残った家は数えるほどだった。

その後まちの再建に関して、住民から2つの提案がなされた。1つはまちの骨格の提案で、もう1つは8つのまちづくり協議会の結成についてであった。協議会の中に専門部会がつくられ、すべて住民主体のまちづくりが行われることになった。提案はあくまで要望ではなく、自分たちも努力をするという前提で行政と市民の間で対話のキャッチボールが続けられた。苦労も多くあったが、自分たちの思いに近いまちができあがった。この平成13年までの記録は冊子「未来へ」にまとめられている。

最後に作る公園については、「住民で考えるように」

と行政側から白紙で渡された。住民が公園の基本設計をすることはめずらしく、勉強や見学、ワークショップが120回も行われた。こうしてつくられた設計を市はそのまま解し、住民が作った公園が生まれた。それは自然に人が集まる場所となっている。

公園ができたら次は管理と活用、マネージメントについて話された。区画整理の終りはハード面の完成であり、ソフト面はそこからの出発である。まちを作り直した後、住民はどうするのか。今は壮大な実験の最中である。大きな公園を住民だけで世話をするのは大変なこともあるが、まちをつくったみんなの力で今も行われている。

「まちづくり協議会」は地震後にできた仕組みである。震災前と同じように作り直したのでは、次の災害には備えられない。そのため住民の力と行政の力とでまちを作っていくものである。行政は合意形成のために専門家を派遣し、住民、専門家の意見に対し、行政上の条件を考慮する。このように、自分たちでまちをつくっていく。

重要なのは区画整理がおわっても「まちを育て続ける」ことである。この公園もその姿がよく見える。住民のものである公園は、住民の責任で管理されている。安全を意識しなくても、ここは子どもが遊んでいるところに誰かの目があるように自然と安全な環境がつけられている。

<グエン>

昨日訪れたところ(松本地区)と、自分たちの地域は似ていると思う。

違う点は、災害の後、自分たちはなんとか家の中を住める状況にして、住まなければいけなかったという点である。そのため町並みは水害前と変わっていない。

自分たちの地域のまちづくり協議会ももっと宗教的なつながりでできているが、神戸の協議会の方が進んでいると感じられた。3年たって避難者が戻り、生活がまた始まっていくと「元に戻ったのに、なぜこれから復興に向けてがんばらないといけないのか」という人もいる。次のために災害に強いまちをつくっていきたいが、その必要性を考えない人も多い。3年前の体験を忘れてしまったのだろうか。

<林>

このような体験の風化は神戸でも言われている。体験には質と数があり、経験者はあるレベル以上の体験をするか、とてめたくさんを体験すると忘れない。神戸の住民の4分の1がああ震災で入れ替わった。13年前に起こった出来事を覚えている人はもう小学生にはいない。人が変わるなかで、どうやって体験をつなげていくかは重要なことである。

また地震の周期は長い、ハリケーンは毎年のように訪れるものである。前のまちと同じ脆弱性は必要ではない。まちづくりについては、そのプロセスを成し遂げたことが大きな財産にもなる。この体験をもち続けることが必要である。

<グエン>

私の地域は6000人のベトナム系の人暮らししている。そのなかで1000人がお年寄り、2000人が大人、3000人が子供である。元はベトナム戦争の難民であった人々が徐々にコミュニティを広げていったのが始まりである。戸建の住宅が多く並ぶ住宅地だ。私はこのコミュ

ニティをより発展させようと、老人ホームをつくるなどの提案をしたがあまり前向きには検討されていない。やっとなこと復旧し、これからというときにみんなの気持ちがそぞろわれない。

人と防災未来センターを見学し、日本人はあの震災を「記憶にとどめておこう」としていると感じたが自分たちのコミュニティでは、「もう忘れて前向きに進もう」という意識が強い。「覚えておこう、そして前へ進もう」ということを大切にしたいと思っている。

<サリー>

この話を聞いて、様々な感情が湧き上がってきた。自分たちを守ってくれると行政が言っていたはずの堤防は、カトリーナからは守ってくれなかった。今度こそ守ってくれるものをつくっていると思いつつながら修復を見守っている。つい最近のハリケーン・グスタフのときは持ちこたえることができたが、次の大きなハリケーンが来たときはわからない。そのためにも備えの大切さを感じている。

3年前、私たちの学校は被害を免れたが、軍の施設として使われることになった。生徒はアメリカのあちこちにバラバラになり、勉強することになった。受け入れてくれた多くの芸術学校には感謝しており、とてもすばらしいことだった。しかし、しばらくすると生徒や親からのメールは「いつ学校に戻れるのか」といったものばかりになった。帰りたいという強い気持ちを訴える手紙がたくさん送られてきたのである。その後学校を再開すると、まるで学校が磁石になったかのように生徒が引き戻されてきた。そこへ帰れば、自分たちの音楽ができ、自分たちの食べ物食べられる。なんと自分たちのまちへ帰りたいかかったということがよくわかった。

<マーティン>

日本へ来て、色々なものを見聞きして日本人がコミュニティをととても大切にしているのを感じた。アメリカではその感覚はうすいと思う。近所の人のことも、よほど近くに住んでいる人以外はよく知らないこともある。ここでは、みんなでまちをつくらうとしていることに、とても驚いた。「音楽を通じて」というように置き換えて考えると、心をひとつにするということが理解できた。両親や自分もミュージシャンなので地元のミュージシャンたちとは家族のような繋がりを感じている。そのように思えば、コミュニティの力やつながりがよくわかった。

<立木>

音楽や食の交流が今回の中心となっている。私たちが「自分自身は誰か?」という問いかけをされたときに、価値観や誇り、それらの根っこである文化はすべての局面において大切なものであり、大きな意味を持っている。

文化は誇りの根っこでもあり、自分だけではなく、まちの人たちなどみんなにも共通するものである。「大切だと思う」ことが、「共有される」ものになる。ニューオリンズでのジャズや地域の料理は人を動かすときの1つの起爆剤になるのではないか。まちの「誇り」に思えるものが核となり、そこへ人が集まってくる。そうした“ここ”という場所があるからこそ人は集うことができるのである。

神戸とニューオリンズは何故交流するのか、何故神

戸にとどまる活動ではいけないのか。それは、それぞれに違った根っこをもつ二つの都市同士が、お互いの文化を尊重し、異なったところを超えて繋がること、そこにもうひとつの文化が生まれるのである。違った価値観を持つ人たちが、災害などのきっかけによって集まり活動する。それはそれぞれが自分を超えて繋がっていく、もうひとつの文化がつくられていっている。固有のものを尊重すること、それは神戸だけで言えることではない。自分たちの根っこが縦糸ならば、違う価値観の人たちが持つ根っこは横糸であり、文化はそれを紡ぎ広げていく力を持っているものと言える。ジャズや食はみなさんにとって大切なものである。

<サリー>

もちろんジャズは大切。文化は生きる意味を与えてくれるものであり、動物にはない人間固有のもの、生きる価値を見出すものである。

ニューオリンズにはそこ以外の土地を知らない人が多く住んでいる。しかしカトリーナの後は多くの人がアメリカのあちこちへ避難しなくてはならなくなった。自分の地域から出たことのない人にとっては、外国へ行くような体験だった。これにより地域にある音楽や食べ物、建築や絵画などへの愛着が、それらを求める気持ちが、強くなったと思われる。地域へ戻って来れない人にとって、その事実は絶望的なものだった。他の地域へ避難していた人たちの中には、避難中はまったく音楽を聴けなかったという人もいる。それはその土地の音楽が、自分の生まれ育ったニューオリンズの音楽とは違うものだったからである。

ある有名なジャズ音楽家の言葉に「ジャズは道から湧き出るもの」というものがある。道から湧き出る感覚が確かにニューオリンズにはある。学生や小中学生も楽器を奏でながら帰路に着き、その音楽は家にいるときにも聞こえてくる。子どもたちが街角に集まってボール遊びを始めるように、寄り集まった子どもたちがどこからともなく演奏を始めるという光景もニューオリンズでは珍しくない。

災害の半年後、大きなお祭りを開催することになった。「まだ半年しか経っていないのに」という非難の声もあったが、「すぐにやることに意味がある」ということになり、お祭りは行われた。観光客が訪れることで経済を元気にすること、地域の音楽や食べ物などで楽しい時間を過ごして自分たち自身を癒すこと、わずかな時間でも苦しい生活を忘れる時が必要だった。

ジャズは一人では演奏できない。練習は一人でもできても、演奏となるとチームやアンサンブルでやらなければならず、一人では奏でられない。みんなで奏でるという意味で、ジャズは「真の民主主義」と言われることもある。避難生活のためバラバラになったNOCCAの生徒たちも、自分の楽器の練習は避難先でできても、一緒に奏でるということができなかった。そうしたことも手伝って、みんな早くニューオリンズへ帰りたいと願っていた。

<マーティン>

この話を聞いていて思ったのは、ニューオリンズには「セカンドライン」という独特の習慣があるということである。復興の過程でこの考え方は重要だと思う。

<サリバン>

セカンドラインとは、死者を弔う葬式の場での、帰

りの音楽のことである。まず最初に教会でお葬式を行い墓地まで行く間のパレードでは、先頭にトランペットやチューバなどの楽器隊が立ち、そのあとを家族や友人が続いていく。ずっと音楽を奏でながら、墓地までの道を歩く。そして棺が埋められると、トランペットがパーンと音を鳴らす。これをきっかけにこれまでの悲しそうな音楽が一気に楽しそうなものになるのである。これがセカンドラインと呼ばれるものである。これには、今は悲しいが死後には天国で生きられる喜びなどの意味が含まれている。埋葬した後は、家までは陽気な音楽を奏でながら皆で歩くのである。

<グエン>

食事人間にとって大切。動物は「餌を食べる」が、人間は「食事をする」。「餌」と「食事」はまったく異なることである。食事をするという行為は、ハリケーンを経験してみて、単に体の欲求を満たすだけのためのもではなく社会的な行為であることがわかった。

「ジャズは一人では演奏できない」とサリー先生が言っていたように、料理もそうであると思う。食事の準備をすること、それを分かち合うことも一人ではできないことである。アメリカの食事は良くないと言われるが、ニューオリンズの食事は本当においしい。“comfort food (心安らぐ食事)”が必要なのである。例えばチキンは家族が日曜日に集まって食べるものとされており、家族との時間と安らぎを与えてくれる。避難中は自分たちの食べなれたものも食べることができなかった。“食べるもの”も“一緒に食べる人”も同時に失っていたのである。食事は自分が帰ってきたことを感じさせてくれるものでもある。体のためだけにあるのではなく、食事は心、家族コミュニティのものといえる。

<林>

神戸の復興がそれまでの復興と何が違っていたか。今までのものは、まちの基盤とまちなみが再建されればよしとされていたことである。阪神・淡路大震災ではそれにプラスして、経済と生活の再建も目的に掲げられている。経済の再建については、日本経済の不況の影響もあり神戸は大変な思いをしてきた。生活再建は5年目に神戸市が「復興検証」を行った。被災者に「何が生活再建か？」と問うと、自分の住まいが直ることとあわせて、人と人とのつながりが保てること、といった答えが返ってきている。

今日の話聞いて、「ジャズは一人では奏でられない」、「人は食事をするのであって、餌を食べるのではない」という二つの言葉がやはり大切だと思う。食事一人でするものではなく、他の人と一緒にいることが大切である。ジャズや食は復興にとってもちろん必要で、そこへ人が集い尊敬しあうこと、お互いに大切だと思うことが重要だと再確認できた。

ヨーロッパへ行っていつも思うことは、街がきれいなことや食べ物、会う人がシビライズされていることである。そこに価値があるから、人が集まっているように思う。神戸もそうあれば、サスティナブルな復興の基礎になる。京都が文化で生き残っているように、新しいものの開発だけではなく、変わらないものを身につけていくべきではないか。自分たちが今持っているもの、つくってきたものをもっと高めるものとして文化を考えるのである。それは考えるだけでなく、

「五感」の刺激が必要で、特に音楽や食べ物は文化の広がりを実感させてくれる。

<池田>

昨日はハーバーランドを訪れたが、今そこへジャズ・ミュージアムをつくらうという計画がある。このミュージアムについてはニューオリンズが全面的に協力してくれると、ニューオリンズ国際局のリサさんは約束してくれた。また、今回神戸が日本のジャズの発祥地であると、ニューオリンズに認められたことは本当にうれしい。

神戸には「神戸ジャズ・ストリート」というイベントがある。震災直後のときはできないかと思われていたが、外国からの義捐金に対するお返しは？と考えたときに、元気で笑顔でジャズをやろうという結論になり、すぐにやった。「神戸の復興はジャズの響きから」というスローガンが掲げられた。その年は過去最高の人数、黒字収支決済のイベントになった。今後も、ジャズで人々を元気づけていきたい。

2. 実行委員会

実行委員長：池田寔彦

事務局 長：日下雄介

副委員長：中島克元 浅山三郎 高 四代

委員 員：小林郁雄 河合節二 神田 裕

日比野純一 金千秋 村井顕彦 森下悦伸

古田篤司 林 春男 牧 紀男 立木茂雄

金芳外城雄 船木伸江 油井清光

伊藤真之 近藤民代 市原俊彦 野々村明

神原 均 杉本信浩

事務局：林 芳宏 天川佳美 太田敏一

友久加奈子 山本真巨 岸本くるみ

参加団体：神戸まちづくり協議会連合会（六甲道駅北地区まちづくり連合協議会、琵琶町復興住民協議会、新開地周辺地区まちづくり協議会、野田北部まちづくり協議会）、日本学校ジャズ教育協会関西本部、関西ジャズ協会、神戸ジャズ CITY 委員会、たかとりコミュニティセンター、カトリックたかとり教会、FM わいわい、神戸まちづくり研究所、きんもくせい、神戸新聞社、ラジオ関西、神戸ハーバーランド、京都大学防災研究所巨大災害研究センター、同志社大学社会学部、神戸山手大学現代社会学部都市交流学科、神戸学院大学防災・社会貢献ユニット、神戸大学（人文学研究科倫理創成プロジェクト室・人間発達環境学研究科）、甲陽音楽学院、神戸市民文化振興財団、神戸国際観光コンベンション協会

新修 神戸市史

最新刊 第9巻

「行政編Ⅲ 都市の整備」 好評発売中

A 5判 全800ページ 上製本箱入り 定価6,000円（税込み・送料別）

- 構成**
- 第1章 都市計画法以前の都市基盤整備
 - 第2章 近代都市の基盤整備の展開
 - 第3章 戦災復興
 - 第4章 都市計画と開発の展開
 - 第5章 海面埋立と六甲山のトンネル
 - 第6章 ポートアイランドと六甲アイランド
 - 第7章 西神・北神地域開発
 - 第8章 都市の再開発
 - 第9章 橋と空港
 - 第10章 イベントと都市の整備

内 容

明治期から平成初めまでの神戸の「都市の整備」。そこには、大水害・戦災など過去幾多の大災害に見舞われながら、そのたびに不死鳥のように立ち上がってきた姿がある。

幕末の開港以降、外国人居留地などの先進的な都市整備、港湾整備などの大事業を経て、日本一の大港湾都市に発展した神戸。しかし戦災で市街地の大半を焼かれた中から立ち上がり、戦災復興土地地区画整理、西北神を含む全市的な都市整備、「山、海へ行く」といわれた公共開発など、災害を乗り越え、六甲山の迫った地形を活かした都市整備への数々の挑戦。

先人のたゆまぬ努力を通して神戸の「都市の整備」の歴史のあらましを知る。これからのまちづくりを考えるための必読の一書。

既 刊 好評発売中（定価は税込み）

「歴史編Ⅰ 自然・考古」, 「産業経済編Ⅰ 第1次産業」, 「歴史編Ⅲ 近世」, 「歴史編Ⅳ 近代・現代」(以上定価各5,000円), 「産業経済編Ⅱ 第2次産業」, 「行政編Ⅰ 市政のしくみ」, 「行政編Ⅱ 暮らしと行政」, 「産業経済編Ⅱ 第2次産業」, 「行政編Ⅲ 都市の整備」(最新刊)(以上定価各6,000円)

◎市史の詳細・目次は 神戸市文書館ホームページをご参照ください

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/06/014/Kankoubutuhtml/kankoubutu.html>

発 行 神戸市 新修神戸市史編集室（神戸市文書館）

☎651-0056 神戸市中央区熊内町1-8-21 ☎078(232)3437 Fax078(232)3840

お申込先 田中印刷出版(株)内 みるめ書房

☎657-0845 神戸市灘区岩屋中町3-1-4 ☎078(871)0551 Fax078(871)0554

主要書店にても好評発売中

阪神大水害

1. 平成20年7月28日 都賀川

都市問題研究所から、阪神大水害についての歴史コラムの執筆を依頼されていた矢先のことである。灘区都賀川で一瞬の豪雨により児童らを含む5人もの死者を出す痛ましい惨事が発生した。この豪雨は河川上流で7月28日午後2時40分からの30分間で計38ミリの激しい雨が観測され、水位はわずか10分間に134センチも上昇した。雨量が多かったことに加え、地形も影響した、との報道がなされている。

また、7月29日の「よみうり寸評」に以下の記事が掲載された。

『「全体が沸々と煮えくりかえる湯のように見える。……濁流が、どんどんとしぶきをあげ、盛り上がり、渦を巻き」と谷崎潤一郎が<細雪>に書いている。六甲山系から流れ出た山津波の描写。昭和13年（1938年）7月5日のこと。この豪雨は、死者の大半が兵庫県に集中し、都市水害の最初と言われた。六甲山系からの鉄砲水は昭和42年7月にも多数の犠牲者を出した。きのう、同じ山系からの鉄砲水はこれら過去の大災害を思い出させる。流域住民が多数犠牲になった教訓から河川改修がすすんだ。きのう水辺の子どもらのみこんだ神戸市灘区の都賀川も改修された川の一つ。両側と川底の一部をコンクリートで固めた「三面張り」の構造を持つ。市街地を南北に流れる全長1.8キロの短い急流。上流の集中豪雨は、六甲山系がV字型で合流する都賀川に一気に流れ込む。きのうもわずか10分で水位が134センチも上がった。大災害を克服してきた改修が新しい都市型鉄砲水の

神戸学院大学教授 金 芳 外城雄

思わぬ被害を招いた。』

2. 昭和13年大水害の発生

以下は神戸市史歴史編IVからの引用である。

「昭和13年（1938）年六月の神戸地方は長雨が続き、「雨を見ざる日ない」といった日々が続いていた。また六月下旬には台風の接近もあって関東地方や東海地方も豪雨に見舞われていたが、七月に入り、近畿地方一帯は梅雨期豪雨の典型的な気候形態を示すようになった。こうした状況のもとで、七月五日の雨量は一日の降雨量としては観測史上記録的なものであったが、七月三日から五日にかけての三日間の降雨量も460ミリメートルを超すに至ったのである。特に六甲山ではこの三日間に615ミリメートルを超す豪雨を記録したのであった。その結果、市域の各所の急斜面で地滑りや崖崩れが発生し、大量の土砂が流出した。」

この水害の特性は、非常な惨状だけではなく、多量の土砂を市街地に堆積したことにある。ここで、神戸市水害誌から「水害の輪郭判明」の項で都賀川の記述があるので引用してみる。「都賀川上流の六甲・杣谷両川の暗渠氾濫し、暗渠上を暴流し、灘区役所付近にて道路河筋一帯となり奔流し、為に区役所倉庫並びに土木出張所、保健部建物等危険に瀕し、夫々手当を施したるも、到底人力の及ばざるものがある」この記録に続いて、青谷川、生田川、宇治川、石井川、湊川、妙法寺川の記述がある。妙法寺川においては「目下の状況にては、水勢急にして被害状況を精査すること困難である」とある。いかに被害が甚大であったかが分かる。

大水害の概要

以下は、神戸災害と戦災資料館データでの災害の概略である。

発生	昭和13年（1938年）7月3日～5日
雨量	1時間最大60.80mm（5日）
死者	616名
家屋倒壊流出	3,623戸
埋没	854戸

被害総額

神戸市史によると「被害調査の結果、この大水害は神戸市の面積の26.4%、中でも平地部の59.3%に被害を与えた。その結果全市の72%を超える戸数や人口が被害を受けた。被害総額も1億4,000万円を越すに至った。昭和13年度の神戸市の市財政の総歳出額がおおよそ7,300万円であったことを考えると、この大水害の神戸市に与えた損害がいかに大きかったかをうかがい知ることができよう。」

神戸市当局の対応

この未曾有の大災害に直面した神戸市当局では7月5日午前9時に勝田市長以下市首脳部が会合し、警備本部の設置を決めた。また、応急措置とともに「神戸市百年の計」を樹立するため市独自の組織として神戸市復興委員会の設置を決めた。ここでは市長を会長として、関屋兵庫県知事、神戸市会議員をはじめ各界の代表者を選出した。

神戸市会の対応

神戸市会では大水害の翌6日に水害対策各派交渉委員会を、7日に市会協議会を開催し、水害対策委員会を設置し、第1班（土木・水道）第2班（慰問・救援）、第3班（衛生・交通）の3班からなっていた。7月9日に開かれた第1班の会議では、水害対策において兵庫県と神戸市の間に「兎角疎通を欠く様聞、円滑に運ぶ様市部県会議員努力を乞う」ことが提言されている。

政府への陳情活動

復興費の国庫補助については内務省と大蔵省の折衝が暗礁に乗り上げたが、神戸市や兵庫県の活発な陳情活動が功を奏して、最終的

に3月31日に出された大蔵省査定額として、総額6,783万円（既定の砂防費1,000万円を含む）の兵庫県災害復興費が承認された（内、国庫補助額は河川関係1,723万円、道路関係619万円、水道関係93万円の合計2,435万円）。この陳情は7カ月にわたり、勝田市長はこれを「神戸進軍」と呼んでいる。

避難所と急設住宅の施設

神戸市水害誌に見る避難所と急設住宅については、救済部に住宅係を設置して対応にあっている。それによると、中産階級の以下の市民の為に、重池町、寺池町、山本通等に敷地を定め、その他にも敷地を買収し、合計2万坪に1戸2世帯の文化住宅500戸を建設し、この経費435万円を支出し、財源を起債にあてている。また、差し当たり応急施設としてバラック急設の必要を認め、大体において一千世帯を対象とするを適当とし、7月末までに収容を完了し、合計799戸で入居希望者を収容しえた、とある。

3. あの日あの時

昭和13年7月の阪神大水害を鮮明に記憶しているかたは市内にたくさんおられると聞く。そのお一人に、神戸市自治会連絡協議会会長の藤沢福男さんに8月末にお会いする機会を得た。今年米壽のお祝いをしたばかりで、日本赤十字社の理事など今も元気に活動を続けておられる。「当時は旧制中学の生徒でしたが、学校からの勤労奉仕団として白い旗をかがげて宇治川の災害現場にスコップを持参して遺体の捜索活動に参加しました。土砂で埋まった民家の二階から出入りしたのを覚えている。周辺は異臭が漂う悲惨な状況で、5人が組になり作業をしたが何体かの遺体を掘り出した」と当時のお話が聞けた。

その後、昭和42年（1967年）7月豪雨、平成7年（1995年）阪神大震災と約30年間隔で自然災害に巻き込まれている。地球温暖化による異常気象での災害が多発している近年、災害予防対策を怠ってはならない。

■ 第三次薬物乱用防止五ヵ年戦略

覚せい剤事犯の検挙人員が減少する一方で、最近、大学生など若者の大麻の乱用が新たに社会問題化してきている。薬物乱用問題については、戦後第3回目の覚せい剤乱用期の早期終息を図るため、首相を本部長とする政府の薬物乱用対策推進本部が平成10年5月、国内における薬物乱用対策及び国際協力を推進することを基本目標に据えた「薬物乱用防止五ヵ年戦略」を策定し、国を挙げて総合的に取り組むこととなった。その後、依然として第三次覚せい剤乱用期が継続しているという認識の下、平成15年7月に「薬物乱用防止新五ヵ年戦略」が策定され、この10年間の総合的な対策により一定の成果は挙げたものの、末端乱用者の間に覚せい剤への根強い需要が認められるなど、覚せい剤事犯がわが国の薬物乱用の中心的課題である状況が継続しているほか、若年層による大麻、MDMA等合成麻薬の乱用拡大が懸念される状況にあるため、薬物乱用の根絶を図ることを目的に平成20

年8月に「第三次薬物乱用防止五ヵ年戦略」（以下「第三次戦略」）が策定された。

「第三次戦略」は、三つの視点（①再乱用防止等に向けた行政機関及び民間団体の間の連携の強化 ②組織犯罪対策の効果的な推進 ③密輸動向等に応じた的確な対処）に立って、四つの戦略目標（目標1：青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上 目標2：薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進 目標3：薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底 目標4：薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進）が設定されている。今後、薬物乱用対策推進本部の下に関係省庁や地方自治体の関係機関が緊密に連携し、各目標の達成に向けた取り組みを推進していくことが大切である。

■ 観光庁の設置

観光庁（Japan Tourism Agency）は、平成20年10月1日に国土交通省の外局として設置された観光行政を担当する政府機関。初代長官は、前国土交通省大臣官房総合観光行政審議官の本保芳明氏。外局の新設は平成12年7月の金融庁の発足以来8年ぶりであり、平成13年1月の中央省庁再編以来初めてである。

観光庁の設置目的は、①魅力ある観光地づくりを主体的に行う地域の支援、②観光産業の国際競争力の強化支援、③外国人観光旅客の来訪促進など国際観光の振興、④観光旅行促進のための環境整備を掲げている。

設置の根拠は、観光立国推進基本法（平成18年12月）、「観光立国推進基本計画」の閣議決定（平成19年6月）などであり、特に基本法決議にあたっては、政府が同法施行時に適切な措置を講ずるべき事項をいくつか挙げており、その中では「観光立国の実現に関する施策の遂行に当たっては、各省庁の横断的な英知を結集しながら、総合的、効果的かつ効率的に行い、行政改革の趣旨を踏まえて、観光庁等の設置の実現に努力すること」と謳われている。

「観光立国推進基本計画」では、観光庁がその推進母体であり、以下の基本的な目標が5つ掲げられている。①訪日外国人旅行者数の増加、②日本における国際会議の開催件数の増加、③日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数の増加、④日本人の海外旅行者数の増加、⑤国内における観光旅行消費額の増加であり、これら5つはいずれも目標数値を定めている。例えば①訪日外国人旅行者数については、すでに官民一体の訪日観光推進運動「ビジット・ジャパン・キャンペーン」（平成15年4月開始）が掲げていた目標数値を取り込み、平成22年に訪日外国人旅行者数を年間1,000万人にするとしている。計画の対象期間は5年間で、おおむね3年後を目途に見直すとしている。

新設される観光庁には、国土交通省総合政策局に設置されている観光部門6課（観光政策課・国際観光課・観光経済課・観光資源課・観光事業課・観光地域振興課）に所属する約80人が移管された上、さらに職員が100名を超える体制に増強される予定である。

■ 都市公園内起居者住民票転居届不受理訴訟判決

最高裁は平成20年10月3日、大阪市内の公園でテント生活をしているホームレスの男性が、都市公園を住所とする転居届の受理を区長に対して求めた訴訟について、不受理処分を適法とした高裁判決を是認し、男性の申告を棄却した。公園などで起居するホームレスの住民登録について最高裁が判断を示した初めての例である。

この訴訟は、男性が平成12年頃から都市公園内にテントを設置して生活し、ホームレスの生活支援者宅への住民登録を行っていたが、生活実態と異なることを行政機関から指摘されたことから、平成16年3月に公園を住所とする転居届を区役所に提出したところ不受理処分となったため、その取消を求めたものである。一審は、テントで日常生活を送っていることなどを踏まえて、生活の本拠としての実体があるとして住民登録を認めたが、二審は「生活の本拠としての実体」が認められるには、日常生活が営まれていることに加え「その形態が健全な社会的通念に基礎づけられたものであること」が必要として

一審判決を取り消し、原告逆転敗訴の判決を行ったことから原告側が上告していた。判決理由で最高裁判所は「都市公園法に違反して、都市公園内に不法に設置されたキャンプ用テントを起居の場所とし、公園施設である水道設備等を利用して日常生活を営んでいることなど原審の適法に確定した事実関係の下においては、社会通念上、上記テントの所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているものと見ることはできない。」と示しており、二審の判断をほぼ肯定したものと考えられる。

原告側は判決を受けたコメントの中で、住所を奪われると様々な権利を奪われることになり、当判決が多くの問題を新たに生み出すと指摘している。この事件に係る法律関係については一定の結論をみたが、景気後退局面を迎えていることもあり、いわゆるネット・カフェ難民などにみられる、これまでとは異なる形態も含めたわが国のホームレス問題への行政・社会の対応には関心を注がなければならない。

■ 土地区画整理事業計画段階提訴判決

最高裁大法廷は平成20年9月10日、静岡県浜松市内の鉄道高架化に伴う平成17年の土地区画整理事業計画の決定に対して住民がその取消を求めた行政訴訟について、換地処分などの具体的な行政処分の前である事業の計画段階においては提訴できないとした昭和41年の判決を変更すべきであるとし、訴えを却下した原審を破棄して審理を第1審に差し戻した。

「青写真判決」などと呼ばれる昭和41年の大法廷判決で最高裁は、土地区画整理事業の事業計画は、権利侵害の内容がまだ具体的ではないことから違法性を判断することはできない、即ち訴訟で計画決定の取消を求めることはできないと判示した。これは、後に行政事件訴訟の訴訟要件の一つである処分性を限定的に解釈・運用する判例として、行政機関が立てた計画に対する同種の訴訟において、いわゆる「門前払い」と呼ばれる却下判決が続く端緒となったとの批判がなされてきた。

今回の判決では最高裁は、事業計画決定が行われると、建築制限などの規制が課され、ほぼ確実に土地の交換（換地）などが行われることから、換地処分等の後に取消訴訟を提起してその違法性の主張が認められても、判決までの間に事業が進捗して当該換地処分の取消が公共の福祉に適合しないとして事情判決がなされる可能性が

相当あることなどを指摘し、計画決定は住民らの法的地位に直接的な影響を生じさせるもので、実効的な権利救済を図るためには、計画決定段階での提訴を認めることに合理性があるとしている。

判決の中では、処分性の理論的根拠についての意見や補足意見が付されるなど、なお議論すべき点も指摘しているが、判例変更の判断については15人の裁判官全員が支持している。最高裁が、行政訴訟の代表的な判例の一つを見直した背景には、司法の行政に対するチェック機能を強化する司法制度改革の流れがある。行政事件訴訟の要件のもう一つの柱とされる原告適格については、平成17年施行の改正行政事件訴訟法で門戸が広がり、同年の小田急線高架訴訟では事業地の地権者のほかに沿線住民にも原告適格を認める判決がなされている。また、より早期の司法チェックを期待する立場からは、都市計画決定にも処分性を認めることを求める声もある。

本判決を受けて、今後、行政計画の取消が訴訟の対象となるとしても、ただちに住民の請求が認められるものではないが、立法府・行政府に対して、事業計画段階における合意形成が司法サイドから求められているといえよう。

■ 裁判員制度

平成20年4月18日、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行期日を定める政令が公布された。これにより、裁判員制度が平成21年5月21日から始まる。

裁判員制度は、国民に、刑事手続のうち地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決めてもらう制度。原則として裁判員6人と裁判官3人が、一緒に刑事裁判の審理に出席し、証拠調べ手続や弁論手続に立ち会った上、評議を行い、判決を宣告する。

これまでの裁判は、検察官や弁護士、裁判官という法律の専門家が中心となって行われてきたが、専門的な正確さを重視する余り審理や判決が国民にとって理解しにくかったり、一部審理に長期間を要する事件があったり、刑事裁判は近寄りたくないという印象を与えてきた面もあった。また、現在、多くの国で刑事裁判に直接国民が関わる制度が設けられ、国民の司法への理解を深める上で大きな役割を果たしている。そこで、平成11年7月、内閣に設置された司法制度改革審議会が、平成13年6月に取りまとめた意見書の中で「司法制度改革の三つの柱」の一つとして国民的基盤の確立を掲げ、その中核として、国民の司法参加の制度の導入が検討され、裁判官と国民

から選ばれた裁判員が、それぞれの知識経験を生かすと一緒に判断すること（「裁判員と裁判官の協働」）により、より国民の理解しやすい裁判を実現することができるとの考えのもとに裁判員制度が提案された。その後、内閣に設置された司法制度改革推進本部において、裁判員制度導入のための法律案の立案作業が進められ、平成16年3月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」が国会に提出され、同年5月21日に可決成立し、同月28日に公布された。

全国の地方裁判所では、裁判員制度スタートに向け、選挙管理委員会から送付された裁判員候補者予定者名簿に基づいて裁判員候補者名簿を作成し、平成20年11月28日、最高裁判所名入りの封筒で裁判員候補者名簿に登録された方に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」等を発送した。来年の裁判員候補者は全国で29万5千人、有権者352人に1人の割合になる。

裁判員が参加することにより、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されていくことになる結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、司法が、より身近なものとして信頼も一層高まることが期待されている。

詳細は「最高裁判所」のホームページをご覧ください。
<http://www.saibanin.courts.go.jp/introduction/index.html>

■ 米国緊急金融安定化法の成立

米下院本会議は、本年10月3日、上院が1日可決した金融危機対策として緊急経済安定法案の修正案を賛成多数で可決した。ブッシュ大統領が3日署名し、法案は成立した。

成立した金融安定化法の目的は、サブプライム住宅ローン（米低所得者向け住宅金融）問題で深刻化する米金融危機を食い止めるため、金融機関を身軽にし、資本増強など経営改善を後押しして信用収縮を緩和することにある。具体的には、法案の根幹は、最大7,000億ドル（約74兆円）の公的資金で金融機関から保有する不良債権を買い取るものである。買い取り枠は、まず2,500億円とし、大統領の判断で、1,000億ドルを追加できる。残りは議会の承認が必要となっている。また、買い取る対象は、住宅や商業不動産を担保とする貸し出しや、それを裏付けとする有価証券であるが、このほか政府が必要と見なせばあらゆる金融資産を買い取ることができるとされている。

同法案を巡っては、国民から「税金による金融機関の救済」との批判が高まったことを受け、下院は、9月29

日の採決で否決した。その結果、ニューヨーク株式市場が過去最大の下げ幅を記録するなど、世界的な金融市場動揺の引き金となった。これを受けて、修正案が、預金保護の上限引き上げなどを盛り込み金融機関の救済色を薄めたことで、反対した議員の一部が賛成に回った。

金融安定化法の成立により、サブプライム住宅ローン問題を発端とする金融危機を食い止める枠組みがひとまず整った。政府が金融機関から不良資産を買い取ることで、金融機関の流動性（資金繰り）を改善することができることも、民間投資家を市場に呼び戻す効果があり、麻痺している住宅ローンの流通市場を活性化できるとの期待がある。

その一方で、不良資産買い取り価格は明確でないため、価格設定によっては、金融機関に多額の売却損が発生し、売り渋りを招くことも考えられ、実効性は不透明という指摘もある。また、経済の変調は金融部門から実体経済へと及んでおり、危機の収束には程とおりという見方も有力である。

■ 株券の電子化

株券電子化制度を規定した「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行期日を、平成21年1月5日とすることを内容とする政令案が平成20年11月14日、閣議決定された。

株券電子化（株式のペーパーレス化）とは、「社債、株式等の振替に関する法律」により、上場会社の株式等に係る株券をすべて廃止し、株券の存在を前提として行われてきた株主権の管理を、証券保管振替機構（通称：ほふり）及び証券会社等の金融機関に開設された口座において電子的に行うこととするものである。

株券電子化の株主にとってメリットは①株券を手元で保管することなどによる株券の紛失、盗難、偽造等のリスクの削減、②株式の売買の際、実際に株券を交付・受渡し、株主名簿の書換申請を行う必要がなくなるといったコスト削減、③発行会社の商号変更や売買単位の変更の際に、株券の交換のため、発行会社に株券を提出する必要がなくなるといった株主管理の効率化などであり、利用者の安全性・効率性・利便性の向上に資することになる。また、発行会社（株主名簿管理人を含む）にとっては株券の印刷費用や株券の送付費用、企業の合併などに伴う株券の回収などのコストが削減でき、証券会社に

とって株券の保管や運搬のためのコストが削減できる。

現在においても、株券保管振替制度の活用により、株券そのものの受渡しや保管等の管理を株主自身が行わなくても売買や株主権の行使をすることができるほか、株主自身で株券を管理し、株券の受渡しを行う売買等も認められており、株式の譲渡や管理に当たり様々なリスクや非効率性が指摘されている。株券電子化の実施に際し、既に証券保管振替機構に預託されている株券については、一斉に新たな株式振替制度に移行できるように措置されている。一方、自宅などで管理されている株券（「タンス株券」）は、①証券保管振替機構に預託する、②本人名義であることを確認した上で管理を続ける（特別口座に自動的に移行）といった2つの対応方法がある。①は株券の証券保管振替機構への預託期限が平成20年12月19日とされている。②は株券の名義が他人名義となっている場合、株券電子化が実施される日までに株券を所有者本人の名義に書き換えないと、株主としての権利を失う恐れがあるため、電子化実施までに本人名義に書き換えておく必要がある。

詳細は、金融庁のホームページ「株券電子化について」をご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/kabuken/index.html>

■ 先端医療開発特区（スーパー特区）の採択

平成20年11月18日、政府の先端医療開発特区の公募結果発表があり、先端医療振興財団（神戸市）所属の研究者を代表とする提案2件が採択された。

「先端医療開発特区」は、2008年3月、経済財政諮問会議において民間議員から提案された「革新的技術特区（スーパー特区）」の第一弾として創設が決定されたものである。これは、従来の地域の活性化を目指す地方公共団体を対象とした「構造改革特区」とは異なり、①最先端の再生医療、医薬品・医療機器等について、重点分野を設定した上で、先端医療研究拠点を中核とした研究機関や企業に属する研究者又は研究グループから成る複合体のプロジェクトを選定し、②研究資金の弾力的運用、③規制を担当する厚生労働省等との並行協議等を試行的に運用し、これにより④先端的な医療の実用化、産業化や国民へのより迅速な提供に向け、研究開発の促進を図る、ことを目的としている。

平成20年7月25日から9月12日までの間、この特区の対象となる研究課題の公募が行われた。今回の公募では、研究期間を平成20年度から5年程度とし、その重点分野

として、①iPS細胞応用、②再生医療、③革新的な医療機器の開発、④革新的バイオ医薬品の開発、⑤国民健康に重要な治療・診断に用いる医薬品・医療機器の研究開発（がん・循環器疾患・精神神経疾患・難病等の重大疾病領域、希少疾病領域その他）の5分野が設定された。全体で143件の応募件数があり、国に新たに創設された「健康研究推進会議」の評価委員会において評価が行われた結果、24件の課題が採択された。

今回、先端医療振興財団所属の研究者が代表となって採択されたものは、具体的には、①西川伸一先端医療センター研究所長が代表となり、再生医療の普及医療への転換を図るとともに、細胞培養における安全性の確立など再生医療実現化を阻む基礎課題の解決を目指すプロジェクト、②田中紘一先端医療センター長が代表となり、低侵襲の消化器内視鏡治療を確立するための先端医療機器を産学連携により開発するプロジェクト、の2件である。これらのスーパー特区への採択により、神戸における革新的な医療技術の開発が加速し、医療産業都市構想の推進に大きく貢献すると期待されている。

■ オランダの企業節税村

日本のグローバル企業は、欧州本社や欧州統括本部をオランダに置くことがあたりまえになっている。キヤノン、セイコーエプソン、帝人、HOYAなどもオランダに欧州本社や欧州統括本部を置いている。他のさまざまな拠点を含め、オランダに進出した日本企業は400社以上にのぼり、日本からオランダへの直接投資残高は米国に次いで2位であるとされている。

オランダの法人税率は25.5%であり、日本よりは低い。低税率の国・地域なら世界各地にタックスヘイブン（租税回避地）があり、欧州でもアイルランド（12.5%）などの方が低い。なぜオランダに日本企業が集中するのか。

2006年春にオランダ政府が法人税率を29.1%から25%以下へ引き下げる案が明らかになると、日本の企業は一樣に反応した。それは、不当な税負担軽減を防ぐ日本の『タックスヘイブン税制』は、税率が25%以下の国・地域に適用されるからであり、オランダにためた利益に日本の法人税が課せられる恐れがあったからである。オランダ日本商工会議所の陳情に、オランダ政府は動き、2007年からの新たな法人税率は25.5%となった。

日本の法人税率は30%、法人事業税など地方税を加え

た実効税率は約40%とされる。そのためグローバルな日本企業は、税制上の優遇措置がある地域への工場の集中立地と『海外連結子会社の税率差異』を計算する。日本の税制では、海外子会社の利益は配当などで日本に還流させた段階で課税され、海外にためれば非課税になる。企業にとって海外に利益をためる節税策は、もはや一般的であり、経済産業省によると、日本企業が海外現地法人にため込んだ利益は残高で17兆円強（2006年度）に膨らんだとされ、年に1兆円単位で増えているとされる。

そういった利益に課税しようとするのが『移転価格税制』であり、海外子会社との取引価格を操作して日本の親会社の利益を抑える税逃れに対し、国税当局は三者との取引価格を適用して親会社の所得を計算、課税するものである。移転価格税制による申告漏れ所得額は2004、5年でそれぞれ2千億円超に急増し、指摘された企業は大半が国税当局と争っている。

企業は利益を最大にするために節税に向かうことはいたしかたないが、その節税分は社会貢献の原資とはならないのであろうか。市場経済では利益を最大化する行為が社会発展に繋がるような制度が重要である。

■ 神戸市「新型インフルエンザ発生初期対策訓練」

神戸市では、平成20年11月2日（日）に、市民、医療関係者、ライフライン事業者、国・県及び神戸市の全局室区から合計約300人が参加して「新型インフルエンザ発生初期対策訓練」が実施された。

訓練の主な目的は、「神戸市新型インフルエンザ対策実施計画」の検証と見直し、関係機関との連携、各局室区の対策の推進などである。

訓練内容は、午前中に市内の9行政区のうち灘・東灘区と西区において、患者及び接触者の積極的疫学調査（健康調査、行動調査、ウイルス検査など）、患者搬送、施設の消毒、医療機関における患者受入、地域住民による感染予防についての広報活動等に関する実動訓練を行い、それに連続する保健福祉局・区役所対策本部の図上訓練を実施した。午後には午前中の事例想定を受けて、市役所において、市長を本部長としての意思決定にかかわる市対策本部の本部員会議の図上訓練を実施し、厚生労働省及び神戸市医師会から講評があった。

当訓練の準備には5月から着手したが、徐々に細かい手順などを詰めていく中で、多くの課題が指摘されている。具体的には、例えば、学校の臨時休校措置はいつ実

施するのか、外出自粛をどのように市民広報すべきか、新型インフルエンザの発生を公表する際に患者や地域の情報をどの程度具体的に提供するか、電話相談窓口の設置場所、地域の医療体制の整備、感染危険のない地域住民のボランティア活動のあり方、集団への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与方法やウイルス検査の方法などについて、より具体的な基準やマニュアルを作成する必要があることなどである。また、当訓練の市長の最後のあいさつでも言及があったが、自治体トップの早い決断、関係機関との連携、市民の協力の重要性が強く認識された。

神戸市は、今回の訓練を通して明らかになった課題を着実に解決することにより対策を充実させていきたいとしている。また、神戸市の対策計画の元となっている国の「行動計画」や「ガイドライン」について改定案が提示されるなど、具体的な対応策についての議論が全国的になされている。

新型インフルエンザ対策でもっとも重要なことは、行政や医療機関のみの問題ではなく、国民一人ひとりが自分に関わることを真摯に向き合うことであろう。

■神戸市『「都心とウォーターフロントを考える会」提言』

神戸は、六甲の山々と瀬戸内海に抱かれた豊かな自然環境のもと、港を通じて外来文化を取り入れ、産業を起こし、人を育ててきた、港とともに発展してきた都市である。また、港の背後に整備されたかつての神戸外国人居留地を含む現在の三宮～神戸駅を中心とする地域は、港町・神戸の都心として、神戸独自の都市文化を育むとともに経済・行政の中心として近代以降の神戸全体の発展を牽引してきた。

かつての神戸は、港と都心が隣接した地理的關係により、港の活気と都心のにぎわいが一体化し、港町としての魅力と雰囲気をも十分に持ちえていたが、港湾物流の国際的な潮流変化（コンテナ化と船舶大型化）により港が沖合へと拡大・展開していった結果、港と都心の隔たりが大きくなるとともに、かつて港湾機能を支えたインナーハーバーでは老朽化が目立つようになってきた。

そして現在、“みなとまち神戸”を総合的に活性化するために、「デザイン都市・神戸」にふさわしい都心・ウォーターフロントの形成が求められている。

神戸水上警察署や神戸第2地方合同庁舎が立地する波止場町1番地は、都心から最も近い海辺空間であり、ハーバーランドからHAT神戸に至るウォーターフロントの中心的位置にあることから、親水機能の拡充や都心とウォーターフロントの一体化、東西ウォーターフロント

の連携促進など、“みなとまち神戸”の魅力化を先導するエリアとして期待される役割は大きい。

神戸市は、波止場町1番地のあるべき姿について、隣接した地区の関係者や有識者により長期的な視点で議論していただくため、「都心とウォーターフロントを考える会～波止場町1番地の将来像～」を平成20年4月に設置し、4回にわたる議論をとりまとめた提言が、平成20年11月に市長へ提出された。

提言では、地理的特性と歴史的価値を踏まえ整備のテーマを『“みなとまち神戸”の記憶を未来へ～都心・ウォーターフロントの新たな結節空間の創出～』とし、整備の方針として、①神戸港発祥の記憶の継承など『“みなと”の歴史を活かす』、②市民に開放され、“みなと”が体感できる『“人々が集う場”の創出』、③都心とウォーターフロントの結節点として周辺地区との連携を強化する『“結ぶ・つなぐ場”の創出』の3つを掲げ、この方針を基に着手可能な場所から段階的に取り組みを進めるよう示された。

また、当地区の前面海域の利用方法や国道2号による都心とウォーターフロントの分断感の解消策、阪神高速3号神戸線や浜手バイパスなど高架道路の景観面の対処方法等については、別途長期的な視点での検討が必要とされている。

■神戸市がユネスコのデザイン都市に認定

神戸市では、住み続けたいまち、訪れたいまち、そして、持続的に発展するまちをめざして、「デザイン都市・神戸」を推進している。これは、神戸の持つ資源や魅力である、①山と海に囲まれた異国情緒あふれる「まちなみ」、②神戸港開港以来、外来文化を積極的に取り入れてきた開放的で自由な気風・風土からなる「くらしの文化」、③ケミカルシューズ・洋菓子・真珠などといった「ものづくりの技術」という3つの“神戸らしさ”を、デザインという視点で見つめなおし磨きをかけることにより、新たな魅力と活力を創り出し、くらしの豊かさを創造する“都市戦略”である。

神戸市は2007年3月にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）・創造都市ネットワークの「デザイン分野」への加盟を申請していたが、2008年10月16日に、アジアで初めて認定された。

創造都市ネットワークとは、異なる文化の相互理解をめざすユネスコが、文化的な産業の強化により都市の活性化をめざす世界の「創造都市」の連携による相互交流を支援するため、2004年に創設したものである。

このネットワークには、①文学②映画③音楽④クラフト&フォークアート⑤デザイン⑥メディアアート⑦食文

化の7つの分野が設定されており、現在16都市が認定されている。

デザイン分野で認定されている都市は、ブエノスアイレス（アルゼンチン・2005年8月）、ベルリン（ドイツ・2005年11月）、モントリオール（カナダ・2006年5月）、神戸市、名古屋市（2008年10月）、深圳（中国・2008年11月）の6都市である。

今回の認定により、他の認定都市との国際的なネットワークを構築し、都市間連携・交流を促進していくことで、「デザイン都市・神戸」のさらなる推進を図るとともに、神戸の魅力や「デザイン都市・神戸」の取り組みを世界に向けて発信していく。

今後、「『デザイン都市・神戸』を推進するための基本的方針」に基づき、「まちのデザイン」「くらしのデザイン」「ものづくりのデザイン」の各分野の基本方針に沿って、引き続き多様な施策を着実に実行していくとともに、ユネスコに認定された10月16日を「KOBE デザインの日」とし、この日を中心に、市民の方々にデザインを身近に感じ、親しんでいただけるような取り組みを継続的に開催していく。

神戸市次期基本計画のあり方懇話会報告書

(抜粋)

平成20年11月

神戸市企画調整局

【問い合わせ先：総合計画課 TEL 078-322-5030】

神戸市では、市の基本方針を定める「第4次神戸市基本計画」、「区別計画」及び「新たなビジョン（神戸2010ビジョン・区中期計画）」が、平成22年に目標年次が到来するため、次期計画の策定準備を行っている。その一環として、有識者からなる「神戸市次期基本計画のあり方懇話会」を設置したが、平成20年11月18日に、今後の神戸づくりの基本的な方向性及び計画の体系や期間など次期計画の枠組みなどについての意見をまとめた報告書の提出を受けた。本稿は、報告書の主たる部分を原文のまま掲載したものであるが、紙面の都合上、委員の意見集や参考資料は省略している。

1 本報告書の趣旨

(1) 総合基本計画等の経緯

神戸市では、昭和40年から4次にわたる総合基本計画に基づき、計画的で総合的な都市づくりを一貫して進め、都市の健全な発展と市民生活の安定及び生活環境の向上を図ってきた。

現在の「第4次総合基本計画」は、「新・神戸市基本構想」、「第4次神戸市基本計画」と「区別計画」からなっており、平成3年11月から策定に着手された。そのうち、「新・神戸市基本構想」は、2025年（平成37年）に向けた神戸市の最高理念として、平成5年9月に市会議決を得て策定された。また、「第4次神戸市基本計画」及び「区別計画」は、目標年次を2010年（平成22年）とするが、神戸市総合基本計画審議会から「基本計画面案・区別計画面案に関する答申」が平成7年1月に提出された。

しかし、その直後、阪神・淡路大震災が勃発したため、震災からの速やかな復興が最優先課題となった。そのため、まず、2005年（平成17年）を目標年次とする「神戸市復興計画」が平成7年6月に策定され、実行されてきた。その後、「神戸市復興計画」の趣旨も踏まえ、「第4次神戸市基本計画」が平成7年10月に、また「区別計画」が平成8年3月にそれぞれ策定されている。

その後、平成11年度及び平成15年度には、「復興の総括・検証」が行われ、その結果を踏まえて、神戸医療産業都市構想などをはじめとする神戸らしい新たな都市づくりが進められてきた。また、震災と復興過程の経験や教訓を生かした「神戸2010ビジョン」及び「区中期計画」も平成17年6月に策定された。以後、現在に至るまで、これらに基づいて、市民と行政の協働と参画による神戸づくりが進められている。なお、「神戸2010ビジョン」及び「区中期計画」はPDCAサイクル（計画－実行－検証－改善）によって進行が管理され、毎年度、検証・評価の結果が予算編成や計画の更新に活用されることとなっている。

(2) 本懇話会の設置の趣旨

都市経営は、いずれの都市においても「基本計画」に基づいて行われるのが原則となっている。ところで、前述したように、神戸市では「第4次神戸市基本計画面案」についての答申提出の直後、大震災が勃発し、「神戸市復興計画」に基づく震災復興の取り組みが最優先課題となった。幸いにして、全市民の復興に向けた努力や営みを基本に国内外の支援を得て着実な復興の歩みが確保できるようになった今、2010年を目標年次としていた「第4次神戸市基本計画」に次いで、新しい基本計画を策定することになったのである。

しかし、大震災の経験は言うまでもなく、都市づくりを取り巻く社会潮流は、さらに従来にも増して市民生活やまちづくりに大きな変化を起こしつつある。

ちなみに我が国全体を取り巻く動向として、少子・超高齢化の進行が指摘されており、それは、右肩上がりの成長期とは異なった新たな発想での都市づくりを求めることになる。このほか、社会経済のグローバル化や地球環境問題の悪化など、市民生活や都市の将来に大きな影響を及ぼす変化が進行しつつある。ごく最近では米国のサブプライムローン問題を契機とした世界的な金融危機も勃発し、社会経済や市民生活に大きな影響を及ぼすことが予測されるが、この問題については、本懇話会で十分に意見交換を行う時間もなかったため、この報告書では取り上げていない。今後、総合基本計画審議会における議論については、この点についても配慮されるよう期待したい。

また、神戸市では震災を機に、地域での助け合いに対する市民意識も高まり、ボランティア活動やNPO活動が活発化したほか、地域での課題に主体的に取り組む地域も増えてきた。しかし他方では、地域活動の担い手の確保に悩む地域もあるのが現状であり、今後、家庭機能の低下が危惧される中で、めざすべき地域の姿も変わっていくと考えられる。

次期基本計画の策定においては、このような社会潮流の変化を十分に見据えながら、まず、神戸づくりの基本的な方向性について、従来の考え方にとらわれることなく、様々な角度から議論を進めることが必要となっている。

また、次期基本計画の姿そのもの、すなわち計画の体系や期間などの枠組みについても、計画が果たすべき意義や役割を整理したうえで、単に前例を踏襲するのではなく、改めて検討を加えることが必要となっている。

本懇話会は、これらの状況を踏まえ、今後の次期基本計画の策定に向けて、総合基本計画審議会はもちろん、市民との懇談会、アンケート調査などを準備するにあたり、社会潮流を見据えた今後の神戸づくりの基本的な方向性について各委員から自由かつ率直に市長に意見を述べるとともに、計画の体系や期間など新しい総合基本計画の枠組みについての諸視点を市長に報告するために、設置されたところである。

(3) 本懇話会での議論の進め方

本懇話会は、平成20年7月24日に設置されて以来、委員20名によって4回会議を開催し、議論を行った。

まず、第1回会議では、今までの総合基本計画の経緯や内容、社会潮流関連データ、社会潮流を踏まえた神戸づくりの主な論点についての資料等を基に議論を行い、また、第2回会議では、神戸医療産業都市構想などの神戸市における特徴的な取り組み、有識者インタビューでの意見概要、次期総合基本計画の枠組み案についての資料等の提出を受けた後、議論を行った。

次に、第3回会議では、本懇話会報告書のイメージ等についての資料を基に議論を行い、最後に、第4回会議では、これまでの第3回までの議論を踏まえ、懇話会報告書案について検討を行った。

なお、本懇話会と並行して、庁内でも課長級職員による「次期基本計画検討会議」が開催され、神戸づくりの方向性についての検討が進められたほか、市政アドバイザーを中心とした市民による「神戸の将来を考えるワークショップ」が平成20年6月から継続して開催されており、本懇話会は、全4回に亘ってこれらの中間経過の報告を受け、参考としながら活発な議論を行った。

2 次期総合基本計画の意義・役割と体系

(1) 計画の意義・役割

次期基本計画は、2025年（平成37年）を目標年次とする「新・神戸市基本構想」を継承し、これを実現するための基本的な指針とすべきであるが、従来以上に、市民と行政の協働と参画によって神戸の将来像を実現していくことを明確にする役割を担うべきである。そのためにも、次期計画は、市民の暮らしを守り、市民生活の豊かさを向上させるための市民と行政によるまちづくりについて、市民と行政の役割を明確化し、互いに協力しながら活動する指針となる「協働計画」として策定することが望ましい。さらに計画策定にあたっては、多様な立場の市民が意見を交わし、その意見を集約していく必要がある。

(2) 計画の体系

① 基本計画

社会潮流の変化が著しいため、具体的な実行計画の計画期間は短い方が適切であるが、都市基盤整備、デザイン都市の推進、人づくりや地域づくりなどの面では、中長期的な視野に立った指針が必要になる。

この観点から、基本計画においては、「新・神戸市基本構想」の目標年次である2025年（平成37年）に向けた長期的な神戸づくりの方向性を示す指針（「神戸づくりの指針」）、その神戸づくりを戦略的に進めるための2015年度（平成27年度）を目標年次とする5年間の実行計画（「重点施策計画」）、さらにこの実行計画を支える行財政経営に関する計画（「行財政経営計画」）を一体的に策定することが望ましい。なお、「重点施策計画」は、選択と集中により、簡素で分かりやすい計画をめざすべきである。

このほか、委員からは「時代の動きの速さは想像を超えており、計画では3年間で具体的に何をすることを中心として考えるべきではないか。」「数十年といった長い期間を要するような取り組みについても、神戸の将来にとって必要不可欠なものであれば計画に盛り込んでいくべきである。」「基本計画では、神戸づくりのすべての取り組みを網羅する必要はなく、基本的な方向性や核となる取り組みを明らかにしながら、部門別計画と機能分担し、横断的に連携する形とすべきではないか。」「策定した計画を市民とともに実行していくためには、計画の内容を誰もが自らの事として身近に感じられるようなわかりやすさが必要である。」「計画において、明確で積極的な目標を持ち、前向きな姿勢でこれを実現するという意思を示していくべきである。」などの意見があった。

② 区別計画

各区の個性、地域特性を活かしながら、区民との協働により実現すべきまちづくりの目標を区民と共有するため、次期の区別計画を策定する必要がある。

この中では、区民と行政が互いの役割を尊重し、ともに課題解決に協力して取り組む関係を築くため、区民主体の取り組み、行政主体の取り組み、区民と行政の協働による取り組みを明確に示していくべきである。

なお、目標年次と計画期間は、2015年度（平成27年度）までの5年間とするが、2025年（平成37年）を目標とする長期的な区づくりの方向性も明らかにしていくことが望ましい。

このほか、「各々の個性を活かした創造的な区づくりを進めることが重要である。」「地域内の分権の試みとして、神戸市全域に係ることは全市計画が、その他は区別計画でカバーすることも考えてよいのではないか。」「区の連携や調整を含めて区の役割をより明確に区別計画の中で打ち出すべきである。」などの意見があった。

(3) 計画策定への市民参画

現行の「第4次神戸市基本計画」の策定においては、市民意見を十分に反映させるため、アンケート、市民各層との懇談会、全市作文募集等が実施された。また、「神戸2010ビジョン」の策定においては、平成15年度の「復興の総括・検証」におけるワークショップ、アンケート、インタビュー等の結果が活用されるとともに、市民各層との懇談会、小中学生・高校生からの作文募集、市民意見の募集（パブリックコメント）等が実施され、市民の参画を得て策定が行われた。

今後、市民生活や地域の抱える課題は一層多様化・複雑化することが考えられるが、これらに的確に対応していくためには、市民と行政の協働と参画を強く進める必要があり、次期基本計画の策定を通じて、市民と行政がそれぞれの使命や役割を深く自覚し、互いにこれらについての認識を共有することが求められる。

したがって、これまで以上に計画策定に市民の参画を得ていく必要があり、策定過程の当初から、多様かつ効果的な方法を用いて、幅広い市民の意見を集め、それを計画策定に反映させていくべきである。

このほか、「市民・行政とも、危機意識や緊迫感を持つ必要があり、将来についてデータを示して説明していく必要がある。」「放っておいたら社会はこうなるということを示し、そうならないために何をすべきかについて議論すべきである。」「2025年を考えると、小中学生などに計画策定に参画してもらおう工夫が必要である。」「懇話会委員自らが公の場で説明することなどにより、発言しない多数派（サイレントマジョリティ）の意見を引き出すべきではないか。」「市民を対象とする定期的な調査など、政策等の

効果を定量的に把握する工夫も必要である。」などの意見があった。

(4) 計画の推進

「神戸2010ビジョン」においては、計画の達成状況を検証・評価し、その結果を踏まえて改善に取り組むというPDCAサイクルによる進行管理が行われている。具体的には、外部の有識者からなる「神戸2010ビジョン検証委員会」の参画を得て、毎年度、施策の進捗状況を対象に検証・評価が実施され、その結果が予算編成や計画の更新に活用されている。

次期基本計画においても、PDCAサイクルによる進行管理を行い、計画自体についても社会潮流の変化も踏まえながら柔軟かつ機動的に更新していくべきである。特に、「重点施策計画」については、毎年度、「神戸2010ビジョン」と同様のPDCAサイクルによる進行管理を行うことが必要である。

また、計画の策定後や更新後に、計画内容について市民への周知に努めて、行政とともに市民が計画実現に向けてその役割を果たしていけるようにすることが重要である。また、このためにも、簡素で分かりやすくメッセージ性が高い計画の策定をめざすべきである。

3 今後の神戸づくりにおいて踏まえるべき社会潮流

今後の神戸づくりにおいては、大震災を経験した都市として安全・安心なまちづくりを基本理念とする必要がある。懇話会ではさらに計画策定にあたって留意すべき重要な社会潮流として多くの課題を議論したが、ここでは特に以下の4点を取り上げた。

(1) 少子・超高齢化の進行

近年、神戸市においても、少子・高齢化が進行するとともに、区ごとでも人口が減少し続けている区と増加し続けている区に分かれ、地域毎に年齢別人口比率や世帯類型等の状況が異なる多様な人口動態を示している。

また、団塊の世代が高齢期に入ろうとしているが、この世代が地域活動や経済活動などの面でどれだけ活躍できるか、また、女性の就業率が上昇するかどうか、都市や地域の活性化にとって鍵になると考えられる。

さらに、単身世帯の増加など家族規模が縮小することが予測されており、家庭や地域の機能の変化に対応するかが課題となっている。

(2) 社会経済のグローバル化の進展

社会経済のグローバル化が進み、国内外の都市間競争が激しさを増す中、国際的な魅力や競争力をもたない都市は、衰退の危機に瀕するという時代に入っている。こうした社会経済のグローバル化に対応するためには、空港、港湾、医療、観光などの拠点づくりなど、行政が中心となって受け持つべき領域もある。しかし、これからのグローバル化の下で地域をリードする担い手として期待されているのは企業であり、市民自身である。幸い、神戸市内には、いくつかのグローバル企業が成長しているが、これからはアジア太平洋地域の主要都市と連携しながら、企業と市民とも、その担い手になっていく必要がある。

(3) 地球環境問題の顕在化

気候温暖化による異常気象の増加、食料生産への悪影響等が危惧されており、その影響は、将来の世代まで及ぶものと予測されている。今後、環境面での市民や企業の活動のあり方が都市の成長に大きな影響を及ぼすと指摘されていることを考えると、温室効果ガス排出量の削減は未だ進んでおらず、市民一人あたりの家庭系ごみ量も政令指定都市で最も多い現状を抱える神戸市の課題は大きい。

(4) 地方分権化と行財政改革の推進

今後、道州制を含む地方分権が進展すると言われているが、現行では、国・地方間の税源配分が国に偏っているほか、大都市特有の財政需要に対応した都市税源が十分に配分されるとは考えにくい。こうした中で、行政需要の増加と税収の伸び悩みが進行すると、行政が現行どおりの役割を将来にわたって果たしていくことが難しくなると考えられ、これまでの行財政改革の取り組みをさらに加速することに加えて、国・県との税源配分の見直しを求めることがますます必要となってくる。

4 神戸づくりの基本的な方向性

本懇話会においては、現在の神戸市を取り巻く状況や社会潮流を踏まえた上で、今後の計画策定にあたって考慮すべき神戸づくりの基本的な方向性について議論を深めてきた。いずれの意見も知見に富む重要な指摘であったが、ここでは特に留意すべき点について、いくつかの観点にまとめて指摘しておく。なお、今後の神戸づくりにおいては、震災復興の経験を活かし、次世代に継承するとともに、国内外に発信していく視点を常に持つことを基本的な姿勢とすべきである。

(1) 人口に対する考え方

人口については、平成17年国勢調査結果において我が国全体で人口減少局面を迎えたことが明らかになっている。厚生労働省の人口動態調査でも出生数が死亡数を下回る自然減となったことが示されており、今後人口を長期的に維持することは困難なことが予想される。

神戸市においては、近年、社会増加（市外からの転入超過）を維持しているが、近い将来、この規模を上回る自然減少が起きることも予想される。このような状況では今後の都市基盤施設や行財政のあり方を考えるにあたって、長期的には人口減少も考慮していくことが現実的であると考えられる。

しかし一方で、都市活力の維持や都市間競争に打ち勝つため、産業振興による雇用の拡大やすべての人が住みやすいまちづくり、特に家族で住みたくなるまちづくりを進めることで、人口の社会増加につなげる努力も必要である。

なお、「人口増加そのものを目指して他都市からの受け皿となるのか、あるいは外国人を積極的に受け入れるのか。」という論点も委員からは示された。

(2) 神戸の独自性の発揮

神戸は、古くから転地療養の場として選ばれたように温暖な気候で知られており、海や山に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれた立地にある。また平安末期の大輪田泊に始まる天然の良港を持った上に、最近では、新幹線、神戸空港などとあわせ、陸・海・空の交通基盤が充実したまちとなった。それもあって従来、産業についても、港を利用した造船、鉄鋼などの重工業をはじめ、全国を代表する商社が活躍するなど、さまざまな特色ある発展を遂げてきた。

このように自然環境や外国人居留地など港町こうべの歴史、ファッション産業の展開などを経て、神戸のまちそのものは全国的に「おしゃれ」なイメージで認知されている。また、市民生活の面でも洗練された上質な生活文化が醸成されており、これらの強みを活かした新たな都市戦略である「デザイン都市・神戸」の取り組みも進められ、最近ではユネスコから「デザイン分野における創造都市ネットワーク」への加盟が認定された。

今後厳しい都市間競争の時代を迎え、神戸が魅力を発揮し続けるには、これまで培ってきた神戸の独自の魅力を活かすとともに、新しい魅力づくりや情報発信に絶えず挑み続ける姿勢が、市民、事業者、行政のそれぞれに求められる。特に、行政においては、こうした環境変化に対応できる産業政策を打ち出し、市民、事業者をリードしていくことが必要である。

新たなイノベーションを生み出す魅力ある創造都市として発展していくためには、3つのT（Technology 技術、Talent 才能、Tolerance 寛容性）が鍵であると近年言われている。グローバル化の進展を脅威ととらえるのではなく、むしろ国内はもちろん、世界から人材・資金を呼び込む好機と捉え、この3つのTを充実させ投資を誘引するような魅力づくりが望まれる。

なお、これに関連して、「地域での住民同士の絆と異質な人々を受け入れ共に生活するといった寛容性を高めることで、新たなイノベーションを生み出し、投資を呼び込み、神戸のまちの活性化に繋げていくべきである。」「神戸らしさの象徴である都心・ウォーターフロントにおいて、魅力的で活力のある都市空間の実現に着実に取り組んでいく必要がある。」などの意見があった。

(3) 文化・芸術の振興

神戸では、開港以来、外来文化を積極的に取り入れることによって開放的で自由な気風・風土を培ってきた。また、阪神・淡路大震災からの復興過程では、文化・芸術が人を勇気づけ励ますとともに、生命の尊さと人を思いやる気持ちといった共感意識が市民の心に芽生えた。さらに、文化・芸術は、その力で都

市のアイデンティティを高め、人と人との新たな交流を生み出し、まちのにぎわい、活性化につなげるなど、これからの神戸のまちづくりにとって、その果たす役割がますます重要なものとなってきている。

神戸は港町として、国内外のひと・もの・情報の交流拠点としての歴史を築いてきた。また、大きな変化に勇敢に向かい合った先人たちの旺盛な好奇心が時代を経て今の神戸のイメージを作り上げてきた。

神戸は、このような先人の知恵に学び、新しいことや未知のことに好奇心を持ち挑戦し続ける「今ある文化を大切に、新しい文化を生み出すまち」であり続ける必要がある。

こうした認識の下で、平成16年には、文化を活かしてこれからの神戸をどのように創っていくのかを市民とともに考え、市民とともに実現するための基本理念として「神戸文化創生都市宣言」が発せられている。

今後とも、文化創生都市の実現に向けて、市民の文化・芸術活動を盛り上げていくとともに、創造的人材の誘致、文化・芸術に関わる人材の把握とそのネットワーク化、文化・芸術と観光との連携の強化など、戦略的な取り組みを進めていくべきである。

(4) グローバル化と国際交流

世界経済は、90年代後半よりいわゆるグローバル化の渦中に入り、現在に至るまで各国経済の相互依存関係が強化されてきた。

神戸は幕末の開港以来外国人を受け入れてきた歴史があり、また多くの外資系企業が立地するなどの優位性はあるが、都市として核となる産業で人を呼び寄せるような強みを持ち、外国人にとっても生活しやすいまちづくりを進めることが重要である。また、観光分野においては、国は2010年の訪日外国人旅行者数1,000万人を目標とするビジットジャパンキャンペーンを実施しているが、神戸においても、魅力ある都市づくりを進めて、外国人観光客の誘致を強く進めていくべきである。

これと関連して、「産業界と連携して外国人留学生の雇用を積極的に進めるようにしてはどうか。」「団塊の世代が滞在したくなるような上質なまちづくりを目指すべきである。」「グローバル化の流れに対応するため、上海・仁川などのハブ空港と神戸空港を繋いでどうか。」といった意見や、「新神戸・三宮は神戸の玄関口として努力が足りないのではないか。」という指摘も示された。

(5) 知の集積と知識産業の育成

神戸医療産業都市構想は10年目を迎え、ポートアイランドへ133社の医療関連企業が進出（平成20年10月時点）するだけでなく、先端医療を中心とした日本を代表する科学的クラスターが形成されつつあり、平成17年時点で409億円の経済効果を生み出すなど順調に推移している。また世界最速の次世代スーパーコンピュータの整備や大学研究機関の進出など、新しい知識産業の集積も進みつつある。

知識経済（ナレッジエコノミー）とグローバル化がこれからのキーワードである、という意見があるように、今後も知の価値が高まっていくと考えられ、知的人材の育成や誘致などに繋げて都市の魅力向上に結び付けていく必要がある。また、世界中を駆け巡る「知識」を捉え、地域経済に組み込ませる仕組みを、産業界とも連携して作ることを検討すべきである。特に、他都市に比べ集積が進んでいる「医療・健康」の分野とそのための人材育成を行う「教育」をさらに伸ばしていく視点が重要であり、その成果を市民に還元するための「神戸アスリートタウン」や「健康を楽しむまちづくり」などの取り組みもさらに進めていくことが必要である。

一方で現状では、産学官の連携などでは神戸は例えば京都などに比べ弱い面もあり、集積している高等教育機関の強みをもっと活かす必要がある。そのためには、サテライトキャンパスを集め、社会人の専門知識の習得や技能の向上に向けた環境を整えるような取り組みも一層強化することが必要である。

(6) 低炭素社会の推進

二酸化炭素を始めとした温室効果ガスの削減は喫緊の地球的規模の課題となっている。神戸市においても「温室効果ガス削減目標達成のためのアクションプログラム」等の取り組みを行っているが、市民一人あたりの家庭系ごみの排出量が政令市で最も多いなど、取り組みが遅れている面もある。

神戸には低炭素社会づくりに貢献する産業、例えば鉄道車両や原子力発電プラントなどの高い技術力を持つ企業が立地している。この裾野を広げ、低炭素社会に対応したまちづくりを進めることで、ビジネス面やまちの格付けの観点からも優位性を発揮することができる。

新たに低炭素時代に対応した都市空間計画とそれに基づく土地利用マネジメントを推進する必要がある。また、食料では地産地消の一層の推進を進めるべきである。さらに、「住民が合意すれば環境配慮型建物の容積率を緩和するなど、モデル地区を導入してはどうか。」「低炭素な移手段を設け、都心やウォータースタートフロントに回遊性を持たせてはどうか。」などの意見があった。

低炭素社会への対応は、市民生活や経済活動に単に制約を課すものではなく、新しい都市づくりの大きなチャンスと捉え、市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいくべきである。

これに関連して、「地域のごみをバイオマス発電による地域分散型のエネルギー供給に活用するなど、『省エネ』から『創エネ』へ発想を変えることも考えてはどうか。」「六甲アイランド南などで太陽光発電に取り組んだらどうか。」「今後も引き続き、循環型社会の構築や人と自然の共生の推進に向けて、市民、地域、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしていく必要がある。」などの意見があった。

(7) 産業の再生

市民生活の基盤となる雇用の創出のためには、神戸経済の活性化が欠かせない。神戸市では、2万人の雇用創出に取り組むとともに、神戸経済の将来を見据えた「新産業の育成・企業誘致」と神戸経済を支えてきた「既存の中小企業の活性化」を2本柱とする産業振興施策が展開されてきた。前者については、ポートアイランド第2期、複合産業団地等での多様な業種の企業集積が進んできているほか、後者についても、「中小企業活性化プログラム」が平成19年に策定され、その実現に取り組まれているが、今後も、産業の再生が都市の生き残りを制するとの意識を持って、戦略的に取り組んでいくべきである。

さらに、神戸の特徴として、都市近郊農漁業が盛んであることが挙げられる。一方、食の安全・安心に関する消費者意識の高まりや、地球環境への対応から、今後一層地産地消を推進すべきであり、農業・商業・工業の食に関わる産業が連携して、加工品も含めた食料品について、都市型の生産・流通システムも考えていくべきである。

また、食料品に限らず、価格が安ければいいという消費者はそれほど多くなく、環境配慮や安全・安心を求める消費者も多い。このような価値観に伴い市場も変化しているが、都市近郊農業の強みを経営資源として上手に活かして対応していく必要もある。

このほか、「神戸の食料品を市民向けの地産地消に止まらず、メイド・イン・神戸のブランド化を図り外に向かって売り込んでいくべきである。」「高級な農産物を生産する農業、都市住民に癒しをもたらす農業、障害者などに生きがいを持たせる農業など、多様な農業が営まれるように、行政が取り組むべきである。」などの意見があった。

(8) 広域圏での神戸

世界での発展する都市圏で見れば、神戸は京阪神を含めた大阪・名古屋圏に属するものとされ、この地域の中で効果的な発信能力を持つ必要がある。関西3空港の連携のあり方についても議論が始まっているが、特に、イノベーションや産業の競争力の観点からは、神戸市単独の議論ではなく、他都市との連携や役割分担を進め、神戸の強みを活かし効果的な発信力向上を図るべきである。

現在、大阪湾周辺地域は、いわゆるパネルベイとして活況を呈しており、また医療分野でもバイオトライアングルなど、国内でも活況を呈している地域となっている。この隆盛を、神戸の発展にどうつなぐかが重要である。

また、梅田北ヤードや中之島の再開発による影響も勘案し、インフラ、住宅、都心のあり方を検討する必要がある。

このほか、「大都市圏を京阪神都市圏だけで見るのではなく、瀬戸内海や陸上交通で繋がる四国、中国、さらには九州を含めた西日本に向けてのゲートとしての役割を強化すべきではないか。」「グローバル化の中では、神戸とシンガポールや上海などとの連携を考えた視点が必要ではないか。」「災害時等の首都圏のバックアップ機能をどう担うか考えるべきである。」などの意見があった。

(9) 人と人のつながり(ソーシャルキャピタル)を活かした地域づくり

少子・超高齢化の進行に伴う家庭機能の低下や経済のグローバル化による競争の激化などにより、市民間では所得の格差や、地域ではいわゆるオールドニュータウンや限界集落の発生など、自律的活動が困難になる地域が増加することも予想される。さらに、超高齢化の進行に伴い、住まいや交通などに困窮する

高齢者や従来の相互扶助から溢れ出す人たちが増加することが考えられる。

これらの人々に対して、社会としてどのように支援を行うのが、今後の大きな課題となる。自律性のある地域とするためには、従来に増して総合的なコミュニティ施策を進めることが必要である。また、地域を担う人材の育成・確保という点からは、地域コミュニティと大学、高校、小中学校などの教育機関との連携を強めることが必要であり、これを行政としても支援すべきである。

このほか、「近時の研究によれば地域コミュニティへの参加度合いが、その人の生活満足度や健康にかなり影響する。」「地域が財産を持ち、管理運営する努力をサポートする仕組み、例えば市民が地域のために土地を寄付するような仕組みを考えるべきである。」「高齢者と若い世代が助け合う新しいタイプの共同住宅が考えられないか。」「市民一人ひとりが高齢期に備えて運動などの健康づくりに努めることが重要である。」などの意見があった。

(10) 支え合いのための新たな仕組みづくり

少子・超高齢化の進行、家庭機能の低下、所得格差の拡大、ストレス社会の広がり、就職氷河期の存在などにより、安定的な生活基盤の確保が困難であるため、介護を要したり、自立した生活が困難であるなど、社会的に孤立している市民が増加している。このような市民に対しては、自立支援やひきこもり対策も含めた多様なケアやサポートを充実していく必要がある。

このような制度の狭間にある問題や複合的な生活課題や社会的な孤立といった社会問題に対しては、すべての市民を社会の一員として統合していく手法（ソーシャル・インクルージョン）が有効である。具体的には、高齢者、障害者、児童等の対象者ごとの縦割りの仕組みから脱却し、地域コミュニティ、NPO、事業者などの幅広い主体の参画を得ながら、地域社会で問題発見から解決までを一元的に捉えて横断的に対応するシステムを構築することが望まれる。これにより、「地域で暮らし続ける豊かさや人とつながって生きる豊かさがあるまち（ケアリングソサエティ）」の形成を図るべきである。

このような取り組みにより、誰もが人を支え人に支えられ誇りを持って生活できるまち、すべての人の人権が尊重され、安心して暮らし続けられるまちをめざすべきである。

(11) 住民・事業者主体による地域の管理・運営システム（エリアマネジメント）の検討

少子・超高齢化の進行によって、地域活動を支える人材の確保が困難になるなど、活力のある地域とならない地域が混在していくことが危惧されている。また、大震災の経験を契機として安全・安心なまちづくりへの住民・事業者の関心が高まっているほか、美しいまちなみや地球環境問題に配慮したまちづくりへの意識が高まっている。

このような状況の下では、空間計画について開発（デベロップメント）から管理・運営（マネジメント）への転換が必要であり、地域での土地利用を規制することで秩序ある開発を進めるというこれまでのゾーニングの手法だけでは、細分化・多様化する新たな問題に対応することは困難となることが予想される。

そこで、地域の住民・事業者が自ら地域の生活や活動を守り、それを行政が支援するシステムをつくるべきであり、区より細かい地域単位での計画を地域主体で策定し実行するという地域の管理・運営システム（エリアマネジメント）の導入を検討する必要がある。

具体的な手法の例として、地域で策定した計画を市が認定して助成金を優先的に出し、地域間の競争を高めることや、アメリカにおける BID（地域振興組合）のように中心市街地の地域が権限を持ち自ら財源も調達する仕組みづくりについての提案があった。

このほか、「衰退が著しく環境改善が容易には望めない地域において、他地域への円滑な移転を支援する仕組みなども検討すべきである。」「区間の境界域での課題や区をまたがった課題もあり、区を越えた管理・運営という視点も必要となる。行政の側でも区同士の連携が確保できるような仕組みを構築することが必要ではないか。」などの意見があった。

(12) 個々人の能力の発揮

少子・超高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、都市の活力が失われるのではないかと、という懸念が生じている。

こうした中では、女性、高齢者、障害者などすべての人が持てる力を発揮し、支え合う「ユニバーサル社会」をこれまで以上に市民、事業者、行政が一体となって推進していく必要がある。

また、国においては、働き方や雇用形態を変え、家庭生活や地域生活を大切にワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進しているが、神戸においてもこのような取り組みを積極的に進めることが望まれる。

女性が能力を発揮し、就業のみならず社会活動へ参加することで、まちの活性化が図られる。さらに、神戸らしい文化の創造のためにも、女性の発想を活かしたまちづくりやサービスが今後必要になる。

また、高齢者の能力を発揮することがまちの活力に繋がるという発想の転換が必要である。特にコミュニティビジネスへの参加や若者との交流、高齢者が起業しやすい社会の構築などを図り、特に団塊の世代の動向には留意して社会の仕組みを整える必要がある。

障害者についても、芸術文化や研究開発分野で能力を発揮することで、まちの活力を維持・向上することができる。

特に、個人の生活できる経済力や社会との関わり方の維持の観点、あるいは生産年齢人口が減少していく状況を踏まえると、就業機会の充実などにおいてこれまで以上の工夫が必要ではないかと思われる。

(13) 人材の育成

社会規範や家庭機能の低下が子育ての分野でも影響を与えている。いじめや児童虐待など、子どもと親の問題が表面化してきている。また地域活動でも、高齢化に伴う担い手の不足や後継者問題など、学校教育と協働して取り組むべき家庭や地域の機能が低下している。

地域の発展にとって、次世代の育成がますます重要性を増しており、幼稚園、小中学校、高校と大学が連携し、また地域とも連携して教育を充実させるべきである。また、震災をきっかけに大学と地域の連携が強まっているが、地域での教育などにもっと大学とその人材を活用していくべきである。

特に近年、家庭の教育力が低下していると言われており、「地域社会の中で高齢者や熟年層の活用など、改めて家庭で子どもにルールを守らせる、社会は人と人の支え合いで成り立っていることを学ばせる、といった基本的な教育をするよう呼びかけていくべきではないか。」などの意見があった。

(14) 市民のさらなる参画

神戸市では震災を機に、市民と行政の協働と参画が進み、市民意識も高まり、平成16年度には「協働・参画3条例」（神戸市民の意見提出手続に関する条例、神戸市民による地域活動の推進に関する条例、神戸市行政評価条例）が施行された。

今後の多様な都市の課題を解決し、市民福祉の向上や都市の活性化を進めるためには、行政だけでなく、市民も自ら行わなければならないという使命（ミッション）を明らかにしていく必要がある。現在も、そのような使命を自覚して実践している市民もいるが、さらに一人でも多くの市民がその使命を実現するために何をすべきかということを自覚して努力することが必要になっているのではないか。

また、市民による地域での取り組みについて、成功事例を行政が顕彰し積極的にPRしていくことも重要である。これにより当事者に誇りと元気が生まれ、他の地域にも取り組みが広がることが期待できる。さらに、神戸では市民主導のまちづくりに先進的に取り組んでいることを他へ情報発信することで、神戸のまち全体のイメージアップにも繋がる。また、今後とも神戸づくりのあらゆる分野で市民と行政の協働と参画を進める必要があることを、市民と行政の双方が改めて認識していくべきである。

(15) 行政のあり方

少子・超高齢化の進展により、今後の財政状況は厳しさを増すことを考えると、行政と民間の役割や責任の分担を一層明確にすることが必要である。行政は、以前にも増して限られた資源を行政でしか果たせない分野に集中的に使う必要がある。その一方で、地域で解決できる課題については、コミュニティやNPOなどの力で、自ら解決できるよう、総合的な支援を行わなければならない。

また、時代の変化に対応した機動的で効率的な行政運営を行っていくためには、行政評価を有効に活用する仕組みの構築や縦割り行政の弊害の排除などに取り組む必要がある。

このほか、「高度成長期に整備した都市基盤施設が今後一斉に更新時期を迎えるため、戦略的に管理、更新や転用を行うという都市基盤施設管理システム（アセットマネジメント）を導入すべきである。」「比較対象とする都市（ベンチマーク）を設定して評価すべきである。」「神戸市民の福祉をまもる条例など他都市に先駆けて制定してきた条例を今日的な視点で見直して活用していくべきである。」などの意見

があった。

5 市民によるワークショップの結果の活用

市政アドバイザーを中心とした市民による「神戸の将来を考えるワークショップ」では、2025年の神戸に現れるかもしれない望ましくない結果とそれをもたらす因果関係を導き出し、その問題解決のために市民と行政が取り組むべきことについて意見を出し合い、特に有効と思われる取り組みとして、「行政が市政の無駄を無くす」、「市民と行政が対話を続け、市民意見が活かされている実感が持てるようにする」、「市民があいさつ・声かけをする」などを挙げている。

これらは、本報告書で「4 神戸づくりの基本的な方向性」としてまとめた「行政のあり方」、「市民のさらなる参画」、「人と人のつながり（ソーシャルキャピタル）を活かした地域づくり」などにつながる考え方である。

本報告書の内容とあわせてこのワークショップの結果を踏まえながら、庁内の課長級職員による「次期基本計画検討会議」等において、次期基本計画の策定についての議論を進めていくべきである。

6 本報告書の活用

前述のとおり、本報告書では計画の体系や期間など次期総合基本計画の枠組み、社会潮流を見据えた神戸づくりの基本的な方向性についての本懇話会での議論をとりまとめた。

市においては、本懇話会の議論を踏まえ、次期総合基本計画の策定方針を決定するとともに、その内容を積極的に市民に周知し、計画策定を推進する必要がある。

今後予定される総合基本計画審議会における基本計画案の策定にあたっては、市長が強力なリーダーシップを発揮し、本懇話会の議論を十分尊重されたうえで多様な市民参画を得て策定されることを期待する。

神戸の将来を考える市民ワークショップの結果報告

平成20年11月

神戸市企画調整局

【問い合わせ先：総合計画課 TEL 078-322-6687】

神戸市では、次期基本計画の策定に向けて、市民との協働と参画によるワークショップ（以下、WSと略す。）を開催し、「2025年の神戸に現れるかもしれない望ましくない結果」とそれをもたらす因果関係を導き出し、次いで、その因果関係の中で望ましくない結果をもたらす根本的な問題を抽出し、さらにその問題解決のために市民・事業者・行政が取り組むことについて、知恵や意見を出していただいた。なお、このような手順でWSを進めるにあたっては、制約理論*（TOC）の考え方を取り入れた。

このWSには、市政アドバイザーを中心に市民の方に継続して参加をいただき、連続で3回実施した。その間、WSの結果を整理するための中間WSを2回実施するとともに、因果関係を専門的な立場から補足するため、次期基本計画のあり方懇話会の委員や行政を含む関係者からご意見をいただいた。また、WSの開催にあたっては、（財）神戸都市問題研究所と共同で実施し、進行役を同志社大学 立木茂雄教授にお願いした。

以下、3回のWSの検討フロー（図1）や、WSによって得られた、①2025年に望ましくない結果をもたらす因果関係図（図2）と、②その問題解決のための各主体の取り組みについての提案（図3）を掲載する。なお、詳細については、次のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/06/013/wokshop/workshop.htm>



第1回 WS 投票場面



第3回 WS 投票場面

* 「制約理論とは」

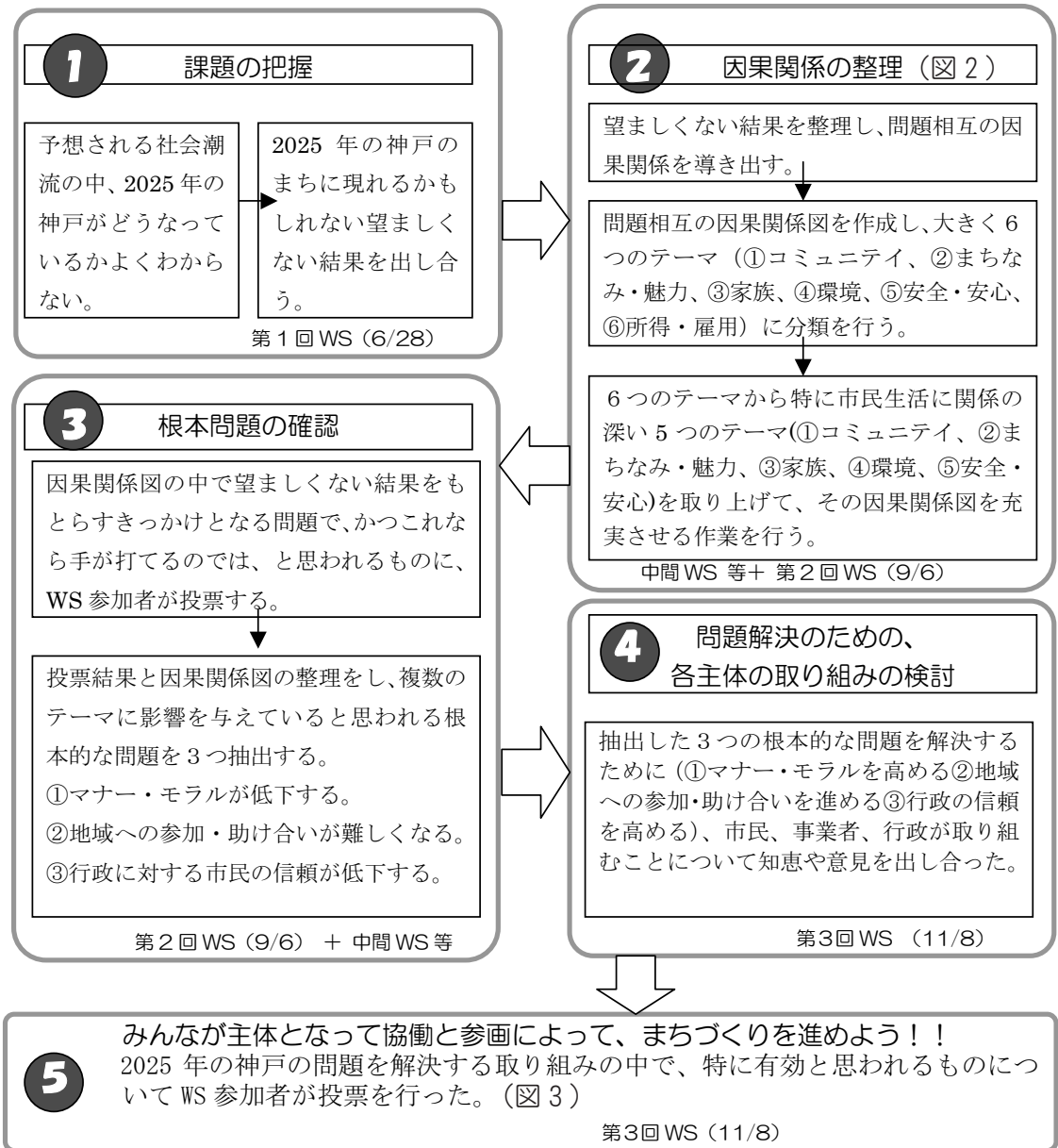
制約理論（TOC；Theory of Constraints）は、エリヤフ・ゴールドラットによって開発された、システム全体の効率化をはかるための手法である。その基本的な考え方は、システムの中で最も弱い部分を見つけ出し、それらを解消することが、システム全体のパフォーマンスを向上する鍵になるというものである。

<参考文献>

H. ウィリアム・デトマー（内山春幸・中井洋子 訳）『ゴールドラット博士の論理思考プロセス -TOCで最強の会社を創り出せ！-』同友館 2006

中野 明『エリヤフ・ゴールドラットの「制約理論」がわかる本』秀和システム 2006

図1 今回のワークショップの検討フロー



<参加者数>

第1回(6月28日)32名、第2回(9月6日)28名、第3回(11月8日)21名

図2 因果関係図

2025年 望ましくない結果

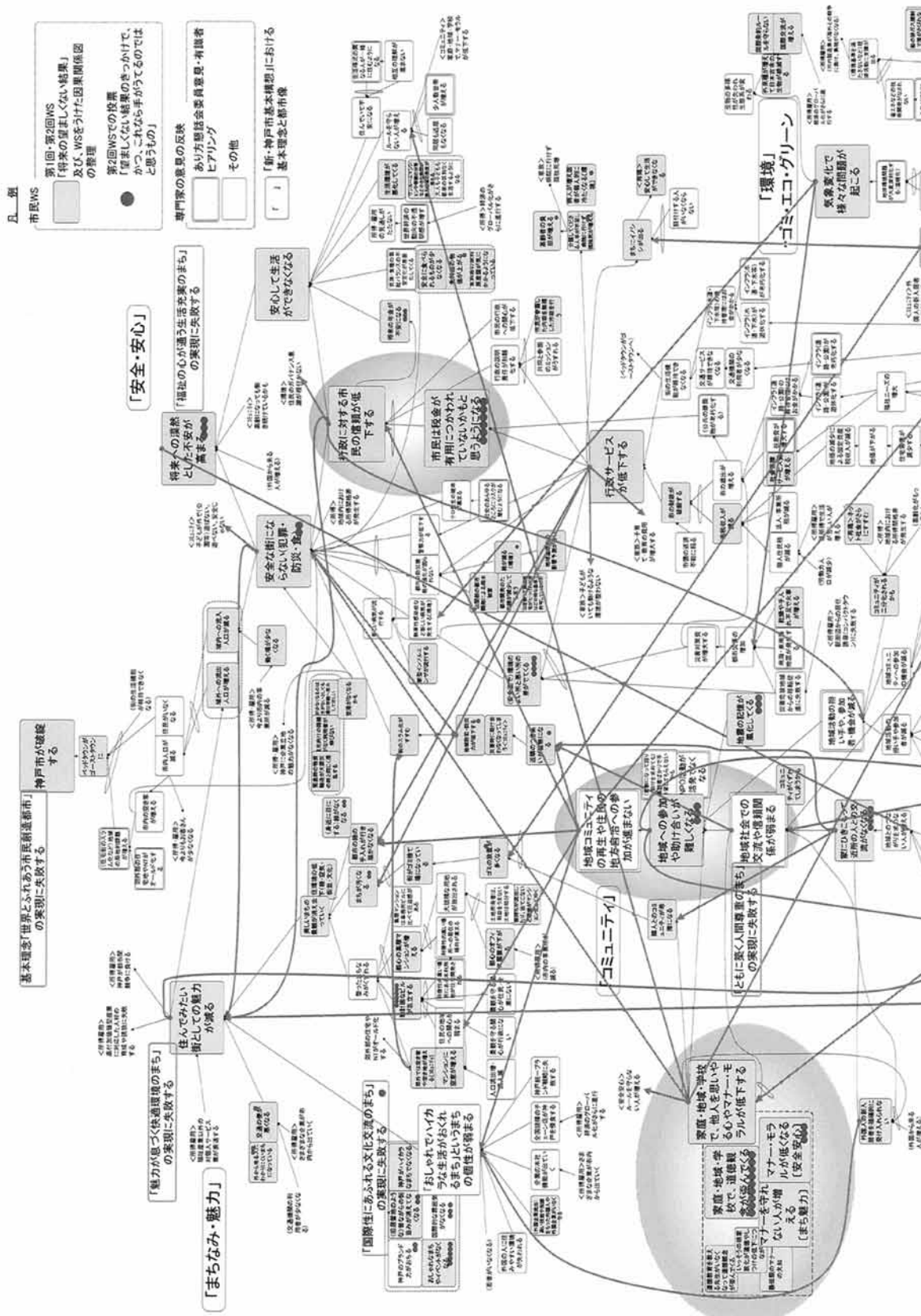




図3 問題解決のための各主体の取り組み

神戸の将来を考える 市民WS のまとめ **みんなが主体となって協働と参画によってまちづくりを進めよう!!**

<p>①マナー・モラルを高めるために</p> <p>あいつつ・声かけをする(10) 市民ひとりが率先して、簡単なマナーを実践する。(8) ルールを守る環境を整備し、規則や罰則を強化する。(4) 親と先生が信頼できる関係になる。(3) 学校でマナー・道徳教育を進める(2) 子育て支援策を充実させる(2) 市民の文化度をあげる(2) 地域でマナー・道徳教育を進める(1) 家庭でマナー・道徳教育を進める(0) 老若男女が地域でふれあい 関われる場や機会を作る(0)</p>	<p>②地域への参加・助け合いを進めるために</p> <p>市民が参加したくなるようなイベントを開催する(9) 市民と行政が話し合いの機会を多く持つ(7) 地元を離れなくても良いように地域完結性を高める(5) 市民が集える場を提供・確保する(4) 隣近所がなかくする(4) 交流を推進する(4) 市民としての自律性を大切にする(2) 地域組織の自律性を高める(0)</p>	<p>③行政の信頼を高めるために</p> <p>行政が市政のムダを無くす(13) 市民と行政が対話を続け、市民意見が活かされている実感が持てるようにする(12) 公平・公正に事業・事務を行う(3) 情報公開を進める(3) 誇りを持って職務を行う(3) 公共施設・施策を質・量ともに充実させる(1) 税金をあげない(1) 予算について情報公開を進める(1) 組織の内部統制を高める(1) 組織改革を継続する(0)</p>
--	---	--

(○)内が投票数。各参加者が5票ずつ持ち、①～③の各テーマへ一票ずつをその他2票は自由に投票を行った。) ↓

投票結果ベスト5と各主体の取り組みとの関係

市民の領域	協働と参画の領域	行政の領域
<p>3 あいつつ・声かけをする。 ●●●●●●●●●● 市民みんなが返事が無くても、あいつつするよう努力する。 自分から誰にでも朝のあいつつをする。 地域で声かけをする。 行政があいつつ運動をする。 など</p>	<p>2 市民と行政が対話を続け、市民意見が活かされている実感が持てるようにする。 ●●●●●●●●●● 行政が市民ともしっかりと対話する。 市民が行政に参加できる機会を増やす。 行政と市民で会合を開き、互いの考えを知って理解を深める。 など</p>	<p>1 行政が市政のムダを無くす。 ●●●●●●●●●● 行政が、年度末に集中する道路工事やサービスなどの中でムダな部分を無くす。 行政は常に民間実施の場合を意識する。 市が赤字の事業を止めていく。 など</p>
<p>5 市民一人ひとりが率先して簡単なマナーを実践する。 ●●●●●●●●●● 市民一人ひとりが道に落ちていたゴミを拾うようにする。 親がマナー・モラルを守る姿をこどもに見せて学ばせる。 市民の生活の中で公共マナーを地域に根付かせる。 など</p>	<p>4 市民が参加したくなるイベントを開催する。 ●●●●●●●●●● 市民がイベント(行政の行事や地域の祭りなど)を考えたり、参加をする。 行政が地域の祭りのお知らせなどの支援や参加を呼びかけるとともに、参加したくなるようなイベントを開催する。 市民と行政が地域でのイベント等で結束を固める。 など</p>	

神戸らしさをデザインする

—デザイン都市推進のための提言—（概要）

平成20年12月

平成19年度神戸市政策研究プロジェクトチーム

[問い合わせ先：勤神戸都市問題研究所 TEL 078-252-0984]

神戸市では、市職員の政策立案能力向上のため、中堅管理職員でプロジェクトチームを組織して調査研究を行う「政策研究プロジェクトチーム」制度を平成5年度に創設した。（阪神・淡路大震災での中断の後、平成12年度から再開。）本稿は、平成19年度チームの調査研究成果をとりまとめたものの概要である。

はじめに

平成17年度神戸市政策研究プロジェクトチームの報告書において、これまでの右肩上がりの人口増加や経済成長を前提とした都市戦略には限界があることから、人口の減少に代表される長期的な人口変動に適応するために検討すべき政策テーマとその課題解決に向けたいくつかの方向性が示された。

これを受けて、平成18年度同チームの報告書において、①空間、②社会、③経済・財政の3つのテーマに従い、「人口減少に打ち勝つ都市戦略」として、持続性と創造性、さらには国を超えた都市間競争の観点から、新たな都市運営の施策について提言がなされている。

機を一にして、神戸市は新たな都市戦略として「デザイン都市・神戸」を掲げ、デザインという視点で神戸の魅力を見つめなおし、磨きをかけることで、くらしの豊かさを創造するための中長期的な方針として、平成19年12月に『「デザイン都市・神戸」を推進するための基本的方針』を定めている。この「デザイン都市・神戸」という考え方はそれにかかわる部署においては一定浸透してきているようであるが、日々の施策の中ではまだまだ活かされていない様に思われる。それは「デザイン」という観念が言われだして間もないこともあり、職員一般の間においては漠然としたイメージでしかないからであろう。

そこで、われわれ平成19年度神戸市政策研究プロジェクトチームは、「デザイン都市」を研究テーマとしてとりあげることにした。この報告書においては、デザインという観点からの各種政策提言により新しい都市戦略を具体化していくとともに、「神戸らしさ」についての考察を深めることによってデザインという視点を都市戦略として一般化することをねらいとしている。上述の「基本的方針」においては、「まち」、「くらし」、「ものづくり」の3つの基本方針が掲げられているが、われわれもこれに習い、「空間」、「文化」、「ものづくり」の3つの分野を基本的な視点とした。そして、われわれはプロジェクトチームとして、よい意味で職制を超えた、あるいは職制に縛られない自由な発想に基づく提言を念頭に議論を進め、神戸市が進める新たな都市戦略「デザイン都市・神戸」の一助になることを目指している。

なお、各種提言の中には実現不可能と思えたり、突拍子のないものもあるかと思うが、「デザイン都市・神戸」が中長期的な戦略であることと、これらの提言が「デザイン都市・神戸」の実現に最も重要な要素である“人”の創造性豊かな心（デザインマインド）の発露でもあることからご理解いただきたい。

最後に、調査研究を通じてご指導・ご協力いただいた関係の方々にお礼を申し上げる。

第1章 「神戸らしさ」をデザインする

1. 「神戸らしさ」とは

「神戸らしさ」とはいったいなにか。『「デザイン都市・神戸」を推進するための基本的方針』において、「神戸らしさ」とは神戸のすばらしい資源や魅力である、「まちなみ」、「くらしの文化」、「ものづくりの技術」の3つであるとされている。

確かにウォーターフロントと六甲山系に囲まれた異人館や旧居留地の異国情緒あふれる「まちなみ」、開港以来の国際性やおしゃれとハイセンス、さらには震災復興の中で培われた住民同士の絆といった「くらしの文化」、ケミカルシューズや洋菓子に代表される「ものづくりの技術」は間違いなく「神戸らしい」神戸の魅力・財産である。しかしながらこれらのものを「神戸らしい」と認識するのはなぜであろうか。「神戸らしさ」とはなんであろうか。そこでまずは「神戸らしさ」を感じる主体について考えてみたいと思う。

2. だれにとっての「神戸らしさ」か

神戸は観光都市としての側面をもっているが、そのためによく言われるのがだれのための施策なのかということである。案内サインや歩行者空間にしても観光客のためのものなのか、市民のためのものなのかということによって、その形態や優先度が異なる。めざすべき「神戸らしさ」とはだれにとっての「神戸らしさ」なのであろうか。観光客から見た「神戸らしさ」と市民から見た「神戸らしさ」とは同じものなのであろうか。

神戸は「住んでみたいまち」「行ってみたいまち」といったランキングにおいて常に上位に位置している。こうした外部の人々にとっての「神戸らしさ」とは神戸に対して抱いているイメージ、神戸に対する憧れであろう。

一方、内部の人たち、市民にとっての「神戸らしさ」とは神戸に対する愛着と誇りである。神戸で生活しているという、そのことに対して誇りを抱いている。同時に外部の人たちが神戸に憧れを抱いているということについても誇りを抱いている。北野地区や旧居留地等において古くからまちづくり協議会が中心となって景観等を守る活動を続けられているが、これは自分たちが自分たちの生活する地区に愛着をもっていることと同時に、自分たちのまちが誇りであるからである。神戸を訪れた人たちの抱いていた「神戸らしさ」、神戸に対する憧れと期待を裏切ることがよしとしない。むしろその憧れと期待を上回るもので応えたいと考えている。

このように市民にとっての「神戸らしさ」と観光客にとっての「神戸らしさ」は相反するものではなく、相乗的に高めあえるものではないだろうか。観光客は「人の魅力」に引きつけられる。生活していることから発せられる誇り、その集積がそのまちの魅力である。そこに生活している者が誇れないまちに魅力が感じられるはずがない。「神戸らしさ」とは、神戸が神戸らしくあるための魅力である。あるモノなり風景なり生活様式なりを「神戸らしい」と感じるのは紛れもなく人であり、それらを創造、構成するのも人である。

「神戸らしさ」をデザインするというにあたって、作り手と受け手は時に行政と市民との関係であったり、生活者と観光客であったり、生産者と消費者、はたまた市民と市民の関係ともなりうるが、神戸がより「神戸らしく」心の豊かさを創造していくということにおいて神戸の作り手と受け手が、時にはお互いが担い手になりながら思いを共有することができるのではないだろうか。

3. これまでや今ある「神戸らしさ」とこれからの「神戸らしさ」

では、デザインされるべき「神戸らしさ」とはどのようなものがあるのであろうか。一つはこれまでや今ある「神戸らしさ」である。海と山、異人館、旧居留地、長田・兵庫の下町風情、北・西の田園風景等々は貴重な神戸の資源である。これらの資源を活用していくことや「神戸らしさ」を守り、育てることは、当然のことながら必要なことである。また、地域の資源の中で我々が使い切れていない様々なものを再認識し活用していくことも重要な課題である。

もう一つはこれからの「神戸らしさ」を創り出していくことである。神戸空港や医療産業都市、スーパーコンピューターや都心の回遊性など、最近創り出されたもの、もしくはこれから創り出されるものである。これらを「神戸らしさ」まで高めていくことが必要である。

これまでや今ある「神戸らしさ」を活かしていくということ、これは神戸に対する愛着を育てるということであろう。これからの「神戸らしさ」を創り出していくということ、これは神戸の表情を豊かにするというところであろう。この二つの「らしさ」を高めることが神戸の魅力を高めることであり、過去と現在と未来の神戸、そして市民と市外の人、それぞれをつなぐ活力を創造することになる。

これからの神戸の都市戦略において施策選択の基準は「神戸らしい」かどうかであり、神戸が「神戸らしく」あることによって、また、新たな「神戸らしい」魅力を生み出すことによって、「デザイン都市・神戸」を創り上げていくのであろう。

4. 「らしさ」についての調査・研究

以上のことを踏まえ、われわれは、「らしさ」で評価されている都市について調査・研究を進めてきた。これまでや今ある「らしさ」を活かした取り組み、「らしさ」を保存・活用することによって評価されている都市、新たに「らしさ」を創り出したとりのくみ、「らしさ」を創造することによって評価されている都市、これら二つの分類にしたがって調査・研究を実施してきた。調査・研究の対象となった都市については海外の大都市からこれまでになもなかったような地域まで幅広いものとなっているが、共通しているのは「らしさ」で評価されているということである。

第2章以下においてはこれら「らしさ」で評価されている各都市の成功事例や現状について、「空間」、「文化」、「ものづくり」の3つ視点から検証することによって、神戸がより「神戸らしく」あるための、つまりは観光客にとっての神戸への憧れと市民にとっての神戸に対する愛着と誇りを高めるための施策について、「神戸らしさ」をデザインするという観点から各種提言を行う。さらに、世界のクリエイティブ・シティとの更なるネットワークづくり策についても提言を行う。

第2章 空間の視点からの先進事例調査と「神戸らしさ」への提言

1. 歴史的建築物を生かした空間づくり

(1) 神戸における歴史的建築物の状況と課題

神戸には、開港以来、外来文化を積極的に取り入れて日本の文化とうまく融合させることにより、神戸ならではのデザインを創造してきた。その中でも、神戸市内に多数残されている近代洋風建築は、日本の近代建築史を物語る貴重な文化財であるとともに、今では、神戸のアイデンティティーの象徴となっている。残念ながら戦災や震災の被害で失われた建築物も多数あるが、現在でも、旧居留地における洋風建築、新港地区における官庁建築や倉庫群、北野町及びその周辺における異人館、住吉・魚崎・御影・六甲・熊内・須磨・塩屋などにおける邸宅など多数の近代洋風建築が動態保存され、現在のニーズに合わせて活用されている。

その一方で、歴史的な建築物を取り巻く状況は、その建築物の持つ文化的側面の大きさにもかかわらず、耐震性や機能性、維持管理費用など経済的側面を重視するがあまり、取り壊される事例が後を絶たない状況である。しかしながら、こういった歴史的な建築物は、「デザイン都市・神戸」にとって貴重な財産であり、これをいかに有効活用していくかが、重要な課題となっている。

(2) 研究テーマ

現在、歴史的建築物の保存活用を促進していく仕組みとして、文化財保護制度があげられるが、手厚い保護が受けられるのは、重要文化財及び重要伝統的建造物群保存地区に指定された建造物であり、大多数を占めるこれら以外の歴史的建築物を「デザイン都市・神戸」の資源として有効に保存活用していくための仕組みが構築されていないのではないかと考える。

そこで、歴史的建築物の積極的な保存活用を行っているイタリア、ブリスベン市、ニューヨーク市の海外事例や京都市における先進事例を参考にしながら、その仕組みづくりを検討する。

(3) 先進都市の事例研究

① 歴史的建造物を活かしたイタリアの都市再生

a 歴史的都心部の空洞化

1960年代のイタリアの歴史的都心部は、数世紀前に建てられた組積造建造物で被われていた。住宅の老朽化が顕著で、中産階級は郊外に住み替え、都心に低所得者が増加し、都心の空洞化と経済的停滞が起こった。また、都心の第3次産業化がおき、都心の空洞化にはさらに拍車がかかった。こうした都市衰退の中で、都心における住宅の確保は都市計画行政の重要な課題であった。

b 歴史的建造物の現状変更への厳しい規制がもたらしたもの

1970年代、ローマでは、銀行、保険、証券会社の大規模オフィス、ホテルなどが都心に立地するために、歴史的建造物の改造工事が民間資本によって大規模に進められ、都心の空洞化はますます進行していった。その結果として、都市計画法が改正され、歴史的都心部の建造物の現状変更への厳しい規制と、建物用途変更を禁止する仕組みが整えられた。

ところが、修復工事の内容は、都心の歴史的景観保全への観点から、建物の価値を上げることのできる、住宅用途を存続させるタイプの工事が多かった。そのため、必然的に住宅価格を大幅に引き上げる結果となり、もともと住んでいた低所得者が半強制的に追い出され、高価格・高家賃を負担できる居住者と入れ替わった。その結果、都心から生活に付随する小売商業活動を急速に駆逐することになった。つまり、この仕組みにより、イタリアの歴史的環境はよく保存されてきたが、庶民の生活空間は都心から姿を消し、住民のほとんどは比較的高所得者となり、庶民の生活空間を守るという当初の目的を達成できなかった。

このように、厳しい規制にも関わらず、歴史的都心部での民間建築投資は急速に増加し、一方で、この民間修復事業は、都心人口を回復傾向に転じさせるという都心への回帰を招いた。また、持家率もイタリア全体で1961年の35%が86年には65%に上昇し、平均床面積も1971年の75.1㎡から1981年の85.4㎡へと拡大し、居住水準の向上という結果をもたらした。つまり、住宅需要が量から質へ転換し、新たな住宅市場が形成されたのである。

c ジェントリフィケーション

1960年代末から70年代にかけて、不動産投機は、都心の老朽建造物の修復再生により生じる利益に向けられ、修復により歴史的建造物の潜在的価値を顕在化し、改造により高級な住宅として、あるいは付加価値の高いオフィスとして再資本化することが投機の対象となり、70年代を境に都心への資本回帰が始まった。このような、資本と人口の都心回帰による居住階層の上方変動を一般的にジェントリフィケーションと呼ぶ。

イタリアのジェントリフィケーションの大きな特徴は、大規模再開発による手法ではなく、歴史的都心部の保存により、都心再開発とほぼ同じ経済効果を発揮しているという点である。しかし、このジェントリフィケーションには、都心のコミュニティや伝統産業が失われることにもつながるといったマイナスの側面もあることを注意しなければならない。

d イタリアン・ジェントリフィケーション

歴史的都心部の現状維持によって、結果的に都心の容積率が抑えられ、狭いオフィスに少ない人数で高い利益率を上げるデザイン関連のベンチャー企業都心に立地することとなった。こうして歴史的都心部は、その文化的・芸術的価値をより高度に活用し、そこに新たな価値を産み出さる業種によって適切に評価されることになった。高級で機能的であっても、現代のオフィスビルでは得られない価値が都心の歴史的建造物にあることが、誰もが認めざるを得ない不動産評価、市場価値として顕在化した。1970年代の庶民生活の中に歴史文化性を確保しようとする保存の精神は、こうして普遍化した。この点が、イタリアの歴史的都市保存の最も重要な特徴であり、イタリアン・ジェントリフィケーションと呼ばれている。

② 遺産とともに生きるブリスベン市の取り組み

a 都市の選定理由

ブリスベン市には、遺産の所有者が改修を行う際には一定の補助金を交付する仕組み（ヘリテージインセンティブスキーム Heritage Incentive Scheme）がある。このような、歴史的建造物を残しながらサブトロピカルデザインシティを目指すブリスベン市の仕組みを神戸に应用するため、調査対象とした。

b 都市の概要

同市は、シドニー、メルボルンに次ぐオーストラリア第3の都市で、人口規模は神戸とほぼ同様であり、しかも神戸市の姉妹都市である。

亜熱帯に位置し、地理学上の気候分類は温暖湿潤気候。その温暖な気候から、最近では、冬の気候の厳しい南部のシドニーやメルボルンからの移住も多く、オーストラリアで人口増加がもっとも著しい。街の中心をブリスベン川が流れ、公園や街路樹などの緑も多く、市街地には、19世紀に建てられた歴史的建造物と近代的な建物が混在し、新旧の趣がバランス良く醸し出されている。

c ヘリテージインセンティブスキーム (Heritage Incentive Scheme)

ヘリテージインセンティブスキームによる補助金の申請から交付までの手続きは、次のとおりである。

まず、資産所有者は、市のヘリテージユニット補助金申請書類に見積書等の必要書類を添付しヘリテージユニットに提出する。

その後、ヘリテージユニットの専門職員によって予備審査、ヘリテージ諮問委員会による審査を経て、市議会の最終決定を受けて補助金の交付が決定する。

改修工事終了後、資産所有者から領収書原本を添付した報告書の提出、市の専門建築家による実地調査、書類の適合性等の審査を経たうえで補助金が交付されることになる。

制度そのものの名前にはインセンティブという名がついているが、インセンティブ（誘導策、支援策）ではなく、むしろ強力なレギュレーション（規制）の制度である。また、現在では建築物に限らず、市内のランドマークとなるような大きな樹木などの自然物もヘリテージに指定される場合がある。

d 評価（先進性を担保する要素）

そのまちの「らしさ」を維持するため、歴史的建造物の保存は、非常に有効な手法である。しかし、行政だけではなく、資産所有者である市民の理解・協力を得て協働で取り組まなければならない。

確かに、この制度によって、まちの「らしさ」は守られるが、基本的には所有者が改修費用を負担しなければならない。そのため、資力のない一般市民の個人住宅は、改修されないまま放置されている例も市内で多数見受けられ、まちの美観にも悪影響を与えている。

保存のために規制をかけ、代償措置としての補助金という仕組みは、本市でも十分検討に値する。しかし、ブリスベン市の「絶対的な除却禁止」は弊害を生む可能性がある。そのため、次に述べるニューヨーク市のハードシップ条項など、権利制限に対しての一定の安全弁の仕組みをあわせて作ることが必要である。

③ ニューヨーク市における歴史的環境保全条例に学ぶ

1956年に歴史的環境保全目的のニューヨーク州授権法であるバード法が制定された際、ペンシルヴェニア駅が多く市民の反対運動にもかかわらず解体された。このことにより、何らかの保全条例がない限り歴史的建築物の取り壊しが続くという危機感が一般市民に共有されるようになり、1965年4月に同法を根拠にした歴史的環境保全条例が制定された。

a 目的

歴史的建築物を美術品のように保存するのではなく、動態保存することを目的としている。

b 対象

- 単体の歴史的建築物：30年以上経過した建物、不動産等。(1,027件：1999年10月現在)
- ヒストリック・ディストリクト：歴史的・美観的に優れた「特別な性格」を持ち、市の歴史の一つもしくはいくつかの時代を表現する、建築物・構造物からなっている地区。
(地区数75、建築物数20,386：1999年10月現在)
- 歴史的の内装：30年以上を経過した、慣習上、一般市民が入ることができる空間。
(102件：1999年10月現在)
- 歴史的景観：市が所有している特徴ある景観（9件：1999年10月現在）

c 指定のための歴史的環境保全委員会

11人の委員と職員から成る、市の行政機関である。委員のうち、少なくとも3人の建築家、1人の歴史家、1人の都市計画家もしくはランドスケープデザイナー、1人の不動産専門家を含まなければならない。

また、5つの区（マンハッタン、ブルックリン、クイーンズ、ブロンクス、スタッテン・アイランド）各々からの住民を少なくとも1人ずつ含まなければならない。

委員の任期は3年で、市議会の推薦等をうけて市長が任命し、市議会の同意により決定される。職員（建築家、建築史家、修復家、都市計画家、考古学者、法律家等さまざまな専門家を含む）は、実務を行う。

d 指定のプロセス

①市民や保全委員会の職員による推薦を受けて、保全委員会職員レベルで初歩的な調査を開始する。その後、指定小委員会によって検討・審議され、会全体に調査報告を行う。②指定プロセスの可否を決める投票で指定可能となれば、公聴会の日程が調整される。③保全委員会は、これを都市計画委員会や関連する機関等に通知するとともに、一般市民向けに広報を行う。④公聴会では、誰でも申請を行えば発言できる。⑤公聴会后、地区の建築的・歴史的・文化的特徴を詳解する指定報告書を作成する。⑥一般市民でも発言できる公開審査の場で過半数の委員の賛成で指定となる。なお、最終投票まで、市の建築局は、関連する建築物の改変等について、原則として建築許可を出すことはできない。⑦市議会は保全委員会から通知を受けてから120日以内に、指定の判断を多数決で決定する。市議会の決定を、市長は拒否できるが市議会の3分の2の投票によって覆される。

e 指定建築物の改変等に伴う手続き

単体の歴史的建築物もしくはヒストリック・ディストリクト内の全建築物の、大規模な改変、修復、再建、取り壊し、新築は通常の維持修繕を除き保全委員会による公開デザイン審査での許可が必要である。

f ハードシップ条項

指定により、改変・建て替え等が制限され、所有者の過度の経済的負担になってしまうという違憲判断を避けるため、ハードシップ条項が設けられている。これにより、課税対象不動産の所有者は、合理的な見返り、少なくとも土地建物評価額の6%プラス建築物の減価償却費の2%を得ていない場合は、税金の軽減、不動産の売却等の措置の救済案の中から選ぶか、保全委員会が元の計画提案を受け入れるかということになる。非課税不動産の場合は、保全委員会は11か月の期間で同建築物を維持する意志のある買い手を探す。もし見つからない場合には、市が買い取るか、同建築物の解体あるいは改変許可が出される。

④ 京都における京町家証券化への挑戦

a 京町家の現状

京町家とは、京都の市街地に第二次世界大戦以前に建てられた木造住宅である。現在のストック状況は、明治後期に市街化していた元学区を調査対象として、1995年から1998年にかけて調査を行った結果、27,648軒であり、全宅地数の約45%、敷地面積の割合でも32%を占めている。

b 京町家の保存・再生の取り組みと京町家ブーム

京町家の保存・再生は、1996年に「京都市住宅マスタープラン」で採り上げられて以来、2000年に「京町家再生プラン」を策定するなど10年以上議論されている。この中の取り組みとして、「京町家まちづくりファンド」が2005年9月に財団法人京都市景観・まちづくりセンターにより設立された。2006年には京町家改修助成モデル事業を実施し、7件の町家を改修した。また、京町家の保存・再生に取り組んでいる市民活動ネットワークとしては「京町家ネット」（「京町家再生研究会」、「京町家作事組」、「京町家友の会」、「京町家情報センター」の4組織で構成。）がある。

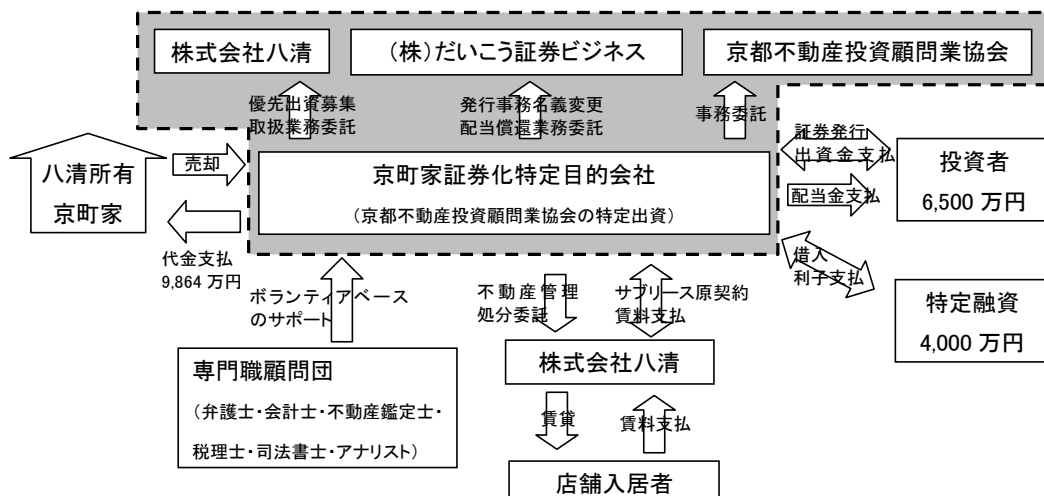
一方で京町家の、新築にはない魅力により相当な高値で買い取られるブームが続いている。これにより、商業目的以外では借りることが出来ないほど賃貸料が高騰している。この結果、景観は守られるが、本来の生活の場という文化的な側面が失われることが懸念されている。

こういった状況を背景に、京都府内の不動産会社7社が有限責任中間法人京都不動産投資顧問業協会を設立し、2003年6月に不動産証券化のノウハウを獲得するため、単身用アパート8室の証券化を実施した。概要は、木造二階建て全8室の単身用アパートを特定目的会社が4,800万円で買い取り。一口10万円の優先出資証券により5,000万円を回収した（大部分が縁故販売）。リスク回避のため、オリジネーター（原所有者）に一棟月28万円でサブリースし、コスト面では、アレンジャー費用や専門職の費用の節減、アレンジャーやオリジネーターが勉強等に要した経費を吸収するなどの対応も行った。

c 京町家証券化事業実施のきっかけ

京町家の証券化に関する国土交通省による調査において、モデル的に検討が行われ、①一般的な証券化の枠組みを前提にすると、組み入れ物件数が少ない段階では証券化コストが高くなり、プロジェクトIRR^{*}は非常に低くなることから本来であれば証券化は不可能であるが、※プロジェクトIRRとは財務活動から発生するすべてのキャッシュフロー（株式払込み、配当金支払い、銀行借入、元金返済を除く）の、投下された総資金量に対する利回りをあらわす指標。②京町家の歴史的な意義や住民の地域貢献意欲をうまく活かし、篤志的資金が調達できれば、証券化は可能である、という結果が出された。その後、上記の地元4団体が「京町家証券化実施に向けての研究会」を結成し、京町家証券化事業への挑戦が始まった。

d 京町家証券化事業の実施



注) 公募した第一優先出資証券の配当率は5% (通常のREITは5~6%)

(4) 歴史的建造物の保存活用を促進するための仕組みづくりのための提言

提言1：歴史的建造物の保存による都心のジェントリフィケーションに関する研究

1. 「デザイン都市・神戸」らしい歴史的建造物の動態保存

イタリアの事例で特筆すべきことは、従来のスクラップアンドビルド型の都市の再開発ではなく、歴史的建築物の用途変更に対する規制が、結果として、都心の付加価値を高め、ジェントリフィケーションを巻き起こし、ひいては、付加価値を生み出すデザイン関連産業の集積を実現した事である。このような視点から、今後、文化財保護制度の網にかからない歴史的建築物について、守るべき建造物の選定や、それを守っていくための支援策の検討を通じて、「デザイン都市・神戸」らしい歴史的建築物の動態保存を検討していくことを提案する。

2. 住宅の質の向上によるジェントリフィケーションに関する研究

イタリアの事例では、歴史的建築物の用途変更への規制の結果、限られた都心部の建築ストック価値が上がり、その結果として、質の高い住宅の分譲化を促進し、居住水準が向上し、住生活が豊かになった。そのことが、デザイン産業の集積の一助になったのではないかと考えられる。こういったことを踏まえ、「デザイン都市・神戸」に寄与するための豊かな住生活を実現するための積極的な政策を検討していくことを提案する。ただ、この結果として低額所得者を追い出し、既存コミュニティの崩壊につながったという影の部分には十分配慮する必要があると思われる。しかし、この点については、住宅の質を向上させることによる税収増をもって、福祉政策に分配していくという所得の再配分を行っていくことでバランスを図ることも一方策ではないかと考えている。

提言2：神戸市建築文化をまもり育てる条例の整備

ニューヨークの事例では、歴史的建築物の動態保存を進めるために、守るべき対象の明確な選定基準と選定プロセス、それに対する所有者の責務、さらには、経済的損失をカバーする条項といったように「デザイン都市・神戸」らしい歴史的建築物の動態保存のための規制誘導に対して参考になる点が多に多い。

こういったことを踏まえ、「デザイン都市・神戸」をめざした取り組みの重要な要素である歴史的建築物の動態保存を積極的に行うため、神戸の歴史的建築物保存の意義、目的、各主体の責務、守るべき対象の選定基準、選定プロセス、経済的損失をカバーするための条項を盛り込んだ神戸市建築文化をまもり育てる条例の制定に向けて検討することを提案する。

提言3：歴史的建造物を保存活用するための資金調達の仕組みづくり

1. 不動産証券化的手法による歴史的建造物の保存活用

神戸の歴史的建築物を保存活用していくための資金調達の手法として、不動産証券化を研究・実践することを提案する。現在、歴史的建築物の証券化としては、京町家の証券化事業が代表的な事例としてあげられるが、建物が小規模であることから、総資金に占めるアレンジャー等の費用割合が高くなり、採算が取れないといったこと、そして、投資家というよりもむしろ篤志家に頼らざるをえないという状況であり、実際の不動産証券化市場になじむかどうかは極めて不透明である。一方、神戸の歴史的建築物に置き換えてみると、京町家よりも規模が大きく、総資金に占めるアレンジャー等の費用割合を低く抑えることができ十分採算ベースに乗ってくるのではないかと考えられる。また、京町家ほど知名度はないが、神戸の歴史的建築物の文化的価値は非常に高いものであり、篤志家を募ることも可能ではないだろうか。こういったことを踏まえ、神戸の歴史的建築物のオーナー、金融機関、不動産会社、専門家などからなる研究会を立ち上げ、不動産証券化的手法により資金を調達し、神戸の歴史的建築物を保存活用していくための一つの手法として研究することを提案する。

2. 歴史的建築物の維持保全を支援するための基金の創設

京都市では、京町家の維持保全や、改修のための資金を助成する仕組みも構築している。具体的には、京町家再生ファンドという基金を創設し、その基金の運用益を利用して、京町家の維持保全や改修費用の一部を助成するというものである。神戸においても歴史的建築物の維持保全や改修にも応用するための、ファンドを創設するべきである。

3. 歴史的建築物の動態保存のための各種規制の緩和方策の検討

歴史的建築物を取得するためのインシヤルコストは、買い取り費用はもちろんのこと、法適合のための改修工事も非常に大きなウェイトを占めており、これを解消することで、結果として歴史的建造物に関する取得費用の軽減につながると考えられる。現在の建築基準法では、文化財保護法や市の条例で指定を受けた建築物に関する各種規制の適用除外の規定が設けられていることから、例えば、これをうまく適用していくことも方策の一つになると考えられる。これらのことを踏まえ、提言2で述べた神戸市建築文化をまもり育てる条例とのリンクを図っていくことも含めて、各種規制の緩和方策を検討していくことを提案する。その際、やみくもに緩和するのではなく、建物の安全安心の観点をしっかり、視野に入れておくということはいまでもない。

2. 眺望景観を活かした空間づくり

(1) 研究テーマ

神戸をはじめとして、日本の都市における景観保全施策は、各自治体が独自に作成する条例・要綱・ガイドライン等の自主規制によって進められてきた。主に歴史的建造物を有する地区や、風光明媚な地区など特定区域を保全対象とし、区域内における一定の行為規制や届出の義務を課すことによって景観の保全が図られてきた。

しかしながら、全国各地で利便性・経済性を優先する都市開発が進められる中、保全対象区域周辺の不調な中高層建築物の増加等によって、地区の景観が損なわれたり、眺めが阻害されるなどの問題が発生し、法的根拠に乏しい自主規制では対応できない課題が生じてきた。また「良好な景観を享受する権利＝景観権」を争点に市民が訴訟を起こすなど、景観への関心や意識が高まってきた。

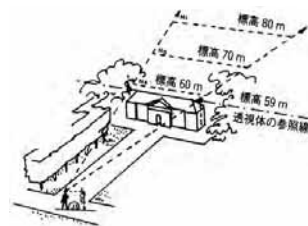
2004年の「景観法」制定によって、自主規制への法的な後ろ盾ができたことが契機となり、多くの自治体が、これまでの施策の見直しも含め、景観施策に積極的に取り組み始めている。2008年9月時点で360団体が景観行政団体となり、そのうち125団体が、景観に関するまちづくり計画の基本となる「景観計画」を策定している。神戸市においては、2006年2月に景観計画が策定された。

本項では、空間の視点における神戸らしさ、神戸らしい景観を考える中で、新たな景観施策のひとつとして全国的にも注目されつつあり、近年神戸市においても取り組みが始まっている「眺望景観」を取り上げ、先進事例の調査を通して、人が積極的に「見る、眺める」という行為を通して感じる神戸らしさ、「神戸らしい眺望景観」を生かした空間づくりについて、長期的な視点から提言を行っていききたい。

(2) 先進都市の事例研究

① パリの眺望景観を守るフュゾー規制

フランスの眺望景観保全施策の一つであるフュゾー規制は、人間の視野を示すフュゾー（fuseaux：紡錘体）内にある建築物等に規制をかけることにより、視点場から実際に見える眺望景観をコントロールすることを目的としている。パリ市内においては、シャンゼリゼ通りから凱旋門への眺望など45箇所にもフュゾー規制が適用されている。



フュゾー規制は眺望の特性により、アイストップの後方に建つ建物等を規制し眺望を保全する「パースペクティブ型」、見上げる、または見下ろすパノラマ眺望を保全する「パノラマ型」、道路の両側の建物群の間にアイストップを見通す眺望を保全する「切り通し型」の3つに分類される。

フュゾー規制の考え方は、京都市や金沢市、東京都をはじめ、多くの日本の眺望景観施策において参考にされている。

② 京都市の眺望景観創生条例に学ぶ

京都市では、2007年9月に「新景観政策」を策定し、これまでの景観政策の抜本的見直しを行っている。政策は、「建物の高さ」「建物等のデザイン」「眺望景観や借景」「屋外広告物」「歴史的な町並み」の5つの柱及び「支援制度」を内容とし、また、全国で初めて眺望景観に関する総合的な仕組みを持った「京都市眺望景観創生条例」が制定された。

条例は、貴重な公共財産である京都の優れた眺望景観を創生し、将来の世代に継承することを目的とし、①条例の対象となる眺望景観の定義、②眺望景観保全のための区域指定と規制内容、③保全すべき眺望景観を市民提案できる制度の創設、④規制の緩和措置、見直し条項の付加等を内容としている。

保全対象区域の指定にあたっては、まず歴史的資産周辺や市街地近接地など、将来的に眺望景観の損なわれる恐れがあり、緊急に保全対策を講じるべき38箇所の「視点場」と「視対象」の組合せからなる眺望景観保全地域を決定し、決定した保全地域ごとに、視点場からの距離や眺望への影響度合いに応じた3つの保全区域（眺望空間保全区域・近景デザイン保全区域・遠景デザイン保全区域）を定めている。各保全区域には、建物等の標高・デザイン・色彩についての規制内容を定めている。

各保全区域内における建築行為等には、建築確認申請に先立つ事前協議が義務付けられている。また窓口に、建築予定地における標高等が確認できるデータ端末を設置し、事業者への情報提供と事務の効率化を図っている。

③ 近代的都市景観と歴史的景観の調和を目指す金沢市

金沢市では、これまで育んできた景観を守りつつ、バランスのとれた都市開発を誘導していくため、景観の様々な要素に着目した独自の条例整備を行ってきた。眺望景観保全施策については2002年にガイドラインが策定され、「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」の中に位置づけられた。

条例では「見通しの確保」「背景の保全」「阻害要因の低減」による眺望景観の保全と、「視点場の確保」「眺望景観の演出」「保全対象要素の創出」による眺望景観の創出・育成を基本方針とし、開発と保全とのバランスを図っていくため、対象眺望景観を6地点からの眺望に絞り、「保全眺望点」として指定している。また眺望点からの眺望を保全するために必要な8区域を「眺望景観保全区域」として指定し、区域ごとに作成された「眺望景観保全基準」によって、眺望の保全方針、建築物の高さ、デザイン、色彩、広告物についての基準を示している。

保全区域内での一定規模以上の建築物等の新築・増改築・色彩の変更等に際しては、事業者に対し、事前協議段階での景観自己診断書及びシミュレーションの作成を義務付け、影響の大きい中高層建築物の規

制・景観誘導を図っている。市では、規制の導入にあたって、簡易な作業でシミュレーションが行えるシステム開発を行っており、事務の効率化、事業者負担の軽減を図っている。

(3) 提言

提言4：眺望景観保全に関する条例等の整備

神戸市では、都心ウォーターフロントをリーディングエリアとして都市景観形成地域に指定し、新たな眺望景観の創出への取り組みを始める一方、現在施行されている「神戸市都市景観条例」の中では、眺望点の定義を行っているものの、具体的な眺望点の指定や眺望に観点をとおいた基準の作成には至っていない。

京都のように市内全域に厳格な規制を設け、開発行為を抑制する手法は、神戸にはなじまないが、広範囲を対象にゆるやかな規制をかけるだけでは、均一的で中途半端な眺望景観を招く恐れがある。今ある景観資源を大切に、メリハリのある神戸らしい眺望景観の保全を確実に進めていくため、景観条例の改正によって、「重要眺望点」「重要眺望軸」「眺望景観形成区域」という新たな枠組みを設定し、眺望景観保全を目的とした建築物の高さ（標高）、位置、形状、色彩、屋外広告物などの規制・誘導の指針となる「眺望景観形成基準」を設定することを提言する。

1. 重要眺望点、重要眺望軸、眺望景観形成区域の指定

規制・誘導を効果的に実施するため、保全対象とする眺望を限定し、眺望ごとの保全方針を策定していく。保全対象の検討にあたっては、既存の関連計画や「神戸らしい眺望景観50選」等と併せて、現行の条例・要綱で担保されておらず、将来的には喪失が懸念される眺望についても考慮しながら、重要眺望の絞り込みを行っていく。

重要眺望は、神戸の市街地眺望の特徴から、①眺望する場所と眺望対象の組み合わせによる眺望（重要眺望点）、②眺望方向に伸びる道路や河川を軸とした見通し眺望（重要眺望軸）によって決定し、それぞれ影響する区域を眺望景観規制区域とする。

(1) 重要眺望点

神戸らしい眺望、中でも山麓部や水際部からの眺望は、市街地の開発行為による影響が大きく、深刻なダメージを受けている。水際部ではこのほど「ポーアイしおさい公園」から六甲山への眺望を保全対象とする方針が打ち出されているが、同様に山際部から海への眺望点の設定を行っていく。例えば北野地区や諏訪山ヴィーナスブリッジ、須磨離宮公園等の標高100～200m程度の地点から海への眺望を対象とし、水面への眺望を物理的に遮断または大きく分断する原因となる建築物の高さや位置の制限、周辺景観との調和に欠く建築物のデザイン、色彩の規制を図っていく。

(2) 重要眺望軸

南北を走る主要な道路・河川を軸とする見通しの眺望景観は、山から海への視線の抜けとともに、沿道・沿岸の建築物の壁面位置、高さ、形状等に規制を設け、緑の連続性を確保することによって、神戸らしい魅力的な眺望が創出することができる。道路においては、リーディングエリアにおける眺望路や北野坂、灘三田線、離宮道等の中から数路線を、また河川においては住吉川、都賀川、石屋川、生田川等の中から数河川を指定する。南北軸の眺望景観が向上することにより、主要な東西移動軸である鉄道・幹線道路からの移動上の眺望において、南北軸と交差するたびに垣間見える見通しが、市街地全体の眺望印象の向上につながっていく。

2. 眺望景観形成基準の策定

既存の景観形成指定建築物誘導基準をもとに、各眺望点の特性をふまえた視点を追加し、その目的や連続性を確保するため、適用対象建築物を区域内のすべての建築物を対象とする。眺望区域は眺望点から広がるフュゾーをベースにし、眺望点からの距離によって規制内容を段階的に緩和していく。規制対象項目は、標高をベースにした建築高さ、建築物の位置、デザイン、形状、色彩、屋外広告物とする。眺望区域内の建築行為等については、条例に基づく届出制とし、一定規模以上の建築物については眺望への影響を視覚的に確認できるシミュレーション等を含めた景観アセスメントの実施を事業者には義務付ける。

今後の課題としては、開発行為や建築確認申請に先立つ事前協議内容への位置づけ、都市計画法に基づく土地利用計画や高度地区指定との連携、事業者・市民への眺望景観への意識向上等があげられる。また既存不適格への対応についても、屋外広告物等の付属物については経過措置を設けて適正化を図り、建築

物本体については建替・改築等の機会を捉え是正するなど、必要に応じて支援制度も検討しながら、取り組んでいく必要がある。

提言5：景観に関する組織体制の整備

日々形を変え、流動する都市活動の中で、神戸らしい景観をまもって行くためには、適正な規制・指導を行える組織体制が欠かせない。現在、神戸市の景観に関わる指導調整事務については、都市計画総局、建設局の他、立地地区によってはみなと総局、産業振興局等複数の部局にわたって行われている。

良好な景観は、対象となる建築物と周囲の環境の調和においてよって形成されるものであり、トータルデザインの視点に基づいて指導調整を行っていく必要がある。目標とする景観ビジョンを達成し、維持し続けるためには、計画から実施、管理と進む各段階において、フィードバックする機能が有効に働かなければならない。情報伝達の迅速化や意思統一の徹底を図るため、景観に関わる規制・指導を行う事務を同一部局に集約することを提言する。事業者にとってもワンストップサービスとなり、事務の効率化につながる。

また、審査過程の透明性を図っていくため、デザイン専門家（建築、ランドスケープ、アートデザイン等）からなる独立機関を設置し、デザイン審査や事前指導調整等に携わっていくことも併せて提言する。

3. 市民参画の手法を活かした空間づくり

3-1 手軽に参加できるしくみづくり

(1) 研究テーマ

神戸市では、地域のまちなみ景観の保全のために、地域主体でルールをつくり、実効性をもたせる仕組みとして、まちづくり協議会によるまちづくり協定（13協定）、景観形成市民団体による景観形成市民協定（12団体9協定）、建築協定等の制度を設けている。

このような既存の協定制度は、地域において強い実効力を持つ一方、地域全体の総意を前提とするため、合意形成に多大な時間とエネルギーを要している。そこで、少しハードルを下げて、日常生活の中の身近な空間を対象に、地縁団体を問わず、愛着を持つ住民が手軽に参加できるしくみづくりについて、先進的事例を通して検討を行っていく。

(2) 先進都市の事例研究

① 身近な風景を守る世田谷区の取り組み

東京都世田谷区の「風景づくり条例」では、「地域風景資産」の選定・登録、「界わい宣言」の登録、風景づくり活動団体の登録など、区民が主体的に風景づくりに関わっていくためのしくみを盛り込んでいる。

地域風景資産とは、身近にある「大切な風景」を語る上で欠かせない、建物や構造物、樹木などの「風景を特徴付けている大切な要素」と定義されている。区民が推薦する風景資産候補について、推薦人と区民サポーターと一緒に街歩きやワークショップを行いながら「風景づくりプラン」を作成し、最終的には公募による区民選定人、専門家、区職員等の審査によって決定される。区は一連のプロセスを通して区民のサポートを行うとともに、選定された地域風景資産の保全や活用に関する区民の自主活動に対し、アドバイザーの派遣やフォーラムの開催、風景づくり通信の発行等の側面的な支援を行っている。

また、「界わい宣言」は、一定のまとまりのある区域で、区民が自主的に行う風景づくりに関して、土地または建築物の所有者等が必要な事項を宣言するもので、3人以上の小単位から宣言が可能としている。区は宣言を登録・公表し、周辺住民や事業者に周知することによってその活動を支援する仕組みである。

② 荒川ルール条例に見る、地域住民参加による事前協議

東京都荒川区では「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」（通称：荒川ルール条例）を制定し、一定規模以上のマンション建築に際して、事業者が地域住民と事前協議を行うことを条例で定めている。これは早期に地域住民に計画内容を知らせ、相互が十分な話し合いを行うことによって、生活環境や景観の保全を図り、建築紛争の発生を防止することを目的としている。

地域住民は、一定区域内の近隣居住者、地権者、町内会、PTA等の関係者15名以内の委員からなる地域関係者会を組織し、意見の取りまとめや協議を行っている。

事前協議は、(1)事業者から区へ「生活環境配慮計画書」の提出、(2)事業者による地域住民説明会の開催、(3)地域関係者会から区長への意見書の提出、(4)意見書をもとにした区と事業者の協議、(5)地域関係者会への協議報告と回答書の送付、(6)必要に応じ事業者と関係者会の協議の実施、(7)合意内容による両者の協定締結 という流れで進められ、手続きの各段階において期限を設けることによって、スピーディな協議の進行を促している。

(3) 提言

提言6：住民主体による地域景観づくりの推進

地域住民が日常生活空間における身近な景観のよさを確認し、その思いを地域で共有し、地域景観づくり活動につなげていく各プロセスにおいて、行政がサポートするしくみを作っていくことを提言する。

街歩きやワークショップ、身近な景観資産マップづくり、身近な景観レッドデータブックづくり等、気軽に活動を始めるきっかけをつくることを支援するプログラムの提供や、活動の段階に応じて専門家アドバイザーの派遣、また、まちづくり学校講座の卒業生等の市民登用型サポーターの派遣等を行っていく。

また、地域内の事業の計画段階から住民が参加することのできる仕組みづくりを行っていく。

3-2 公共空間のハード整備や地域住民の負担

(1) 研究テーマ

ここまで、今あるものへのゆるやかな縛りや、住民の自発的な活動によって空間を守り育てる市民参画の手法について述べてきたが、以下は、公共空間のハード整備や、地域住民の負担について考察する。

(2) 先進都市の事例研究

ブリスベン市は、市のコンセプトに「サブトロピカルデザイン」を取り入れ、亜熱帯のまちの魅力を活かすデザインを中心にまちづくりを進めている。また、現市長の方針で、市の施策決定などに積極的な市民参画の手法を取り入れ、ハードのまちづくりにも活用されている。

① キングジョージスクエア再開発コンペ

キングジョージスクエアは市の中心部にある旧市庁舎前の広場であるが、バリアフリー化を図り、周辺との調和を図るデザインを公募する賞金付きの国際コンペを実施した。同市ではこれまで公共空間の整備に関してこのようなコンペ方式を採用したことはなかったが、市長の強いリーダーシップで行われることになった。1等は\$1,200万の工事受注権。2等は\$10万、3等は\$5万の賞金がそれぞれ支払われる。

33件の応募があったが、建築家やランドスケープアーキテクト建築を学ぶ大学院生からの応募もあった。

5人の専門家による選考委員会が審査するが、広く市民の意見を聴く機会も設けられた。これは1次選考を通過した6つの模型を役所ホールに6週間展示し、一般市民による投票を行うものである。市民はどのデザインが一番好きか、また、その他の意見を述べることができ、合計860の意見が集まった。

選考委員会は、市民意見も参考に3位までを決定した。決定順位は市民投票の得票順ではなかったが、市民投票の際の意見を参考に、審査員から1位受賞者にバリアフリーなどの計画の修正が求められた。

ブリスベン市の担当者によると「公募開始から最終決定まで16週間かかった。ブリスベン市にとって初めての試みであったが、公共空間のデザインの決定を広く市民の意見を聴きながら進めていくことで、市民の参画が実現できた。手続きはなかなか大変だったが、終わってみると案外いい方法だったと思う。」とのことであった。

(評価)

本市では、公共空間や建物の整備にあたり、地域住民によるワークショップなどが行われているが、施設のデザインなどのハード整備について、上述の、決定の過程にも市民の意見を取り入れる仕組みは注目に値する。この仕組みを整備することによって、市民とともにまちをつくり上げる「協働と参画のまちづくり」がソフト面だけでなくハード面でも一層推進されることになる。

市民との協働と参画によるまちづくりという考え方は、近年では一般的になりつつあるが、十分に浸透しているとは言いがたい。一般公募のコンペに市民投票を組み合わせ、市民の意見も反映させた最終計画を作り上げるこの取り組みは、協働と参画の手法の徹底的な活用と評価できる。

② 郊外センター改善プロジェクト (Suburban Centre Improvement Project)

これは、地域力のある商店街の活性化のため、公共部分の整備をその地域の店主自身が費用を負担するという意味で、アメリカの多くの都市で実施されている BID (Business improvement district) に似通った手法である。ショッピングセンター改善について住民合意が得られた地区で、公共部分の改善工事を市の予算で施工し、工事費の半分は、住民が公共料金とあわせて10年分割で支払っていくものであるが、11年前の制度発足以降、市内40箇所で開催されている。このプロジェクトは以下の手順で進められる。

＜ステージ0＞ 改善計画について、実施箇所の半径1 km以内にニューズレターを送付する。ニューズレターは、地域住民に計画の概要を告知し、第1回目の住民集会の案内文も兼ねている。最初の住民集会で、市職員と地域の代表者が近隣住民に計画の概要を説明する。80から100人の参加者があり、その中から住民本人の希望に基づき約20人のコミュニティカンファレンスグループが結成される。以後は、このグループと市が協議を進めていくが、協議の内容はニューズレターによって、その都度、住民に報告される。

＜ステージ1＞ 今後のまちのラフデザインについて話し合う。例えば、歩道や公共空間のデザインについて住民の意見を聞いて、それを市職員がラフスケッチにまとめ、まちの形を固めていく。ブリスベン市の場合、公共工事で公共空間を整備する場合は、必ずパブリックアートを設置しなければならず、そのデザインも住民と一緒に話し合う。

＜ステージ2＞ ステージ1のラフデザインに基づき、詳細設計を市が行う。

＜ステージ3＞ ステージ2の詳細設計に基づき、建設方法、工事影響、期間、交通対策などの地元説明会を行う。ここで、住民からの意見を受けて計画の変更もある。

ステージ0のニューズレターの発送から、ここまでで通常8ヶ月を要する。その後、約4ヶ月の工事期間を経て、商店街のリニューアルオープンにこぎつける。

(評価)

これに似通った仕組みは現在日本では見当たらない。日本では、緊急性の高い場所から優先順位をつけて施工していくのが普通であり、やる気のある地区から先に施工するという思想そのものがないことがその原因であろう。

ただし、アメリカなど自治意識の発達した国では、地域力・自治意識が高く財政的な負担にも応じる地域に行政が他地区に比して積極的に協力し、協働と参画の手法でまちの改善を行う BID (Business Improvement District) のような制度が一般的である。

本市において、協働と参画のまちづくりは、いまだソフト面の取り組みが中心であるが、施設整備などのハード面の施策にも協働と参画の手法を取り入れていく必要があると思われる。

(3) 提言

提言7：公共空間のデザインに市民の声を活かし、BID的な手法の導入を図る仕組みづくり

1. 公共空間のデザイン決定に市民の声を活かす仕組みづくり

市民の意見を直接反映させるとともに、市民も公共空間の整備に自分の負担をする仕組みづくりを検討する。その結果、市内の公共空間が、市役所ではなく、自分たち自身の選んだデザインに基づき自分たちの出資で整備されたものとの認識が根付き、ひいては、私たちのまち神戸への愛着と誇りにつながっていくことが期待できる。

2. 特区的に地域力の高い地区を対象とした BID 的な手法の導入の検討

また、郊外センター改善プロジェクトを参考に、今後、地域力(合意形成能力だけでなく財政負担能力も含めて)の高い地区には、負担を求める代わりに行政も積極的に協力するという手法を検討する必要がある。

第3章 文化の視点からの先進事例調査と「神戸らしさ」への提言

1. 研究テーマ

文化という視点は他の二つの視点と比較して包括的かつ広範囲の概念を持っている。ゆえに他の二つの視点、空間とものづくりと比較して非常に捉えづらくわかりにくいという側面を持っている。文化とは人

間が長年にわたり培ってきた慣習や習俗、社会構造の体系であり、さまざまな文化要素の複合的な全体そのものである。

本調査では、文化とはこれまで積み重ねてきたものの総体であると同時に、これから変化していく、発展していくものとして動的にとらえ、今ある文化の活用と新たな文化の創造という二つの側面から「らしさ」を検証し、「神戸らしさ」を文化的にデザインしようと試みている。

また、文化の主体はまぎれもなく人であり、各先進事例の検証にあたっては、人という要素の重要性についての考察を積極的に行った。

先進事例としては、長野県小布施町、大分県豊後高田市、福岡県福岡市、大分県九重町、そして山を活用した先進事例群として新潟県十日町市及び津南町、岐阜県養老町、北海道札幌市を選定した。これらは今ある文化の活用と新たな文化の創造という二つの側面から評価されている事例であるとともに、単純にその取り組みが面白いと思った事例でもある。また、便宜的に「今までの文化を活かす」事例と「新たな文化を創り出す」事例に分類してはいるが、先ほど述べたとおり、文化は動的なものであり、新たな文化もこれまでの文化の上に積み上げられるものであると同時に、今までの文化も今時点から先においてはこれからの文化であるというように、実際にはそれぞれが明確に区分できるものではないということを一言付け加えておく。

以下においてはこうした文化的視点から各先進事例の検証と評価を行い、人という視点を重視しながら、今ある文化の活用と新たな文化の創造あるいはその両方の側面から各種提言を行う。

2. 先進都市の事例研究

(1) 今までの文化を活かす

① 固有の歴史・文化を活かして魅力創出に成功した小布施町

a 地区の選定理由

デザイン都市構想の長期的な課題として、リーディングエリア以外の地域のデザイン化をどのような手法で推進していくのかということが挙げられる。

長野県小布施町は、江戸時代に葛飾北斎が再三来訪して地元の豪農商、高井鴻山と交流を深め、数々の肉筆画の傑作を残したことで有名な町である。また、栗菓子のお菓子の老舗が軒を並べ、大壁造りの民家や酒蔵と共に、歴史的かつ個性的な街並を形成している。これら地域固有の歴史・文化を観光資源とした官民あげでのまちづくりに成功し、現在では、人口約12,000人の小布施町に、年間100万人以上の観光客が訪れている。

神戸市のような大都市においても、各地域の歴史・文化を活かしたデザイン化を推進する際には、1小学校区程度の地域を単位としたまちづくりが有効であろうと考え、事例研究の対策として選定した。

b 特徴的な取り組み

1) 地域の文化的資源を活用した美術館・博物館群の形成

i) 町長のリーダーシップによる「北斎館」の建設

昭和40年代、小布施町では過疎化にストップをかけるため、長野市などのベッドタウンとして団地を造成して宅地分譲を行い、その利潤約1億円を利用して、葛飾北斎の残した肉筆画を展示・収蔵する北斎館を建設した。建設にあたってはその集客効果を疑問視する声もあがったが、当時の市村郁夫町長の強いリーダーシップにより計画は実行に移され、1976年11月にオープンしてみると、来場者数は最初の1年は1万人、その後、倍、倍と増えていった。

ii) 「北斎館」に続く美術館・博物館群の形成

北斎館の開館後、小布施町は、地域固有の文化に関する資料を展示・収蔵するための施設として、町立の高井鴻山記念館及びおぶせミュージアムを開館した。これら町が整備した3つの美術館・博物館を核として、周辺には、個人が運営する美術館・博物館、ギャラリーなどの文化施設が自然発生的に生まれた。さらに、小布施町は葛飾北斎以外にも小林一茶が度々訪れ、数々の名句を詠んだことで有名で、町のあちらこちに地元の有志が建立した一茶の歌碑がみられ、現在ではこの歌碑を見つけながら美術館・博物館を巡るのが小布施町の観光コースとなっている。

2) 地域の歴史的景観を活用した街並修景事業の実施

北斎館の開館を契機として、小布施町ではまち起こしに対する機運が高まり、1984年から1986年にかけて街並修景事業が実施された。本事業には、町、個人、法人の地権者三者がそれぞれ対等な立場で参加し、自動車の交通量の多い表通りに店舗を移し、奥まった場所に民家を移築することによって、住環境を向上させるとともに、魅力的な街並を創出し観光客を引き付けるのに成功した。表通りから北斎館などの文化施設へ続く遊歩道には栗の木レンガが敷かれ、観光客はこの「栗の小径」をたどることにより文化施設をめぐることができる。また、デザイン面では、小布施町では、街並みの統一感を守ることを重視しており、設計監修者として一貫して建築家の宮本忠長氏を招くことによりクオリティを保っている。

3) 地域外の人を呼び込むことによるまちづくりの新たな展開

i) 外国人による新たな町の魅力の発見・発信

1994年、アメリカから来日したセーラ・マリ・カミングスさんは、栗菓子の老舗、小布施堂の経営企画室に採用されて文化事業の開拓とその推進を担うこととなり、「国際北斎会議」の招致や古い酒蔵の再生などに貢献し、「日経ウーマン」誌の「ウーマン・オブ・ザ・イヤー2002」にも選ばれて注目を集めた。現在も、イベント「小布施セッション」を定期的開催し、各分野の第一線で活躍する人々をゲストに町内外から広く参加者を受け入れて交流を深めるなど、精力的に活動されている。これらセーラさんの目覚しい活躍には、小布施町の人々の、外からやってきた人を受け入れるという素養が成功要因として作用しているものと考えられる。

ii) 地域外の大学との連携

2005年7月には、小布施町役場内に東京理科大学・小布施町まちづくり研究所が開設された。アカデミック関係の施設誘致を町の活性化につなげようという町長の考えと、研究・教育活動の実践には地域との連携が必要という大学側のニーズがマッチした形で実現したものであり、現在、小布施町ではすべてのまちづくり施策について研究所よりアドバイスを得ている。

c 評価

小布施町が現在のような集客能力をもつ町に発展した理由は、北斎館をはじめとする美術館・博物館の整備に加え、歴史的景観を活用するという明確なデザインコンセプトの下、街並修景事業が実施され、町の文化的資源の集積が進んだことにより、町の魅力が高まったことにあるといえる。これらの事業の成功要因としては、地元企業の経済的バックアップや住民同士の緊密なコミュニケーション、町民の文化的意識の高さが挙げられる。さらに、小布施町には、歴史的に、町の外の人を積極的に受け入れる素地があり、それによって、新しいものが持ち込まれると共に、外の人々の目により、地元の人が見過ごしている地域の新たな魅力が発見されてきたということも考えられるであろう。小布施町では、今後、まちづくりの新たなステージに入っていきにあたって、町にいい「人」を呼び込んでくるのが重要と考えているとのことである。

② “昭和のまち” 大分県豊後高田市の「レトロモダンな街づくり」

a 地区の選定理由

豊後高田市は、街の中心である商店街の活性化にあたり、過去に繁栄を誇っていた時代の有形無形の資源を再生し、昭和というテーマを設定することにより、再び人を呼び戻すことに成功した地域である。

神戸においても過去に活用されていたが現在は埋もれている資源や隠れている資源が多数存在するはずである。それらをうまく活用していくことは必要であるため、事例研究の対象として選定した。

b 特徴的な取り組み

1) 再生方針に基づいた商店街の活性化

豊後高田市の中心市街地は、8つの商店街で形成されているが、繁栄を誇っていた昭和30年代以降、交通事情の変遷や大型店の進出等により衰退していった。このため1992年度から商工会議所の有志と地元商店主による商店街活性化の研究会が始まり、さまざまな方策の検討を行った。その中で、新規施設の誘致などではなく商店街そのものの活性化により往時の賑わいを取り戻したいという結論に達し、繁栄を誇った昭和30年代の街並みをテーマとした商店街再生について、進めていくこととなった。

幸い、商店街の7割程度が昭和30年代までの建築で、化粧看板をはずすとほぼ手付かずの状態です。

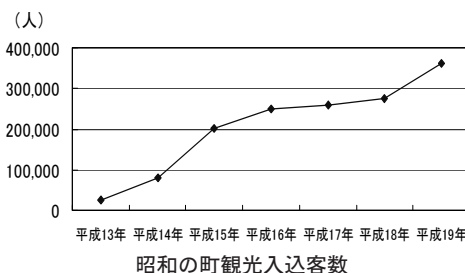
築が残っていた。また、代々伝わる商売道具なども蔵に保管されたままになっていたもので、それらを活用し、建築再生（外観、看板）、歴史再生（1店1室）、商品再生（1店1品）、商人再生（コミュニケーション）の4つの再生方針のもと、「昭和の町」として、取り組んでいった。市としては、様々な補助事業などにより、サポートするという立場で臨んだ。

2) じわりじわりと効果発揮

徐々にではあるが、観光客も伸びており、拠点施設の管理運営のため第3セクターとして豊後高田市観光まちづくり株式会社を設立し雇用が発生したことや、観光客を見込んでのお土産物や飲食の店舗が進出してきていることなど、その効果も少しずつ現れてきている。

3) 等身大での商店街活性化

自転車屋や薬局など、観光客とあまり結びつかない商売をどう復興させていくか、また、近隣の仏教遺跡や温泉などとの回遊などが検討課題として挙げられているが、現在、8つの商店街のうち4つの商店街で展開している状況であり、今後、住民の協力を得ながら徐々に整備していく予定であり、来る度に昭和の町は進歩していていると思われる。



c 評価

豊後高田市は、主体は商業関係者など発案者であり、行政はあくまでサポート役というスタンスで進めている。また、事業展開が不透明な中で過度の財政負担は困難であったため、微々たる財政負担で徐々に事業展開しており、それが逆にリピーターの確保につながっている。このように、これまでの神戸らしさを活かしていくには、住民の力を十分に活用することが必要であり、事業展開の枠組みは、神戸での展開に活かしていきたい。

③ 「ゲストを迎えるおもてなしの取り組み」のまち福岡市

a 地区の選定理由

神戸らしさをデザインするにあたり、観光客にとっての神戸らしさの視点がある。そこで、観光客がその地域の「らしさ」を感じるにあたり、その最前線にある観光客のおもてなしについて、充実させていく必要がある。

そのため、空・海・陸の3つの交通結節拠点であり、さまざまなルートでさまざまな国の人が流入する玄関口である福岡市を事例研究の対象として選定した。

b 特徴的な取り組み

1) 民間事業者・住民・行政一体となったおもてなし

来訪者をもてなす方策としては、ハード面ソフト面の両方ある。福岡市は、鉄道・船舶・道路・航空とも九州の拠点であり、外国人来訪者も多い。ハード面では、観光案内板、各種案内板、民間事業者の案内サイン、ソフト面では、観光案内所等の案内や観光ガイドボランティア、地域住民の取り組み、観光サービス業従事者などの人的サービスが進んでいる。

2) 来訪者にあわせた多彩な取り組み

観光案内所は、7か国語に対応（英、韓、中、仏、独、露、西）している。英語、韓国語は常駐スタッフが対応し、その他は民間事業者のテレビ電話による通訳サービス事業の活用により対応している。また、同事業により、手話による対応も行っている。さらにタッチパネル式の情報端末による案内も行っている。

民間事業者についても、鉄道の主要駅や路線の一部で、英語や韓国語によるアナウンスがあったり、百貨店等では、英語や韓国語の常駐スタッフの配置を行っているところもある。

観光ガイドボランティアは、約60名が登録しており、博多情緒めぐりのガイドなどを行っている。今後、市が整備する活動拠点をベースに活動内容を拡大していくとともに、県内の協議会に加盟しガイドボランティアのネットワークを進めている。

住民による美しいまちづくりへの取り組みについては、博多どんたくの開催前と開催後に住民とともにクリーン作戦を行っている。また、企業、団体、個人、行政機関、教育研究機関などで We Love 天神協

議会を結成し、地区のまちづくり計画の策定、まちづくり活動、関係団体との調整等を行っている。その中で、毎月1回きれいな天神プロジェクトとしてクリーン作戦を行っているほか、自転車マナーアップなどを行っている。今後、他の地域でも協議会を結成し、順次活動していきたいと考えている。

来訪者が接する機会の多い観光サービス業従事者（観光タクシー乗務員、宿泊業者、土産品関係者、観光団体、観光ボランティア）を対象に、接客技術の向上などの研修会を毎年行っている。特に、タクシー業界は意識が高く参加が多い。また、タクシー協会独自でも乗務員研修や啓発などを行っている。

3) 着々と進む新たな取り組み

都心周遊バスの運行開始や2011年度の九州新幹線の全線開業にあわせ、今後も様々な面でゲストをお迎えする準備を進めているところである。

c 評価

「ゲストを迎えるおもてなしの取り組み」については、ビジネスに直結することなので当然とはいえ、交通機関や集客施設での多言語対応など民間事業者の取り組みが進んでいる。特に案内所での7か国語対応や通訳や手話サービス事業者が存在することはすばらしい。神戸での展開についても、おもてなしのデザインとして十分検討課題であると認識した。

We Love天神協議会は、まちづくりについての様々な活動が結果的に「ゲストを迎えるおもてなしの取り組み」につながっているのである。行政からの補助金もあるが、会員からの会費等による年間予算は1億5千万円にものぼり、自立的な活動を行っている。

地域ごとのデザインを検討するにあたり、地域を代表した自立した団体の存在は非常に有効と考える。神戸での展開を検討する上で、参考としたい。

(2) 新しい文化を創り出す

① 町民の“夢”を実現した“日本一の大吊橋”大分県九重町

a 地区の選定理由

九重町は、まちの活性化のために町自らが新たな観光資源を創り出し、予想をはるかに超える集客に成功している地域である。

神戸が「らしさ」を創り出していくにあたり、新たに「顔」となるべきものは大変有効と考えるため、九重町を事例研究の対象として選定した。

b 特徴的な取り組みー九重“夢”大吊橋：通年型観光リゾートづくり

1) 長年の夢の実現

九重町は、高原、渓谷、名瀑など豊富な観光資源があるが、通過型の観光にとどまっており、宿泊客は非常に少ない。特に、冬季の落ち込みが激しく（年間稼働率：32.5%）、通年型、滞在型の観光リゾートづくりの推進の必要があった。そのため、もともと30年以上前から住民の構想としてあった紅葉や滝の見物のため渓谷に吊橋をかける案（当時の技術では無理だった）を過疎化対策の起爆剤として1993年度に策定した九重町観光振興計画に位置づけ、事業を推進していくこととした。

2) 想像以上の集客効果と町民の工夫による地域おこし

オープン後は、年間230万人、また、1年半で300万人を突破するほどの来場者があり、その効果は様々な場面で現れている。地元雇用の拡大（100人程度）、地元物産品の販売拡大（農産物等）、宿泊・レストラン等の販売拡大、地元の収入源確保（遊休地の駐車場利用）などであるが、何と言っても、町財源の大幅増収である。起債の繰上償還も行っているが、町民への還元の第1弾として就学前の乳幼児医療費の無料化や小学生の医療費助成制度の新設を行った。

地元物産品としては、現在は農産物そのものが中心であるが、農産物を加工してお土産にしたものなどが少しずつ出てきており、住民が自ら考え行動するようになってきた。さらに、新しい名物をつくるため、九州“夢”バーガーの開発を検討するなどしており、次々と地域おこしが進んでいる。

3) これからの発展

駐車場の増設など交通渋滞対策、トイレなど周辺施設整備、町産品の開発などであり、いろいろと工夫



九重“夢”大吊橋入口

しながら進めている。今後、リピーターの確保のために遊歩道、リフト、周辺施設の整備、ライトアップなど再び訪れてもらえる方法を検討しているところである。

c 評価

九重町は、住民からの提案というきっかけはあったが、事業実施は町が主体となって莫大な借金を抱えながら進めており、この場合、失敗は許されない。このため、綿密なリサーチや、それに基づく計画策定が必要である。これからの神戸らしさを創り出していくには、行政が主体となって進めていくことも場合によっては必要であるが、神戸で展開する場合でも、用意周到に準備する必要がある。

② 山を活かし新しい文化を創り出した先進事例群

a 選定基準

神戸にとって「山」は「海」とともに象徴的な存在であり、「神戸らしさ」を体現している存在である。今後、「神戸らしさ」を深め、「デザイン都市・神戸」を推進していくにあたっては、この神戸の「山」を積極的に活用していくことが重要であると考えられる。以下、山とデザインの関係についての観点について考えてみたい。

「山」において、また「山」を用いて施策を展開することにより、人工物に偏りがちな「デザイン」という概念を「自然（のデザイン）」と融合させ、より幅広い効果を得ることができる。また、山、草や木といった自然を活かしたデザインも、「デザイン都市・神戸」を推進につながると考えている。六甲山は、明治30年代から植樹により緑化が進められ、現在の豊かな緑の山となっているという歴史的な経緯が示すように、人間が効果的に手を入れることで、一層の輝きを持つこととなる。現状の六甲山に適切に手を入れるため、後述のような施策を行っていく必要がある。その際には、デザイン都市のトータルコーディネーター的な役割を担うオーガナイザーや景観デザインを担うランドスケープアーキテクトなどとの連携を図っていくことも重要であると考えられる。また「山」の活用を行っていく際には「海」との連携を図るという視点にも留意する必要がある。

以上、山とデザインの関係についての観点を述べたが、以下ではこのような考え方を実現させるために参考となる、先進的な事例や取り組みについての調査を行い、「デザイン都市・神戸」が学ぶべきことがらなどについて考えていきたい。

b 先進事例群

1) 越後妻有について

i) 特徴的な取り組み

同地区の特徴的な取り組みは越後妻有アートトリエンナーレとして開催されている「大地の芸術祭」である。この「大地の芸術祭」は、アートディレクターである北川フラム氏がプロデューサーとして中心となり開催されている、越後妻有地域（新潟県十日町市および津南町）の里山を舞台に開催される世界最大の国際芸術祭である。地域に内在するさまざまな価値を、アートを媒介として掘り起こし、その魅力を高め、世界に発信し、地域再生の道筋を築いていくことを目指している。

ii) 評価

この「大地の芸術祭」には「こへび隊」と呼ばれる都会からの若者ボランティアが多く参加し祭りを運営しており、地元のお年寄りなどと協力して祭りを盛り上げている。このような「協働」による祭りの運営方法にも神戸が学ぶべきものが多いと考えられる。

2) 養老市について

i) 特徴的な取り組み

同町の特徴的な取り組みは、自然を芸術作品や象徴的施設として活用している養老天命反転地がある。この養老天命反転地は、現代美術家である荒川修作氏と、パートナーで詩人のマドリン・ギンズ氏のプロジェクトを実現したテーマパークであり、1995年にオープンしている。

約18,000㎡の園内には、メインパビリオン「極限で似るものの家」とすり鉢状の「楕円形のフィールド」がある。「極限で似るものの家」は岐阜県の形をした屋根を持つ迷路状の建物であり、「楕円形のフィールド」には、この「極限で似るものの家」を分割したパビリオンが点在するほか、148の曲がりくねった回遊路や、大小さまざまな日本列島が配されている。

ii) 評価

養老町には元々、養老の滝といった全国的にも有名な観光資源があった。この滝を中心にした歴史ある養老公園を活用し、その周辺に養老天命反転地が整備することで、これらの施設一群の相乗効果が発揮され、一大観光地を形成している。このように、既存の観光資源を活用し、より素晴らしい観光資源へ成長させているという点が非常に評価できる点である。

神戸の山にも同様に既存の資源は多数存在していることから、これらとの連携を図りながら、施設の整備を行っていくという観点が必要であろう。

3) モエレ沼公園について

i) 特徴的な取り組み

札幌市の特徴的な取り組みは、公園を芸術作品として、また、芸術作品のフィールドとしている活用している、モエレ沼公園である。

このモエレ沼公園は芸術家のイサム・ノグチ氏が氏の最後の仕事として手がけたものであり、2005年にオープンした。なお、モエレ沼公園は、アイヌ語の「モイレベツ」（意：静かな水面・ゆったりと流れる）を由来とした地名「モエレ沼」を由来として名付けられている。

同公園は、札幌市東区に位置するかつてのゴミの埋め立て地に、札幌市環状グリーンベルト構想の核となる都市公園として整備されたもので、イサム・ノグチ氏のマスタープランに基づき、198haの広大な敷地全体を「一つの彫刻」として設計されている。園内には、高さ62mの「モエレ山」がある他、展示会の会場として使用されるガラスのピラミッド「HIDAMARI」や、直径2mのステンレス円柱で出来た高さ13mの円錐である「テトラマウンド」などの個性的な施設がならんでいる。

ii) 評価

モエレ沼公園は、素晴らしい公園であり、それが一級の観光資源となっているが、この公園はゴミの処分場の跡地を有効に利用し造られた公園であり、跡地利用、再開発という観点からも評価を行いたい。神戸の「山」には現在も多く施設があり、例えば、何かの施設の跡地利用、再開発を行う際にも、このモエレ沼公園のような事例が参考となると考えられる。

また、モエレ沼公園は先述のとおり、世界的な彫刻家であるイサム・ノグチ氏の設計であり、「クリエイティブな人」という観点からも、神戸が学ぶところがあると考えている。

3. 今ある文化の活用と、新たな文化の創造の視点からの提言

提言 8：都心ウォーターフロントにおけるアート&サイエンスエリアの形成

小布施町や豊後高田市の「昭和の町」の成功の要因は、コンパクトな空間内に個性的な文化を集積させたことにあるといえる。

神戸市の都心ウォーターフロントには、文化的資源として、市立博物館、青少年科学館等、比較的規模の大きい公立施設が立地している他、民間の中小規模の博物館が多数点在しているが、その範囲が広く、施設間の移動に交通手段を要するため、観光資源としては十分に活かされていないと考えられる。

そこで、規模の大きい施設を核としてバス、船等の交通手段を整備し、既存の文化的資源をネットワーク化することにより観光コースとして利用しやすくし、都心ウォーターフロントを、「アート&サイエンスエリア」としてアピールしていくことを提言する。

また、長期的には、神戸文化ホール等、現在、都心ウォーターフロントエリア以外の地域に立地している文化的施設も、建て替え等にあわせて「アート&サイエンスエリア」に移転し、より文化の集積を強化するとともに、建物外観もそれだけで神戸を想起させるデザイン性に富んだインパクトの強いものとし、神戸の文化的資源として再整備していくことを提言する。

提言 9：全国レベルの一大イベントの開催

その地域の特長、「らしさ」を活かす手段として非常に有効なのが、越後妻有の例にもあるようにイベントを開催することである。

本市では、市及び各区において様々なイベントを実施しており、特に各区で行われているイベントについては、各区の地域のイベントにとどまるものが多いが、それを予算的に集約して一大イベントを開催し、

全国レベルのイベントに育て上げる。また、各区持ち回りにすることによって、競争意識を高めることと、各区の特色を出していくことによって、それぞれの「神戸らしさ」あふれるイベントとすることを提言する。開催地を各区とすることによって、市外のリピーターには、各区の特色あふれるさまざまな「神戸らしさ」に触れていただき、市民のリピーターには、新しい神戸の魅力を再発見して、神戸に対する愛着を深めてもらえるものとする。

また、神戸の山を活かす活動として六甲山などにおいて芸術祭を行うことを提言する。

現状においても様々なイベントが山において開催されており、山の活性化が行われているところであるが、これらの催しに加えて、芸術祭を行うことで、デザイン都市の推進に寄与することが期待出来る。ここで言う芸術祭とは、山中にオブジェなどの芸術作品を配置し、あるコースに沿ってその鑑賞ができるようにすることや、舞踊など、山中の自然環境を活かした形での「自然の舞台芸術」のようなイベントを行うことをイメージしている。各イベント終了後も、オブジェを山中に残置することにより、また、これを長年続けていくことにより、点から線、線から面的に芸術作品が存在することとなり、山が個性豊かなものとなっていく。さらに、開催場所を年ごとに変化させることで、現在ではアクセス性に問題があるような地点の状況が改善すること、樹木などの自然環境が望ましくない状況に放置されることもなくなるなどの効果が期待される。

なお、2007年度から神戸ビエンナーレが開催されているが、このサテライト会場を山に設置するなど、ビエンナーレと連携することなども視野に入れる。現在、ビエンナーレの会場となっているメリケンパークとのハード的、ソフト的な連絡を考慮することにより、「海」と「山」の有機的な連携を図っていく。

提言10：神戸の自然を活かした象徴的ポイントの創出

神戸は都心部から山が近いということが「神戸らしさ」の最たるものであり、その山も含め地形や気候など自然を活かして、国内唯一であったり、日本一や世界一など話題性や集客力のあるものを創ることは、「神戸らしさ」を磨き上げる上で絶対に必要なことである。

現在でも神戸の「山」には森林植物園や六甲山牧場など、様々な施設が点在しており、それぞれに観光施設としての役割を担っている。今後、これらの施設に加えて、神戸の「山」の特色を活かした象徴的施設を建設し、新たな観光名所として機能させるとともに、「デザイン都市・神戸」の顔として活用を図っていけばどうか。整備を図る施設の可能性としては様々なものが考えられるが、ここでは先進事例で紹介したような、テーマ性の高い、公園のようなものを提言する。この段階ではテーマについての絞り込みは行わないが、多くの企業活動が行われている神戸の特色を活かし、企業のメセナ活動的なテーマパークとすることなども可能性として考えられる。様々な観点から検討の必要はあるが、デザイン都市の推進、ひいては市の活性化という観点から、象徴的な施設を整備することの効果は高いと考えられる。

また、現在、市章山、錨山、堂徳山の3山において展開している電飾サインについて、より一層の拡充を図ることについても提言を行いたい。全国的にも知名度が高く、神戸のランドマークの一部となっているこの電飾サインに、「デザイン都市・神戸」を象徴するものを追加し、象徴的施設とする。サインの設置場所、デザインなどについては広くデザイナーや市民に公募を行い、コンペティション形式で選考を行うなど社会的な広がりを持って取り組むことで、サインを設置していくプロセスそのものを、デザインを考える有効な機会として活用することが可能となり、「デザイン都市・神戸」の推進に寄与するものとなる。

さらに、布引の滝を癒しの場所「パワースポット」として付加価値をさらに高めることにより、神戸の新しい顔として機能させる。この滝には、平安の昔から多くの貴族・歌人が訪れ、「伊勢物語」においては在原業平、行平兄弟と目される人物が訪れるとともに、那智の滝、華厳の滝とならぶ日本三大神滝として位置づけられており、竜宮城伝説など神秘的な伝説を有する滝でもある。このような布引の滝は、新神戸駅から新幹線の待ち時間の間に徒歩10数分で気軽に行くことが出来るという絶好のロケーションにあり、歴史、その特異性から、観光資源としての潜在能力は計り知れないものがあると考えられる。

提言11：トータルデザイナーを各区に配置し、個性を活かしたまちづくりの推進

小布施町や豊後高田市、福岡市の例から、地域のデザイン化を進めていく際には、各地域の文化を基盤とするとともに、地域を訪れた人の目線にたったおもてなしが有効であると考えられる。

具体的な手法として、各区にトータルデザイナーを配置することを提言する。トータルデザイナーの視点から、各地域の個性や良さを改めて掘り起こすとともに、デザインコンセプトを明確にすることが有効であると考え。そして、できあがった個性にふれるため訪れた人に対して、ハード・ソフト両面にわたるきめ細かいおもてなしをする。なお、その際、トータルデザイナーと地域住民、地元企業とのコミュニケーションを密にし、三者の協働によりデザイン都市づくりを推進していくことが重要と考える。

さらに長期的には、都心ウォーターフロントを中心として各地域を結ぶネットワークを形成することにより、市内のより多くの地域に外から人が訪れてもらえる都市を目指すことを提言する。

提言12：神戸を知る機会の創出

「神戸らしさ」をテーマとしたデザイン都市づくりを進めていくためには、市民が神戸に対する愛着・誇りをもつことが重要であり、それは人との絆から生まれるものではないかと考える。

神戸市では、各界で活躍する方々に神戸大使となっただけではない。これらの神戸大使が一同に会する機会や、神戸大使と市民、また、市民同士が交流する機会を、学校での講演やパーティーの開催などにより数多く創出することを提言する。神戸の応援団（神戸大使）とふれ合う機会を設け神戸を多くの人が集う場とすることにより、市民の神戸に対する誇りやおもてなしの心が生まれ、「神戸らしさ」がより洗練されていくものと考え。

また、総合学習や自由研究など学校教育の中で神戸の歴史や文化、伝統などを学ぶ機会を出来るだけ多くつくることを提言する。現在でも一部の学校で行われているが、全員が学習する必須のものとし、小学校や中学校で複数回受講するカリキュラムとする。それらを通して、知らず知らずの間に神戸のことを理解し、それが神戸への愛着にもつながっていくことになることを考える。

第4章 ものづくりの視点からの先進事例調査と「神戸らしさ」への提言

1. 研究テーマ

本章では、ものづくりをしている中小・零細企業の活性化について、デザインを切り口に検討してみる。具体的には、イタリアの産業システムを検証し、デザインを活かした活性化策を提言する。

イタリアの事例研究に入る前に、近畿におけるデザイン業界の現状を見ておく。近畿には、デザイン系の高等教育機関が集積しており、そこからは多くのデザイナーが輩出されているといえるが、近畿におけるデザイン業の事業所数や従業者数は減少傾向にあり、兵庫県内に所在するデザイン事務所についてみると、県内総生産の全国シェアは3.7%であるのに対し、デザイン業売上高のそれは0.7%しかなく、また、事業所あたりの従業者数や売上高、並びに従業者あたりの売上高はいずれも全国平均を下回っている。

2. 先進都市の事例研究

(1) 地域の選定理由

東アジア等の新興国を中心にグローバルな需要が拡大するも、県内中小企業においても輸出の増加や海外進出など、こうした需要を取り込もうとする動きが広範にみられているが、中小企業がグローバル需要の取り込みを進める上で、人材や不十分な現地情報など様々な制約があるのが実情である。イタリアは日本と同様、中小企業が多い。特に、従業員数が9人以下の企業が、全企業数の94.8%を占めており、日本の71.5%（神戸は：73.2%）と比べて相当高い。しかしながら、これら零細企業であっても、そこで作り出される製品は強い国際競争力を持っており、他のヨーロッパ諸国、アメリカ、日本などに広く輸出している。近年、低迷し続けている神戸または日本各地における産業モデルとするべく、イタリアの産業システムを考察してみる。

(2) 家族経営

イタリアの産業の特色は、地域に根ざした小規模な家族経営である。小規模な家族経営の小回りの良さを効かし、独創的なアイデアを即実行し、経営環境の変化に対しても迅速な意思決定を可能にしている。経営戦略は、事業の拡大よりも利益の継続的な確保である。できるだけ小さな企業規模で、多くの利益を獲得することを目標としている。

(3) 得意分野への特化と多品種少量生産

イタリア企業のもうひとつの特徴が、得意分野への特化である。小規模化で経営リスクを小さくし、柔軟性を維持するなどの小規模ゆえの利点の反面、生産能力で問題を生じ、ひいては競争力を低下させてしまう。こうした問題に対し、企業間のネットワークで対応しているのがイタリア中小企業である。受けた注文に対し、量の面のみならず、各々の会社が得意とする分野を手分けして、市場の多様な要求に応えることで、質、量ともにおいて市場の信頼を獲得している。

(4) 企業ネットワークとオーガナイザーの役割

イタリアの産業集積は、細分化された分業構造に特徴がある。いわば一つの街（産地）全体が分業化された工場とも言える。その基本的な成り立ちとしては、製造プロセスに直接携わる企業群とオーガナイザー役の企業群の組み合わせである。オーガナイザー役の企業は、製品企画やマーケティングを行いつつ関係企業への発注によって製造工程全体をオーガナイズする。

(5) 国際見本市

ヨーロッパでは多くの業界が、見本市を中心に動くという国が多い。イタリアでも、多くの業界が、差別化した自らの製品を見本市の場で強力にアピールする。中小・零細企業が多く、個々の企業独自で営業・市場開拓を行うことが難しいイタリアにおいては、同業の業者が一つの会場に集い、世界各地からの顧客と直接出会う見本市の存在は、参加各社の営業活動の成否を決定する最も重要な機会ととらえてきた。同時に、業界としての共同で情報発信を行う大切な場を構築し、イタリア製品のイメージを高め、輸出振興、国際市場の開拓に大きく貢献してきた。

(6) デザイン力

イタリア、特にミラノは、産業デザインの街と呼ばれるが、デザインが発展した要素として、企業が社外へデザインを依頼したことがあげられる。世界各国のデザイナーは、才能を認められるチャンスのあるミラノへ活躍の場を求めて集まり、イタリアデザインは活性化した。

3. 提言

提言13：行政や商工会議所のリードによる企業間のネットワークづくり

イタリアでは、産地に立地する他産業との連携や他産地とのネットワークによって製品を多様化している。しかも、これを企業単位で行うのではなく、企業の自主性は尊重するものの、協同組合や地方公共団体がリードしている。分業ネットワークは、地方の中小零細企業が中央の大企業の下請け的地位に納まることではない。東京中心、大規模への幻想から転換し、神戸の特色を生かした神戸経済の育成・強化・世界化を図ることが行政や商工会議所の課題となる。

提言14：国際見本市への積極的な参加

情報収集や出展企業を集めるといった業務を考えると、商習慣の異なる海外の見本市への出展は、行政や商工会議所がそれらの業務を遂行することが望ましいと言える。出展するのは1社単独より複数社で「神戸」を前面に押し出して出展する方がより効果的だと思われる。

提言15：専門家を活用した神戸固有の資源の再認識

これまでの成功体験から、ものづくりは、技術力を最大の武器として、高機能、高品質、低価格をセールスポイントとしてきたが、技術力は一時的な比較優位に過ぎない。ものづくりは、技術力の他に、地域固有の歴史、伝統、文化、風土、自然、人間性といった資源を生かして育ててきた。まず神戸の資源が何なのかを再確認するため、分野ごとに、国内外の事情に精通している専門家の評価を受けるべきである。地域固有の歴史や文化等といった資源は、相対的なものではなく、絶対的な価値を持つものとして再認識すべきである。

提言16：幼少期からのデザイン教育

神戸におけるものづくりが活性化するには、作り手側の努力だけでなく、使い手側のモノへのこだわりとデザインセンスの向上が大きな鍵となる。デザインに鋭敏な生活者を長期的に増やしていくためには、幼少期からの教育が必要となる。神戸を本質的に変えていこうとするならば、市民もまた世代交代しながら、変わっていかなければならないだろう。

第5章 更なるネットワークづくりへの提言

1. 研究テーマ

神戸市は、2008年10月16日に、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）「創造都市ネットワーク」のデザイン都市に認定された。今後は、海外の認定都市との国際的なネットワークを構築し、都市間連携・交流を促進していくことで「デザイン都市・神戸」のさらなる推進を図るとともに、神戸の魅力や「デザイン都市・神戸」の取り組みを世界に向けて発信していくこととしている。

本章では、中長期的視点から、更なるネットワークづくりに向けて、海外のクリエイティブ・シティについて検証し、その都市とのネットワーク策を提言する。

2. クリエイティブ・シティの基礎的な条件とは

本市も「デザイン」という切り口から、新たな都市戦略によるまちづくりに着手したところであるが、この「クリエイティブ・シティ」をめざすにあたり、できるだけ定量的な観点からもとらえることが必要であり、その実現にあたって、最も必要な要素とは「人材」とりわけ、「クリエイティブクラスに属する人材」である。このような観点から、クリエイティブな人々を都市に呼び込むためには、どのような要素を要するものなのか、といったことを十分に理解しておかなければならない。

そこで、「クリエイティブ・シティ」の世界的権威であるリチャード・フロリダの研究内容をもとに見ていくこととする。リチャード・フロリダによる提唱のキーワードは、1) Technology ⇒「技術」
2) Talent ⇒「才能」 3) Tolerance ⇒「寛容性」の「3つのT」である。

1)「技術」は、イノベーションやハイテク産業の集中度によって、測定できる。また、2)「才能」は、「人的資本（高等教育を修了した資格を持つ人口の比率）」ではなく、実際にクリエイティブな仕事に就いている人口の比率で測定したクリエイティブ資本のことを指している。

そして、特に注目したいのが、3)のTである「寛容性」である。「寛容性」は、クリエイティブな才能を惹きつけ、人々を引き寄せるために、国や地域にとって欠かせない要件である。そのまち（まちに住む人々）が思想や国籍などを問わず、さまざまな人々を受け容れることについての「おおらかさ」＝「寛容性」の高さが重要である。

海外の人々がそのまちに入ってきやすいという開放性は、海外の才能を獲得できるということだけではなく、人種・民族・性別・年代・階級を超える効果を生み出すことにつながるというものである。

また、これらの都市は、素晴らしいウォーターフロント、美しいカントリーサイド、豊かなアウトドア・ライフなどが、流動するクリエイティブな才能を引き寄せる誘引となっている。さらに、安全であることも特徴的である。

都市や地域における外国出身者の比率と、その地域の技術革新や経済成長との間に密接な関係があることは、数々の研究によって検証されている。

3. 調査都市の選定理由と検証

上記の3つのTを兼ね備えることが、クリエイティブ・シティとしてまちが発展していくために必要である。フロリダによれば、それらの要件を満たす都市として、①サンフランシスコ、②ボストン、③シアトル、④ロサンゼルス、⑤ワシントンDC、⑥ダラス、⑦アトランタ、⑧フェニックスが該当するが、これらのアメリカの諸都市については、これまでも研究がなされている。

一方で、フロリダの別の研究で、「寛容性」の高さを有する都市があげられており、その中で、

ア 外国人比率において、No1の82%

イ 単なる外国人比率だけでなく経済的繁栄に重要な出身国の多様性に着目した独自の指数であるモザイク指数でNo3、の都市

それがアラブ首長国連邦（UAE）の第2の都市ドバイである。

今回の調査は、これまで、あまり注目されていない地域である中東に位置するアラブ首長国連邦の第2の都市、「ドバイ」についての検証を行った。

(1) ドバイの概要

昨今の伸び悩む世界経済において、めざましい成長を続けている地域として、原油価格の急激な高騰を背景に潤沢なオイルマネーの恩恵を受けている中東地域があげられる。しかし、そのような中で、そもそも原油埋蔵量が少なく、いずれは枯渇する原油に頼らない自立した都市を当初からめざし、ヒト・モノ・カネを世界中から呼び寄せることで、世界の中心都市となるべく、さまざまな観点からの事業を展開している。

	2001	2002	2003	2004	2005	2006
人口(万人)	103	111	120	131	132	142
GDP(億ドル)	180	219	266	322	382	460
輸出(億ドル)	16	17	18	26	31	50
輸入(億ドル)	227	246	296	406	518	599
再輸出(億ドル)	61	81	103	155	215	213
ホテル宿泊者数(万人、延べ)	363	476	498	542	616	644

- ・ドバイはGDPの規模で見ると、日本の都市では神戸市とほぼ同等な経済レベル
- ・1人あたりGDPは、31,140ドルで日本と同程度
- ・既にGDPにおける石油・ガス産業の割合は5%
- ・重点育成産業はサービス産業。特に、「物流」、「貿易」、「金融」、「観光」セクターが経済の柱
- ・過去5年において約20%の高い経済成長率、消費者物価上昇率(CPI)は11.0%

現在、ドバイは世界中から注目を集めている都市のひとつである。現在のドバイをつくった「ドバイの父」とよばれているのが、前首長であるシェイク・ラーシッド(1958年就任)である。1966年に海上油田が発見され、1969年から生産及び輸出が開始されたが、彼は、「原油は有限であり、一時的に富をもたらすものであり、ドバイはあくまで貿易商業都市であり続ける。」という明確なビジョンを持っていた。

油田が発見されておらず、原油による収入といっためどもない1958年から、港であるクリーク浚渫工事に着手するという決断を行った。1967年には中東初の本格的コンテナ港の整備も行い、原油収入が入ってきた70年代から80年代にかけてインフラ整備をスピードアップさせ、道路、住宅、空港や税の減免優遇によるFZ(フリートレードゾーン)を整備するなど、シェイク・ラーシッドの先見性と強力なリーダーシップにより今日のドバイの基礎が築かれた。

また、ドバイ現首長であるシェイク・モハメッド(三男)(1995年就任)は、観光をドバイの主要産業と位置づけ、観光事務局の創設、ショッピングフェスティバルの開催など、国際マーケティングにも手腕を発揮している。このほか、世界一の高層ホテルや、巨大な人工島のザ・パームやインターネットシティ及びメディアシティなど数多くの独創的な施策を展開している。経済面においても、石油収入に対する依存度ゼロをめざして、さまざまな取り組みによりめざましい経済発展を遂げている。

限りある原油に頼らない(現時点で、埋蔵量40億バレル、可採年数約8年強であり、GDPに占める石油部門比率は約5%までに低下)持続可能な都市づくりをめざし、「ドバイは商都として存続する」という父の信念を受け継いで国際ビジネスと観光を中心とした世界の中でも有数の都市をめざし、世界中から人、モノ、カネ、情報、技術、文化が自由に行き来する21世紀の国際ハブの実現に向けて邁進している。

(2) ドバイにおける主な取り組みなど

① フリーゾーン(FZ)の設定による外資系企業の誘致促進

1985年のジュベリアルFZ(世界120か国から5,000社以上)をスタートに現在8つのFZが稼動中である。FZのメリットは、100%外資出資が可能、現地スポンサーが不要、法人所得税の50年間免除、保税区分、利益、配当の送金自由、外国人の雇用規制なし、円滑な進出手続きにある。

ジュベリアルFZの南側に4,500m×6本の滑走路を持つ空港(140平方キロメートル)が2016年開港をめざして整備中であり、この後背地に新たなFZが整備される予定である。

② 港湾

近代設備とフリーゾーン機能を備えたラシード港、ジュベリアル港を1972年、1979年にそれぞれ開港した。特に、ドバイは、中継集積・加工基地として再輸出割合が圧倒的に多いという特徴を持っている。

また、世界的な港湾サービス企業であるドバイ・ボーツ・ワールドは、23カ国の43ターミナルを運営し、世界第4位の港湾オペレーターとして活躍している。

③ 生活のバックボーンであるイスラム教とそれにかかるイスラム金融という手法の台頭

a イスラム教徒の増加

ドバイが位置する中東地域は、イスラム教を国教としているが、年々、イスラム教徒数は増加を続けており、現在、約13億人、世界人口の5分の1を占めている。ある推計によると、今世紀半ばまでには30億人になり、全世界の3分の1を占め、現在の世界最大の宗教であるキリスト教を上回るとの見方もあり、世界における宗教勢力が大きく変化することとなる。

b イスラム金融の歴史

イスラム金融は、1970年代にドバイやバーレーンなどの中東諸国を中心に発展した。1975年に世界初のイスラム金融の専門機関である「ドバイ・イスラム銀行」が設立された。その後、中東諸国を中心に発展したが、イスラム圏であるマレーシアやインドネシアに広がっていった。

現在では、マレーシアとバーレーンがイスラム金融の二大拠点となっている。マッキンゼー・アンド・カンパニーの推計では、2010年に1兆ドル（約100兆円）に到達するとされているが、既に2008年時点で超えているとの見方もある。

c イスラム金融の特徴

シャリーア（イスラム法）に適合した金融のことであり、基本原則は次の4つである。①利子（リバー）の禁止、②不確実性（ガラル）の禁止、③賭博・投機の禁止、④禁忌とされる商品やサービスに関する取引の禁止。

無利子金融であるイスラム金融では、利子（「不労所得」として利子を取ることを戒めている。）を回避する手法として、大きく分けて次の2つがある。①売買・リースなどの実物を介在させた取引、②信託・出資などの収益を配分する取引；例えば、預金者は金利ではなく、配当として報酬を受け取る。禁じられている酒や豚肉、ギャンブル関連の企業や事業への投資、そこからの資金受入も排除する。

d イスラム金融の普及にあたっての課題；シャリア・アドバイザーの確保

イスラム金融機関ごとには、シャリア・ボードという、いわば大目付的存在である委員会が設置されており、必須の機関である。このシャリア・ボードは、①各取引あるいは取扱商品や手続などが、シャリア適格であるかどうかを判断し、承認する、②イスラム金融を実施する銀行に対して、資金の用途やスキームがシャリアに適った内容となるように指導する、といった役割を担っている。

そして、このシャリア・ボードを構成するのが、シャリア・アドバイザーと呼ばれる人材である。このアドバイザーになるためには、シャリアに関する深い知識が必要とされるため、そのほとんどが、シャリア学者により構成されているが、金融に精通した人材が求められている。しかし、現状では、そういった人材は非常に限られており、一部のシャリア学者が複数のシャリア・ボードを掛け持ちしているのが実情である。このため、バーレーンでは、2005年に「イスラム金融研究センター」が設立され、イスラム金融機関で従事できる人材を養成している。また、マレーシアでも同様の人材養成機関が設立されている。さらには、非イスラム圏ながら、シンガポールでは、PERGASというシャリア学者の団体が、「シャリア・アドバイザー・トレーニング・プログラム」を提供し、資格認定を行なっている。

④ 芸術ビジネスの進展

芸術フェアを2007年3月に開催し、2008年も80のギャラリーが参加する予定である。ドバイには、中東のイラン、レバノン、イラク、シリア、エジプト、チュニジアなどの芸術家も作品を供給するようになった。クリスティなどの有名画廊もドバイに関心をもつようになり、2007年11月にはボンハムズ（ロンドンのオークションハウス）がドバイで画廊をオープンした。ドバイでは、絵画など芸術作品の価格がこの10年間に着実に上がっており、ビジネスとして大きな発展を遂げている。

4. 提言

提言17：ドバイとの人材交流と拠点整備

文化や生活慣習、考え方など、それぞれの国における特色がある。いろいろな考え方を持つ人々が結集

し、議論を交わし、共に理解しあう中で、シナジー効果により、クリエイティブな考えが生み出されることは、リチャード・フロリダの研究で立証されている。

一般、兵庫県がアブダビと協定を締結したところであり、中東諸国との第一歩が現実に踏み出された。この兵庫県のアブダビとの提携もふまえ、その相乗効果をねらい、本市は、より成長性・発展性のあるドバイと提携することが必要である。

まず、相互の理解を深め、信頼関係を構築することが、将来のパートナーシップの基礎となるため、人材の交流（児童、学生、社会人など幅広い分野で）から着手することが必要であると考え。本市として、この人材交流を推進するにあたっては、本市がドバイからの人材の派遣を受け入れ、イスラム諸国における正しい理解を深めることから取り掛かることが必要である。

また、神戸に事務所を設置してもらうように、ドバイに働きかけるとともに、本市もドバイに事務所を開設し、中東諸国の拠点を整備することが必要である。

提言18：イスラム金融を呼び込むための人材育成

神戸には、ムスリムにとって必要不可欠な礼拝所である神戸ムスリムモスクが存在するなど、イスラム圏の人々にとって、生活環境の整ったまちであり、また、神戸は幕末の開港以来外国人を受け容れてきたという開かれたまちであり、寛容性、受容性の高さを有している。この歴史的アドバンテージを活かして、日本において、本市が先駆けて、イスラム金融の拠点となるべく、地域金融機関や神戸商工会議所などと連携し、シンポジウムを開催するなど、普及啓発に取り組んでいくことが必要である。また、シャリア・アドバイザーの不足という現状をふまえ、神戸でも、アドバイザー養成のための機関、あるいはプログラムの導入など、人材育成を図るための環境を整備することが求められる。これらの取り組みを推進するために、先述のドバイとの連携強化を図るために、双方における拠点となる事務所の開設や人事交流などから取り組むことが必要であると考え。また、本市がかつて海外事務所を設置していたシンガポールにおいては、先述のように非イスラム圏でありながら、積極的な展開を行っており、シンガポールとの一層の連携強化も有効であると考え。

おわりに

以上、第2章以下において「空間」、「文化」、「ものづくり」の3つ視点から先進各都市を検証し、各種提言を掲げた。それぞれの提言はわれわれプロジェクトチームの各研究員が、神戸がより「神戸らしく」なるための「神戸らしい」施策として提言したものである。神戸の顔となる「神戸らしさ」がいくらあったところでそれが受け手に伝わらなければなんの意味ももたない。「神戸らしさ」で“人を魅せる”ための広報宣伝部署を整備することにより、「神戸らしさ」について、ビジョンに向かっての「4つアップ」（認知度・知名度・イメージ・ブランドのアップ）を戦略的に行う必要がある。「神戸らしさ」で“人を魅せる”ことによって神戸がデザイン都市として人々を魅了することができると思う。

そこで、「神戸らしさ」を人に伝えることをわれわれの最後の提言とする。

提言19：「神戸らしさ」で“人を魅せる”デザイン

現在の行政の広報機能は情報を正しく受け手に伝えることが目的であり、いわゆる商業的な広報機能とは一線を画している。しかしながらデザイン都市という観点から、他都市との競争に打ち勝つ戦略的都市構想を推し進めるにあたっては、これまでの広報とは違った観点からの広報機能が必要であり、“人を魅せる”ための広報宣伝機能が必要であると考え。このような広報宣伝活動には次の点が求められる。

あらゆる事業において、基本的に広報宣伝活動はプロジェクトがスタートしたときから終了時まで続く業務の一つである。したがって早期の段階からしっかりと組織体制が必要となってくるのである。特に規模の大きい事業においては情報の一元管理を行うためにも専任の担当者をおくことが不可欠である。

また、人を引きつける広報宣伝活動を行うためには、新鮮でかつ魅せる情報を次々に送り出す必要がある。そのためには様々な情報を広報宣伝部門が迅速かつスムーズにつかむことができなければならない。つまりはそれぞれの担当部署から広報宣伝部門に対して情報がストレスなくスムーズに届けられるシステムが構築されていることが必要とされる。

行政組織の中では、事業を企画・立案・実行するものと広報宣伝を考えるものが同一であることが多いが、広報宣伝活動は片手間に行えるものではない。近年、広報活動の重要性に対する認識は大いに高まってきているという状況にあるものの、一部上場企業といった大きな民間会社であっても、未だ十分な広報活動の体制を整えていない企業の方が多いといっても過言ではない。有効な広報宣伝活動を行うためには豊富な経験とマンパワーが必要となるが、広報宣伝活動に対する重要性の認識が必要である。

以上のようにわれわれが「デザイン都市・神戸」という観点から施策を提言するにあたっては、単に先行事例がうまくいっているからといって、それを神戸にそのまま取り入れればよいというのではなく、あくまでも「神戸らしさ」といったフィルタをとおして検討がなされたものである。われわれは、他都市でそうならば神戸ではもっとこうすべきだというものをもっと考える必要があるのではないだろうか。われわれは日々、様々な施策を担っているわけであるが、今やろうとしていることが、本当に神戸がより「神戸らしく」なるための施策なのかどうか常に考える必要があるのではないだろうか。

市民が神戸に対して愛着と誇りを抱くように、われわれも神戸市職員として神戸に対する愛着と誇りを抱かなければならない。また、愛着と誇りを抱くことができる「神戸らしい」神戸を描かなければならない。デザインとは人の思いを実現する力である。個々が思い描く神戸の未来をつなぎ、そして重ねあい、神戸がより「神戸らしく」あるために、われわれには神戸をデザインすることが求められているのである。

○【研究会名簿】（平成20年3月31日時点）

青木ひろみ	建設局東部建設事務所工務課主査
岡田茂樹	産業振興局工業課主査
田中裕子	企画調整局企画調整部企画課主査
猶原豊人	中央区まちづくり推進部まちづくり推進課事業推進係長
堀米浩司	国際文化観光局文化観光部観光交流課主査
松添高次	企画調整局デザイン都市推進室主査
山本圭一	企画調整局企画調整部総合計画課計画調査係長
横山和人	市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課主査
和田秀俊	みなと総局技術部計画課主査

○【参考文献】

- ・ジェイムス・M・アッターバック「デザイン・インスパイアードイノベーション」ファーストプレス 2008
- ・荒川区「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」
- ・五十嵐麻理「日本珍スポット100景」ぴあ株式会社 2008
- ・井口貢「まちづくり・観光と地域文化の創造」学文社 2005
- ・板屋源平「都市政策 金沢市の歴史的環境保全への取り組み」神奈川県自治総合研究センター 2008
- ・市川雅万「世田谷の風景づくりについて」グリーン・エージ2008.10 日本緑化センター 2008
- ・逸見健二郎「プロダクトデザインガイドブック」美術出版社 2002
- ・伊藤文平「神戸市における景観まちづくりの取り組み」『都市政策』第131号 神戸都市問題研究所 2007
- ・内田広由紀「ベストセラーの秘密 共感力でヒットをねらえ」視覚デザイン研究所 2008
- ・遠藤功「プレミアム戦略」東洋経済出版社 2007
- ・協同組合沖縄産業計画 イタリア産業研究会「イタリアにおける「匠のネットワーク」調査研究～沖縄の工芸産業の振興に向けて～」2003
- ・奥山清行「人生を決めた15分 創造の1/100000」ランダムハウス講談社 2008
- ・奥山清行「伝統の逆襲－日本の技が世界ブランドになる日－」祥伝社 2007
- ・長野県小布施町行政資料「小布施町の概要」2007
- ・恩田達紀、池上一希、近江淳「ドバイ・ベトナム・インド 経済・経営の視点から確かなことがわかる本」明日香出版社 2008
- ・学習研究社 編「デザインの仕事なり方完全ガイド」学習研究社 2005
- ・川島蓉子「フランフランの法則」東洋経済新報社 2007

- ・岸竜太郎・宮下亮一「金沢市眺望景観保全計画と景観条例支援システムの開発」 Civil Engineering Consultant 2003
- ・岸田里佳子「景観法の活用状況について」『季刊まちづくり』17号 学芸出版社 2008
- ・喜多俊之「ヒット商品を創る デザインの力」 日本経済出版社 2008
- ・木全賢「PRODUCT DESIGN RULES 売れる商品デザインの法則」 JMAM 2007
- ・木村裕「京都市眺望景観創生条例」『自治体法務研究』2007秋号 ぎょうせい 2007
- ・京都市行政資料「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会 最終答申」 2006
- ・京都市都市計画局「京都市眺望景観創生条例の概要 ～京都の眺望景観・借景の保存を目指して」 2007
- ・京都市都市計画局「新景観政策～時を超え光り輝く京都の景観づくり」 2007
- ・京町家証券化事業研究会（有限責任中間法人京都不動産投資顧問業協会，NPO 法人京町家再生研究会，京都大学丸谷研究室，(財)京都市景観・まちづくりセンター）「京町家証券化事業報告書－証券化の実際と今後の課題・展望－」京町家証券化事業研究会 2007
- ・清野由実「セーラが町にやってきた」 プレジデント社 2002
- ・近畿経済産業局「近畿におけるデザインビジネスの活性化方策に関する調査報告書～デザイン先進地域近畿を目指して～」 2008
- ・窪田 亜矢「限界が活きるニューヨークのまちづくり－歴史・生活環境の動態的保全」 学芸出版社 2002
- ・栗山尚子「斜面都市における眺望景観保全政策の特性評価と view corridor 施策の適用に関する研究」 神戸大学学位論文（博士（工学））乙2896 2006
- ・桑田政美 編「観光デザイン学の創造」 世界思想社 2006
- ・神戸市「神戸市景観形成基本計画 神戸らしい都市景観の形成をめざして」 1982
- ・神戸市「景観形成指定建築物等誘導基準（手引き）」 2007
- ・神戸新聞総合出版センター「神戸学」 神戸新聞総合出版センター 2006
- ・神戸新聞社「源平と神戸ゆかりの50選」 神戸新聞総合出版センター 2004
- ・神戸都市問題研究所「歴史的資産を生かしたまちづくり研究」 2007
- ・櫻井秀子「イスラーム金融 贈与と交換，その共存のシステムを解く」 新評論 2008
- ・佐々木 陽一「元気なまちのスゴイしかけ」 PHP 研究所 2006
- ・産経新聞取材班「地域よ，蘇れ！」 産経新聞出版 2006
- ・C&C 振興財団監修「クリエイティブ・シティ」 NTT 出版 2007
- ・塩尻和子，池田美佐子「イスラームの生活を知る事典」 東京堂出版 2004
- ・敷田麻実，森重昌之，高木晴光，宮本英樹「地域からのエコツーリズム」 学芸出版社 2008
- ・自治研修協会「観光振興とまちづくり」 自治総合センター 2006
- ・島川崇「観光につける薬」 同友館 2002
- ・ハッジ・アハマド・鈴木「中東のことがマンガで3時間でわかる本」 明日香出版社 2008
- ・ハッジ・アハマド・鈴木「日本一わかりやすいイスラームのことがマンガで3時間でマスターできる本」 明日香出版社 2002
- ・関満博 財団法人日本都市センター「新「地域」ブランド戦略－合併後の市町村の取り組み－」 日経広告研究所 2007
- ・世田谷区「せたがやの地域風景資産ガイドマップ」 世田谷区 2007
- ・大社充「体験交流型ツーリズムの手法」 学芸出版社 2008
- ・田村十七男「おしゃべりなデザイン」 エイ出版社 2008
- ・デザインをまちづくりに生かすための研究会「「デザインをまちづくりに生かすための研究会」報告書－創造都市戦略としての「デザイン都市・神戸」－」 2007
- ・寺田和正「サマンサタバサ 世界ブランドをつくる」 日本経済新聞社 2007
- ・東京理科大学・小布施町まちづくり研究所 東京理科大学理工学部建築学科川向研究室「東京理科大学・小布施町まちづくり研究所 活動記録 2006年」 祥美印刷株式会社 2007
- ・永井ふみ「世田谷区風景づくり条例にみるボトムアップの風景づくり」『季刊まちづくり』7号 学芸出版社 2005
- ・南雲治嘉「100の悩みに100のデザイン」 光文社新書 2006
- ・名児耶秀美「hello! design アッシュコンCEPTの仕事」 ラトルズ 2006
- ・新堀 邦司「栗と花と文化の町 小布施物語」 株式会社里分出版 2003
- ・西村幸夫+町並み研究会「日本の風景計画 ～都市の景観コントロール到達点と将来展望」 学芸出版社 2003
- ・西村幸夫「都市保全計画」 東京大学出版会 2004
- ・西村幸夫「風景論ノート ～景観法・町並み・再生」 鹿島出版会 2008
- ・日本観光協会「観光地づくりの実践」 日本観光協会 1998

- ・日本経済新聞社「イスラム 繁栄の弧のゆくえ」 日本経済新聞社 2008
- ・糠谷英輝「世界を席巻するイスラム金融」 かんき出版社 2007
- ・野原卓「普通のまちに「良好な景観」をつくる」『季刊まちづくり』7号 学芸出版社 2005
- ・博報堂 地ブランドプロジェクト「地ブランド」 弘文堂 2006
- ・長谷政弘「新しい観光振興」 同文館 2003
- ・平野暁臣「「イベント実務」がよくわかる本」 イースト・プレス 2007
- ・深澤直人「デザインの輪郭」 TOTO 出版 2005
- ・船井幸雄「まちはよみがえる」 ビジネス社 2006
- ・リチャード・フロリダ「クリエイティブ・クラスの世紀」 ダイヤモンド社 2007
- ・リチャード・フロリダ「クリエイティブ資本論」 ダイヤモンド社 2008
- ・分屋代表 木下豊「食と農のブランド力とまちづくり～玉村豊男小布施講演録～」 分屋 2003
- ・ジョン・ヘスケット「デザインの思考 つまようじからロゴマークまで」 ブリュッケ 2007
- ・宮田律「ドバイ発・アラブの挑戦」 NTT 出版 2008
- ・宗田好史「にぎわいを呼ぶイタリアのまちづくり—歴史的景観の再生と商業政策」 学芸出版社 2000
- ・安田丑作「わが国における景観行政の系譜と課題」都市政策131号 神戸都市問題研究所 2007
- ・山下柚実「客はアートでやって来る」 東洋経済新報社 2008
- ・山見博康「広報・PR 実務ハンドブック」 日本能率協会マネジメントセンター 2008
- ・山本雅也「インハウスデザイナーは蔑称か」 ラトルズ 2005
- ・リュディガー・ユングブルー「IKEA 超巨大小売業 成功の秘訣」 日本経済新聞出版社 2007
- ・Real Design 編集部 編「デザイナーの仕事」 エイ出版社 2007
- ・脇祐三「中東激変 石油とマネーが創る新世界地図」 日本経済新聞社 2008
- ・和田幸信「フランスの景観を読む 保存と規制の現代都市計画」 鹿島出版会 2007
- ・Austraria International Council of Monuments and Sites “The Burra Charter” Austraria ICOMS Inc. 1999
- ・Brisbane City, Heritage unit “Your guide to heritage incentives -Working together to coserve our past-” Brisbane City Council 2006
- ・Brisbane City, Urban design section, City Planning “Woolloongabba Urban Centre Improvement Project” Brisbane City Council 2007
- ・New York City Department of Small Business Services “Starting BUSINESS IMPROVEMENT DISTRICT a step-by-step guide” New York City 2002



21世紀の都市像 — 地域を活かすまちづくり —

近畿都市学会編



古今書院
2,600円＋税

21世紀は、人類の過半が都市に居住する「都市の時代」になると見込まれている。すでに「都市の時代」を迎えている先進国では、21世紀初頭に、人口減少社会への突入など、近代都市の発展の前提条件が崩れ、近代以来初めて直面する環境変化により、都市の再構築が求められている。そして、都市研究・都市関連諸科学は、「都市のあるべき姿、新たな都市像の再構築」という課題がつけつけられているのである。

このような都市研究の関心の中で、21世紀には、「クリエイティブシティ論」、「コンパクトシティ論」をはじめとする「持続可能都市論」などが出てきた。

本書は、近畿都市学会が2007年に創立50周年を迎えるにあたり、21世紀の都市づくり・地域づくりに寄与すると考えられるテーマを選んで、当学会に関係する大学関係者、行政担当者、NPO指導者によって執筆されたものである。

具体的には、クリエイティブシティ論、コンパクトシティ論などの「21世紀の都市論とまちづくり」、インナーシティ、都心、郊外ニュータウン、歴史的まちなみ保全地区などの「21世紀都市の構造」、そして、「21世紀都市の経済と社会」について紹介している。

本書は、21世紀の都市像を議論する上で、格好のテキストであると言える。



地域政策入門 — 未来に向けた地域づくり — 藤井正・光多長温・小野達也・家中茂 編著



ミネルヴァ書房
本体3,000円＋税

政策を論じる場面で「地域」という言葉が頻繁に登場するようになり、いつの間にか「地域政策」という言葉も少なくとも自治体や社会科学の場ではごくあたり前に用いられている。しかしながら、今一度、「地域」とは何か、或いは「地域施策」とはどのようなものかを的確に説明することは難しいことに気付く。本書は、鳥取大学地域学部のスタッフを中心に、この素朴ともいえる疑問に対して現在学術的に体系立てられている限りを尽くして答えようと書かれたものである。

本書の「はじめに」によれば、大学の新生や地域政策に関心を持つ市民を念頭にし、地域政策に関する本格的な体系的入門書であると同時に、学術的な専門分野志向ではなく、学際的・実践的側面に重点を置いている。また、確立した学問分野を解説した教科書ではなくその意味においては未成品であると本書自身を紹介し、各書での議論の契機となることを期待している。さらに序論では、地域間格差の問題はまもなく地域自立度格差が一挙に表面化する時代を迎えると示唆し、いわゆる地域のキーパーソン養成や地域づくり実践者へのヒントの提供を意図して書かれている。

全体は、15のテーマ（章）が「地域政策とは何か」「地域政策の枠組み」「地域政策の展開」の三部に括られているが、「地域政策の枠組み」では、行政法や地方自治法の教科書でおなじみの住民と自治、行政と議会、財政などの項目が平易な表現で地域施策の視点で論じられており、地方自治のオーソドックスな体系論に親しんだ層や行政職員などが、既存の知識と結びつけて理解を深めることができよう。施策実践の場に近い、地に足の着いた目線で編まれた書物として、広くお勧めしたい。



つながる — 信頼でつくる地域コミュニティ —

読売新聞生活情報部編



簡井書房
1,600円＋税

人と人とのつながりや信頼関係を社会的な資源（ソーシャルキャピタル）にとらえる新しい考え方が広がってきている。人間関係の豊かさが、水道や電気が使え、道路が整備されていることと同じように大事な社会資本であり、人口減や高齢者、財政の悪化などの問題を解決し、暮らしや地域の再生をもたらす切り札として注目されている。また、住民たちの協力でつくり出される規範や信頼関係、ネットワークによる問題解決能力が高ければ高いほど、安心して安全に暮らせる地域だとされる。

本書は、2007年2月から12月にわたり読売新聞に連載された「くらし家庭面」年間企画「つながる」をそのまま収録し、全国各地における、住民自らがつながりを求め、地域の生活課題を主体的に解決し合う住民の姿を1年間にわたり取材したものである。第1部『人と地域社会』、第2部『米国・イタリアの現場からの報告』、第3部『つながりをつくるための実践法』、特別編『震災の現場から』、第4部『信頼のつくり方』、座談会『地域社会を変える、人間同士のつながりがもたらす新たな価値観』から構成されている。

具体的には、狭い意味での「地域問題」ととらえず、社会学・心理学的なアプローチや海外の事例も踏まえながら、社会資本としての人と人とのつながりをどうしたら培っていくことができるのかを摸索し、暮らしの現場にある地域社会再生のためのヒントを試行錯誤で探っている。昔のような地縁血縁で結びついた時代に戻ることが容易でなくなっている今の時代にふさわしい、先駆的、試行的な取り組みや実践的で興味深い事例が紹介されている。

最後に、本書では、こうした取り組みや事例紹介を通じ、人と人とのつながりや関係が希薄になったといわれる地域社会のなかで、住民自らがつながりを求め、信頼で築く地域コミュニティのあり方を摸索し、地域の生活課題を主体的に解消していこうと挑む住民の前向きな姿に触れることができるので、一読をお薦めしたい。



まとまりの景観デザイン 一形の規制誘導から関係性の作法へー 小浦久子著



学芸出版社
本体2,600円＋税

1960年代の歴史的町並み保存運動から始まった景観への取り組みは、その後つくる、育てるといった観点も加わり、まちづくりとつながることによって、一般的な地域を含め、全国的にひろがっていった。景観というと、誰にも親しみやすいテーマではあるが、魅力的な景観づくりのためにどう景観を計画し、どう取り組んでいけばよいかは、なかなか難しい。一般的に景観づくりというと、屋根のかたち、壁面の色や素材といった建築物や敷地単位のデザイン規制で取り組む場合が多いが、規制に合致したものが集まっただけで、魅力的な景観が形成されるとは限らない。

本書では、景観を建築物や道などの公共空間、空や水辺や山などの都市空間の構成要素が相互に関係しあってできている地域の空間や環境の現われとし、その特徴を地形や風土等の地域性、建ち並びをつなぐスカイライン、敷地際のセットバック、ファサードライン（壁面線）、都市空間のボリュームといった観点でまとめている。また、都市は常に変化していくものであり、敷地単位で発生する建て替えや開発が空間を構成する要素相互間の関係性を崩す場合も多い。それに対し、生活環境の維持、緑、そのまちらしさのイメージ力、コンバージョンといった変化のつなぎ方についてもまとめている。

景観のまとまりから、まちの空間構成を理解し、景観を計画することにより、地域の環境資源や空間コンテキストにもとづき空間を構成する道や建築物の関係性をデザインすること、さらに、まちの変化を前提として敷地単位の変化をまちにつないでいくことが、景観まちづくりにとって重要であると説いている。

景観を都市空間の文化と考える著者が、地元である京阪神等の調査事例をまじえながら景観デザインについてまとめたものであり、景観まちづくりに携わる専門家や、興味をもつ皆さんにお薦めする。



衆知を活かすー明日の神戸のまちづくりー 矢田立郎著



神戸新聞総合出版センター
本体1,200円＋税

矢田立郎神戸市長が、市長就任以来行ってきた施策やまちづくりについて、その思いを述べている。経営の神様といわれた故松下幸之助氏も同様の意味で「衆知経営」ということを説かれているが、「衆知」とは市政に関し、多くの人に意見やアイデアをもらい、それを活かして仕事を進めてきたという思いからの言葉であろう。

内容は、第1章として主に震災を教訓とした「危機管理センター」の整備など市民の安全・安心のための危機管理体制の整備や美しい環境を維持するための公共心について述べている。第2章では著者が最も大事にすべきものと考えている市民との協働と参画について「協働と参画のプラットフォーム」などの事例と様々な行政計画をPDCAサイクルを回しながら取り組む思いを、第3章では最大の懸案であった財政再建と行政サービスの充実並びに活力ある市の組織づくり、第4章では今後さらに厳しい環境に直面する福祉施策や子どもの健全育成などについて記されている。第5章では、神戸を元気にするための2万人雇用創出や企業誘致、神戸空港、医療産業都市構想、進観光施策の推進を述べている。第6章では神戸らしいまちづくりを目指す「デザイン都市・神戸」やビエンナーレの開催など事業の思いを綴っている。

巻末にはワンガリ・マータイ氏（ノーベル平和賞受賞）との環境座談会、G8環境相会合記念座談会、渡海元文部科学大臣を交えた医療産業都市構想座談会なども掲載している。

矢田氏は市長就任以来7年間非常に財政状況の悪化中、行財政改革を行うとともに様々な新しい施策を展開してきた。今後ともこういった市政の成果を検証するとともに、次に対応したさらなる都市戦略を提案し続け、神戸というまちのポテンシャルを向上させていくことが期待できる書となっている。



危機管理百日の鼓動（巨大災害対応ノート） 金芳外城雄著



NPO 神戸の絆2005
本体700円＋税

著者は、阪神・淡路大震災時には神戸市生活再建本部長として震災復旧・復興に従事していたが、その後、平成18年4月から神戸学院大学学際機構「防災・社会貢献ユニット」の教授として防災行政を担当しており、それを通じて危機管理における「対策」から「政策」への転換の必要性を唱えている。

本書は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえながら、仮想の巨大災害発生時の初動対応から復旧・復興に至る100日間において、公共、民間、市民、町づくりの各セクターが考えるべき課題をテーマとして取り上げ、減災とは何か、危機管理とは何かを考えるための教材として執筆されたものである。

本書の特徴は、まず、自らの気づきによって危機管理能力の向上を図ることを目的として、ジョージワシントン大学大学院の M. J. マコード教授が創設したアクションラーニング手法による実践的学習の考え方を基に、物語を取り入れていることである。また、神戸学院大学の学生が、大学周辺で取り組んでいる防災福祉マップづくりや、地域の消防団活動に教員とともに参加し、全国でも初めての試みとして注目を集めているコンソーシアム活動の実践例を紹介していることである。さらには、阪神・淡路大震災からの復興過程で注目されたソーシャル・キャピタルを減災資本として位置づけて、その構築に向けた政策の重要性が指摘されていることである。

本書は、防災を学ぶ学生だけでなく、自治体の防災、危機管理の担当者にも必読の副読本である。

編 集 後 記

◎巻頭論文で指摘されているように、社会経済の構造が大きく変化する時代に中長期の計画を策定することは難しく、都市づくりの未来像を描くにあたっては、これまでの時代より格段に幅広い視点での考察が求められます。

◎折しも、サブプライム住宅ローン問題を発端とする、戦前戦後を通じて有数ともいわれる経済危機が顕在化しつつあり、都市を取り巻く状況に不透明感が広がりつつあります。

◎しかしながら、そのような時期であるからこそ、長期かつ戦略的な視点から、大きな構造変化の潮流を見据えて、次代につながる都市づくりを市民との協働と参画によって議論することが大切です。

◎次号は、「大都市制度」を特集します。ご期待ください。

【問い合わせ先】

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル18F FAX 078-252-0877
神戸都市問題研究所内 季刊「都市政策」編集部宛

次号135号予告 (2009年4月1日発行予定)

— 特集 大都市制度 —

(敬称略)

指定都市制度の政策課題	高 寄 昇 三
大都市税財政制度の評価	林 宏 昭
大都市行政制度の在り方	大 阪 市
政令指定都市指定への経緯と直面する課題	新 潟 市
指定都市市長会の活動	指定都市市長会
大都市行政を支える税財政制度	山 下 太 郎

<執筆者、タイトルについては変更になる場合があります>

季 刊 都 市 政 策

第134号

印 刷 平成20年12月20日 発 行 平成21年1月1日

発行所 財団法人神戸都市問題研究所 発行人 新野幸次郎

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル18F)

電話 (078) 252-0984

発売元 勁 草 書 房

〒112-0005 東京都文京区水道2の1の1

振替口座 00150-2-175253 電話 (03) 3814-6861

印 刷 田中印刷出版株式会社

* 落丁・乱丁本はお取替えます。

地方自治を語るみんなの広場

【月刊】自治フォーラム

2009.1 VOL.592

定価600円（本体571円）

特集 観光を核とする地域づくり

- 視 点 観光立国時代における地域づくり石森 秀三
解 説 観光庁の設立と観光地域づくり本保 芳明
多様な訪日外国人の行動に対応した観光戦略の提案吉田 隆
エコツーリズムによる魅力ある地域づくり小林 英俊
事 例 白銀が誘うニセコの豪州人スキーヤー北海道倶知安町
人が集まるまちづくり長野県小布施町
四つのみるを原点にした観光振興の推進について豊岡市
ーコウノトリの野生復帰と観光の振興ー
エッセイ 首長が語る地方自治林 直樹
(タイトルについては、変更になることがあります。)

編 集 自治研修研究会（財団法人自治研修協会内）

発行所 第一法規株式会社

(〒107-8560) 東京都港区南青山2-11-17 電話 03(3404)2251 振替口座：東京3-133197

政策研究情報誌

地域政策

2009・新年号 No.30 2009年1月上旬発行 定価650円（本体619円）

特集 全国知事会

慶應義塾大学教授 浅野史郎／柳井市長 河内山哲朗／読売新聞社編集委員 青山彰久
インタビュー 地方分権改革推進委員会事務局長、北海道大学公共政策大学院教授
宮脇 淳

文化企画 第4回文化力シンポジウム

基調講演：財団法人大原美術館理事長 大原謙一郎／パネルディスカッション
ニュース／ルポ がんばる自治体 金ヶ崎町(岩手県)／各務原市(岐阜県)／沖縄市(沖縄県)
三重発、 NPO／自治体職員 他

企画・編集：三重県職員研修センター

「地域政策－三重から」

(〒514-0004) 三重県津市栄町1-891

電話 059-224-2767

発行所：（株）公人の友社

(〒112-0002) 東京都文京区小石川5-26-8

電話 03-3811-5701



職員・議員・市民必携の政策情報誌

月刊「地方自治職員研修」

毎月15日発行、B5判130頁、定価800円（最寄りの書店より取り寄せてできます）
直接送付・年間定期購読：8,880円（税送料込み、前払い）

1月号 〈特集〉地方自治・暗黒のシナリオ

12月号 〈特集〉地域の諸相'08～停滞か、後退か、雌伏か

11月号 〈特集〉市民を守る自治体～リスク別・自治体の「守備範囲」と課題

臨時増刊
最新・89号

『指定管理者再選定のポイント』

制度の現状から導く、実務マニュアル
定価1,680円（税込み）

好評
発売中

『市民自治のこれまで・

これから』今井照・編著
定価2,625円（税込み）

公職研 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-20

<http://www.koshokuken.co.jp>

tel.03-3230-3701 / fax.03-3230-1170 / e-mail:hello@koshokuken.co.jp



新修 神戸市史

第8巻

「産業経済編Ⅲ 第三次産業」

A5版 全898ページ 定価6,000円(税込)

- 構成 第1章 開港から第一次世界大戦まで
第2章 第一次世界大戦から第二次世界大戦まで
第3章 戦後復興から高度成長期まで
第4章 高度成長期以後

内容 幕末の開港以来、貿易と共に急速に発展し、第二次世界大戦と高度経済成長期を経た神戸の「第三次産業」盛衰の歴史を、年代ごとに、貿易業、交通業、港湾運送・倉庫業、金融業、流通業といった業種別に横断的に解説。

既刊（定価は税込み）

「歴史編Ⅰ自然・考古」、「産業経済編Ⅰ第一次産業」、「歴史編Ⅲ近世」、「歴史編Ⅳ近代・現代」（以上、定価各5,000円）、「産業経済編Ⅱ第二次産業」、「行政編Ⅰ市政のしくみ」「行政編Ⅱくらしと行政」「行政編Ⅲ都市の整備」（以上、定価各6,000円）

◎市史の詳細・目次は神戸市文書館ホームページをご参照ください

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/06/014/kankoubutu/kankoubutu.html>

発行 神戸市 新修神戸市史編集室（神戸市文書館内）

☎651-0056 神戸市中央区熊内町1-8-21 ☎078 (232) 3437 FAX078 (232) 3840

申込先 田中印刷出版(株)内 みるめ書房（主要書店にても発売中）

☎657-0845 神戸市灘区岩屋中町3-1-4 ☎078 (871) 0551 FAX078 (871) 0554

都市政策バックナンバー

- 第107号 特集 新産業の創出に向けて 2002年4月1日発行
- 第108号 特集 コミュニティ・ビジネスの振興と課題 2002年7月1日発行
- 第109号 特集 公営住宅のあり方と今後の課題・方向性 2002年10月1日発行
- 第110号 特集 大都市制度のこれから 2003年1月1日発行
- 第111号 特集 都市の活性化と地域連携 2003年4月1日発行
- 第112号 特集 行政コスト分析の課題 2003年7月1日発行
- 第113号 特集 第三セクターの課題と展望 2003年10月1日発行
- 第114号 特集 福祉と民間活力 2004年1月1日発行
- 第115号 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅰ 2004年4月1日発行
- 第116号 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅱ 2004年7月1日発行
- 第117号 特集 ユニバーサルデザイン 2004年10月1日発行
- 第118号 特集 阪神・淡路大震災10年 2005年1月1日発行
- 第119号 特集 地域におけるセクター間の連携 2005年4月1日発行
- 第120号 特集 地方自治体の人事・給与 2005年7月1日発行
- 第121号 特集 集客観光都市の創造 2005年10月1日発行
- 第122号 特集 空港が開く都市の未来 2006年1月1日発行
- 第123号 特集 パブリックガバナンス—外部監査と外部評価— 2006年4月1日発行
- 第124号 特集 地域の力を活かした防災・防犯力の強化 2006年7月1日発行
- 第125号 特集 大学と地域・産業との連携によるまちづくり 2006年10月1日発行
- 第126号 特集 デザインを生かしたまちづくり 2007年1月1日発行
- 第127号 特集 ソーシャルキャピタルと地域づくり 2007年4月1日発行
- 第128号 特集 神戸医療産業都市構想 2007年7月1日発行
- 第129号 特集 神戸開港140年 2007年10月1日発行
- 第130号 特集 少子高齢社会における受益と負担の関係 2008年1月1日発行
- 第131号 特集 景観行政の変遷と意義 2008年4月1日発行
- 第132号 特集 ソーシャル・インクルージョン手法による地域の再生 2008年7月1日発行
- 第133号 特集 文化創生都市づくりとビエンナーレ 2008年10月1日発行

ISBN978-4-326-96174-0
C3331 ¥619E



9784326961740

定価650円(本体619円)

勁草書房



1923331006192



発売元

勁草書房

東京都文京区水道2の1の1
振替口座00150-2-175253

☎03-3814-6861